

別海町地域防災計画

令和6年（2024年）3月

別海町防災会議

— 目 次 —

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画推進に当たっての基本となる事項	2
第 3 節 用語例	3
第 4 節 計画の修正事項	5
第 5 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 6 節 町民の責務	12
第 7 節 事業所の責務	13
第 8 節 別海町の自然的条件	14
第 9 節 災害の概要	14
 第 2 章 防災組織	 15
第 1 節 別海町防災組織	15
第 2 節 別海町防災会議	16
第 3 節 別海町災害対策本部	18
第 4 節 非常配備体制	29
第 5 節 住民組織等の協力	37
第 6 節 自主防災組織の育成	38
 第 3 章 災害情報通信計画	 41
第 1 節 気象予報警報等の伝達計画	41
第 2 節 災害通信計画	64
第 3 節 災害情報等の報告収集及び伝達計画	67
 第 4 章 災害予防計画	 80
第 1 節 重要警戒区域及び整備計画	81
第 2 節 消防計画	83
第 3 節 防災訓練計画	88
第 4 節 建築物災害予防計画	90
第 5 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	92
第 6 節 避難行動要支援者等の配慮者に関する計画	96
第 7 節 危険物等保守計画	100
第 8 節 融雪災害予防計画	101
第 9 節 雪害対策計画	103
第 10 節 土砂災害予防計画	106
第 11 節 水害予防計画	108

第5章	災害応急対策計画	113
第1節	災害広報・情報提供計画	113
第2節	水防計画	120
第3節	避難・救出計画	155
第4節	食料供給計画	170
第5節	衣料・生活必需品等物資供給計画	173
第6節	給水計画	175
第7節	医療及び助産計画	177
第8節	防疫計画	180
第9節	清掃計画	182
第10節	行方不明者の搜索及び死体処理並びに埋葬計画	184
第11節	障害物除去計画	187
第12節	輸送計画	189
第13節	労務供給計画	192
第14節	文教対策計画	194
第15節	住宅対策計画	198
第16節	災害警備計画	202
第17節	自衛隊災害派遣要請計画	207
第18節	ボランティアの受入れ計画	211
第19節	相互応援（受援）体制整備計画	213
第20節	飼養動物対策計画	216
第6章	地震・津波対策計画	217
第1節	地震災害対策計画	217
第2節	津波応急対策計画	227
第3節	津波避難計画	232
第4節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	268
第7章	特殊災害対策計画	287
第1節	海上災害対策計画	287
第2節	林野火災対策計画	292
第3節	大規模停電災害対策計画	300
第8章	災害復旧計画・被災者援護計画	301
第1節	災害復旧計画	301
第2節	被災者援護計画	303
第3節	災害復旧融資制度	304

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき別海町防災会議が作成する計画であり、別海町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。計画の主な内容は以下の通りである。

- 1 別海町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、別海町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務、又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。
- 2 防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画、要配慮者、LGBTQ等の性的マイノリティー者及び宗教的ニーズに対する合理的配慮、その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第3節 用語例

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
日本海溝特措法	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
日本海溝特措法施行令	日本海溝特措法第6条及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）
町防災会議	別海町防災会議
本部（長）	別海町災害対策本部（長）
町防災計画	別海町地域防災計画
防災関係機関	別海町防災会議条例（昭和37年別海町条例第25号）第3条に定める委員の属する機関
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう
減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、出来ることから計画的に取り組んで、少しでも被害の軽減をはかるようにすることをいう。 内閣府（防災担当）「減災のてびき（改訂版）」12頁より引用 https://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/tebiki.html
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	町長、中標津警察署長及びその他の防災関係機関の長をいう。
避難対象地区	過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区をいう。

上記の表は、次の頁に続く。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 根拠 災害対策基本法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
低体温症要対処者	寒冷時に高台や避難経路が寸断された場所など屋内への2次避難が困難な場所へ避難した場合、長時間、寒冷状況にさらされることで低体温症により死亡するリスクが高まる者をいう。 北海道「日本海溝・千島海溝沿いの大地震の被害想定について」 （令和4年7月28日）7頁より引用 https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html
モーメント マグニチュード （Mw）	震源断層の断層面積と断層すべり量等から求められるマグニチュードのこと。地震波の最大振幅から求められる他のマグニチュードと異なり、頭打ちになることはなく、国際的にも広く用いられている。一方、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報や地震情報等には、地震波の最大振幅から求められる「気象庁マグニチュード（Mj）」が用いられている。 例として、モーメントマグニチュード8の場合、「Mw8」と記す。 内閣府（防災担当）「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」 （令和4年11月8日）2頁より引用 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/122089.html

第4節 計画の修正事項

町防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に定めるところにより毎年計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容はおおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に錯誤のあるとき
- 2 社会経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策の実施によって計画の変更(削除)を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画、防災業務計画、北海道地域防災計画の修正（改正）が行われたとき
- 6 その他別海町防災会議会長が必要と認めたとき
- 7 各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
釧路開発建設部 中標津道路事務所	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること 2 国道の改築及び維持管理、並びに災害復旧に関すること
北海道森林管理局 根釧東部森林管理署	1 所轄国有林につき保安林の配置適正化と施策の合理化に関すること 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること 3 林野火災の予防対策を立て、その未然防止に関すること 4 災害時において、町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
根室海上保安部	1 気象予報警報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること 2 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること 3 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること 4 海上における人命の救助に関すること 5 海上における船舶交通の安全の確保に関すること 6 災害時において被災者、救助物資、人員等の海上輸送に関すること

上記の表は、次の頁に続く。

機関名	事務又は業務
釧路地方気象台	1 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること 5 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、北海道や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと 7 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること

2 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第27普通科連隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること 2 災害派遣要請権者の要請に基づき、部隊等を派遣すること 3 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信の支援等に関すること

3 北海道

機関名	事務又は業務
根室振興局	1 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること 2 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること 4 自衛隊の災害派遣要請を行うこと 5 救助法の適用及び実施に関すること 6 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること
釧路建設管理部 中標津出張所	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること 2 道道、所轄河川の維持災害復旧に関すること 3 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び災害復旧に関すること 4 漁港における災害復旧に関すること
根室振興局 保健環境部 中標津地域保健室 (中標津保健所)	1 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること 2 災害時における医療救護活動に関すること 3 災害時における防疫活動に関すること 4 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること 5 医療防疫薬剤の確保及び供給に関すること 6 被災地における住民の食生活の安全確保を図ること
根室家畜保健衛生所	1 災害時における家畜の応急治療、被災地の防疫指導並びに伝染病予防に関すること 2 被災地の衛生材料の需要に関すること
中標津警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること 2 災害情報の収集に関すること 3 災害警備本部の設置運用に関すること 4 被災地、避難所等、危険箇所等の警戒に関すること 5 犯罪の予防、取り締まり等に関すること 6 危険物に対する保安対策に関すること 7 広報活動に関すること 8 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること
根室教育局	1 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

4 別海町

機関名	事務又は業務
別海町	1 別海町防災会議の事務に関すること 2 防災に関する施設及び組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること 3 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図ること 4 防災上必要な訓練を実施すること 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること 6 防災思想の普及を図ること 7 本部の設置及び組織運営に関すること 8 災害に関する被害の調査、情報の収集及び報告に関すること
別海町教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと 2 文教施設及び文化財の保全対策の実施を行うこと 3 文教施設の被害調査及び報告を行うこと
根室北部消防事務組合 別海消防署・消防団	1 災害時における消防活動及び水防活動に関すること 2 火災警報等の住民への周知に関すること 3 住民の避難誘導と人命救助に関すること 4 災害時における病人、負傷者、急患の搬送に関すること 5 被災地の警戒体制に関すること

5 指定公共機関

機関名	事務又は業務
東日本電信電話株式会社北海道支店 (委任機関- 株式会社N T T 東日本 北海道東支店 釧路営業支店)	1 気象官署からの警報を町に伝達に関すること 2 非常及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店 中標津ネットワークセンター	1 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること
日本赤十字社 別海町分区	1 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと 2 災害義援金品の受領、配分及び募集に関すること 3 救援物資の供給に関すること
別海町内各郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること 2 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取り扱いに関すること 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること 4 災害ボランティア口座の取り扱いに関すること

6 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
社団法人 根室市外三郡医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助活動に協力すること
一般社団法人 釧路歯科医師会	1 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整、並びに応急歯科医療に協力すること

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策に協力すること 2 被害組合員に対する融資の斡旋に関すること 3 共同利用施設の応急対策及び復旧対策に関すること 4 共済金の支払いの手続きに関すること
商工会	1 災害時における物価の安定及び救援用物資、復旧資材の確保に協力すること 2 被害商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること
一般運送業者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送に関すること
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関すること
避難所の管理者	1 避難所の適切な管理、運営及び応急対策の実施に協力すること

第6節 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識を習得し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするには、行政機関をはじめとして各防災機関の防災対策のみでなく、住民の一人ひとりが自分の身体、自分の財産は先ず自分で守るということを意識し、行動することが最も必要なことであり、災害時において冷静沈着かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協同の精神を発揮して住民が自発的な防災活動を行い、住民と防災関係機関とが一体となることにより、より効果的な防災応急対策を推進することができるものと考えられるところである。

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

災害対策基本法第7条においても住民等の責務が明確に「基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するように努めなければならない」と示されており、本町においても、災害時には、住民等は火気の使用、自動車通行等の自粛、消火の準備、その他災害の発生の防止、又は軽減を図るため必要な措置（緊急貯水、避難の準備、災害時要援護者の保護等）をとるとともに、町及び防災関係機関等が実施する応急活動に協力し、一般家庭においては、平素から一人一日3ℓの飲料水と生活必需品を最低3日程度の備蓄する等の自助の措置をとり、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働き避難行動そのものを妨げてしまうという自覚をもって、防災訓練への積極的な参加など、災害に備えるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 災害時要援護者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成及び自主防災組織または町内会等による備蓄や訓練の実施

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第7節 事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第8節 別海町の自然的条件

1 位置及び面積

別海町は北海道の東部にて、北緯43度12分～43度36分、東経145度23分～144度38分で根室振興局管内の中部に位置し、北は標津町、中標津町、南は根室市、浜中町、西は標茶町、厚岸町と境し、東はオホーツク海に面し、その面積は、1,320平方キロの広大な地域を有している。

2 地形

地形は山岳なく平坦で西から南東に向かって緩傾斜の一大平原で地質は摩周系火山土で被われており、一部低湿地帯に泥炭土とわずかに河川流域に沖積土が散在している。

3 気候

別海町は、比較的海洋の影響を受ける東方沿岸部と、概ね内陸の様相を示す、内陸部に大別することができる。しかしこの差異はそれほどない。

気象庁の別海地域気象観測所の平年値※では、年平均気温は5.7℃、年降雨量は1148.0mmで、冬期間の最深積雪は57cm（2月）で、これまでの極値は111cm（2015年3月4日）である。風向きは冬から春に北西風が吹き、晴天が多い。夏は南西風で降雨が少なく、濃霧雲天の日が続く。秋は南東風で晴天が多く、初冬は北風が吹くのが特徴であり、積雪は少ないので土壌の凍結は30～50cmに及び一般的には厳しい自然条件下に置かれている。

※ 平年値の統計期間は気温と降水量は1981～2020年、最深積雪は1988～2020年である。

第9節 災害の概要

別海町における過去の災害発生は、暴風、暴風雪（低気圧、台風等）に伴う高波及び高潮による被害が最も多く以下、大雨、地震、津波等が主なものである。

根室地方で夏の間になづく台風や台風から変わった低気圧は、特に雨に注意が必要であり、秋には北日本で衰弱せず風雨ともに強いものがあり、根室地方で最悪のコースは、道東を北東に進む場合で、暴風や高潮の加わった大時化による沿岸被害である。

（町防災計画資料編「別海町の過去の災害状況」に資料記載）

災害の予防、応急復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

The diagram illustrates the disaster response system in Betsu City, Hokkaido, showing the flow of command and communication between various levels of government and local organizations.

Legend:

- > 命令系統 (Command System)
- - - - -> 指示勧告または相互連絡・協力系統 (Instruction, Advice, or Mutual Communication/Cooperation System)

Organizational Structure:

- 北海道防災会議** (Hokkaido Disaster Prevention Conference) is the top-level command body.
- 別海町防災会議** (Betsu City Disaster Prevention Conference) is connected to the Hokkaido conference via the instruction/advice system.
- 行政・公共機関 災害対策本部** (Disaster Response Headquarters of Administrative and Public Organizations) is connected to the Hokkaido conference via the instruction/advice system.
- 根室振興局地域災害対策連絡協議会** (Nemuro Revitalization Bureau Regional Disaster Response Communication Agreement Association) is connected to the Administrative Disaster Response Headquarters via the instruction/advice system.
- 北海道災害対策（連絡）本部** (Hokkaido Disaster Response (Communication) Headquarters) is connected to the Administrative Disaster Response Headquarters via the instruction/advice system.
- 北海道災害対策 根室地方（連絡）本部** (Hokkaido Disaster Response Nemuro Area (Communication) Headquarters) is connected to the Hokkaido Disaster Response (Communication) Headquarters via the command system.
- 別海町災害対策本部** (Betsu City Disaster Response Headquarters) is connected to the Nemuro Area Headquarters via the instruction/advice system.
- 各対策部** (Various Response Departments) are connected to the Betsu City Disaster Response Headquarters via the command system.
- 各班** (Various Classes/Teams) are connected to the Various Response Departments via the command system.

第2節 別海町防災会議

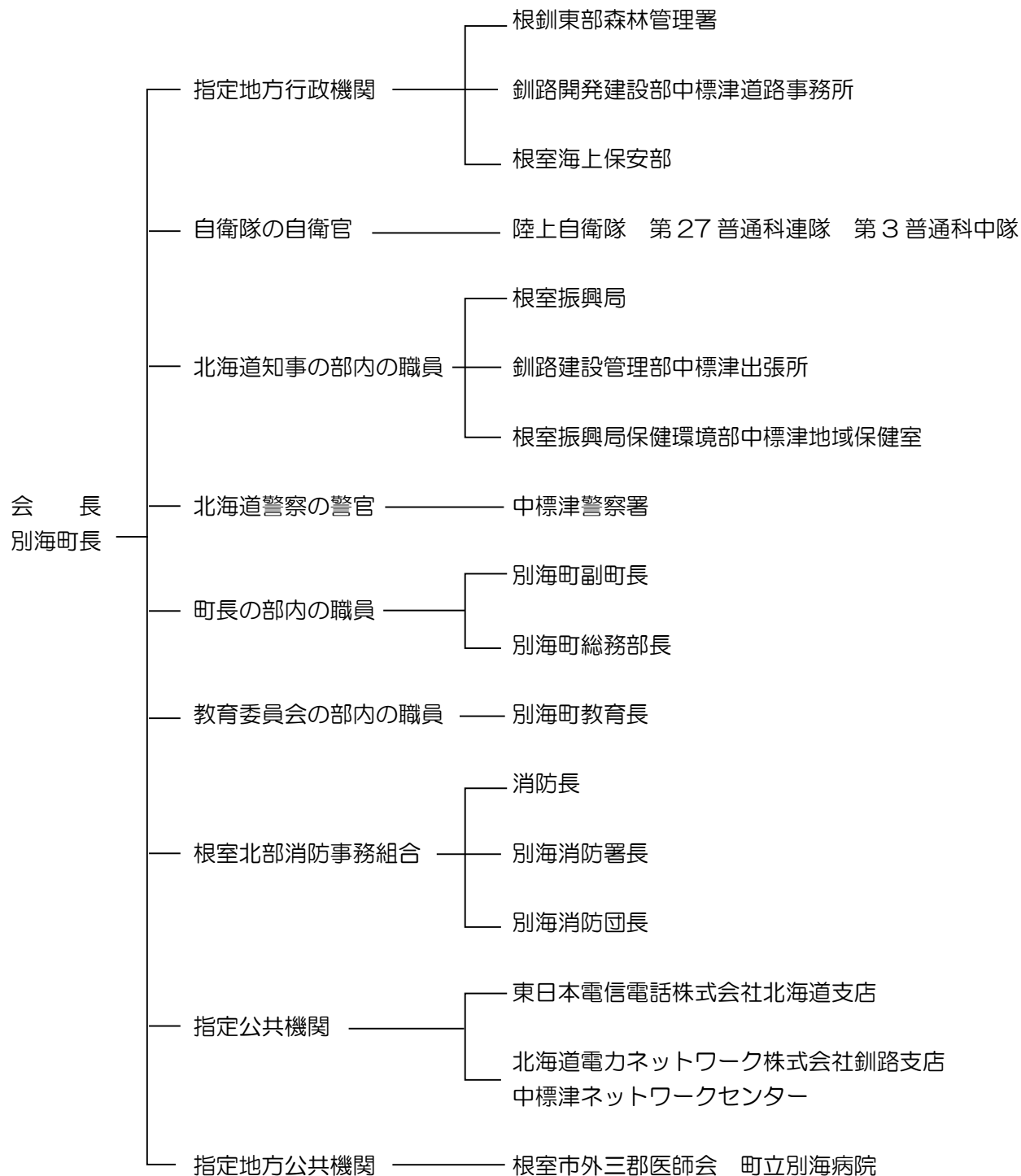
町防災会議は、町長を会長とし、別海町防災会議条例（昭和37年別海町条例第25号）第3条第5項に規定する委員をもって組織するものである。

その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実務を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行うものである。

その組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 組織

別海町防災会議条例の定めるところにより下図のとおり。



2 運 営

町防災会議の運営は、別海町防災会議条例及び別海町防災会議運営規程（昭和40年別海町訓令第1号）の定めるところによる。

第3節 別海町災害対策本部

本部は、基本法及び別海町災害対策本部条例（昭和37年別海町条例第26号）及び別海町災害対策本部運営規程（昭和40年別海町訓令第1号）に基づいて、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。

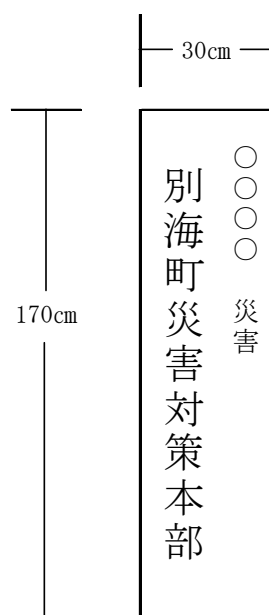
- （1）大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- （2）災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- （3）気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発せられ、その必要が認められたとき。
- （4）その他特に町長が、必要と認めるとき。

2 本部設置の周知

町長は、本部を設置したときは、直ちに庁内、各防災機関、根室振興局、報道機関、住民に対し電話、広報車、防災行政無線等適宜の方法で周知するものとする。

3 本部設置場所

- (1) 災害対策本部は、本庁舎2階庁議室に本部を設置するものとする。
- (2) 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に次の本部標識板を掲示する。
- (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定や、電気・水・食料等の確保のほか災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。
- (4) 災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (5) 本庁舎が使用できなくなった場合は、施設の耐震能力、災害による被災の可能性及び附帯設備等を鑑み、別海消防庁舎を代替庁舎とし本部を設置するものとする。



4 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に本部の現地対策班として、現地本部を設置することができるものとする。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- (3) 現地本部長は常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により適切な措置を講ずるものとする。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。
 - ア 本町の地域に災害発生危険が解消したとき。
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、根室振興局、報道機関、住民に対し電話、広報車、防災行政無線等の方法で通知するものとする。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を行うものとする。

この場合総務対策部は、業務の内容、遂行状況等について各部からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

6 本部の組織及び事務所掌

- (1) 本部に対策部及び班を置く。
- (2) 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- (3) 対策部及び班の名称、対策部長及び班長に充てられる職員、相当する部課、並びにそれぞれの対策部、班の所掌事務は、別表2及び別表3のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌する事務については、原則として別表2及び別表3によるが、災害状況等により、部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとし、変更分担事務は各対策部長が定め指示するとともに、本部長へ報告する。

また、平時からの重要な行政データのバックアップ及び非常時の優先業務の整理について定めておくものとする。
- (5) 災害状況、又は特に必要と認めるときは、本部長は別表2及び別表3と異なる編成を各部班に指示することができる。

7 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

(1) 本部員会議

ア 本部員会議の構成

本部員会議は本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、病院長、各部長

また、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合を想定し、本部長、副本部長及び本部員の代替職員については以下のとおりとする。

(ア) 本部長の代替職員

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町長	副町長	総務部長	福祉部長

(イ) 副本部長の代替職員

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
副町長	総務部長	福祉部長	産業振興部長

(ウ) 本部員の代替職員は次席の者とする。

イ 本部員会議の事務局

本部員会議の事務局は、総務部防災・基地対策課に置くものとする。

ウ 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- (エ) 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (オ) 関係機関に対する応援の要請及び災害救助法の適用申請に関すること。
- (カ) その他災害対策に関する重要な事項。

エ 本部員会議の開催

- (ア) 本部員会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨を申し出る。

オ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(2) 本部連絡員

ア 各対策部に本部連絡員を置く。

イ 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、総務対策部長に報告するものとする。

ウ 本部連絡員の業務は、次のとおりである。

(ア) 所属部内の職員の動員、配備体制の状況掌握

(イ) 応急対策の実施、活動状況の掌握

(ウ) 応急災害対策実施に伴う応援などの必要な対策の要求

(エ) 所属部内の各班に係る災害に関する情報の取りまとめ

(オ) 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

エ 前項の「災害に関する情報」の報告等は、町防災計画本編第3章第3節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」に定めるところによる。

8 複合災害発生時の体制

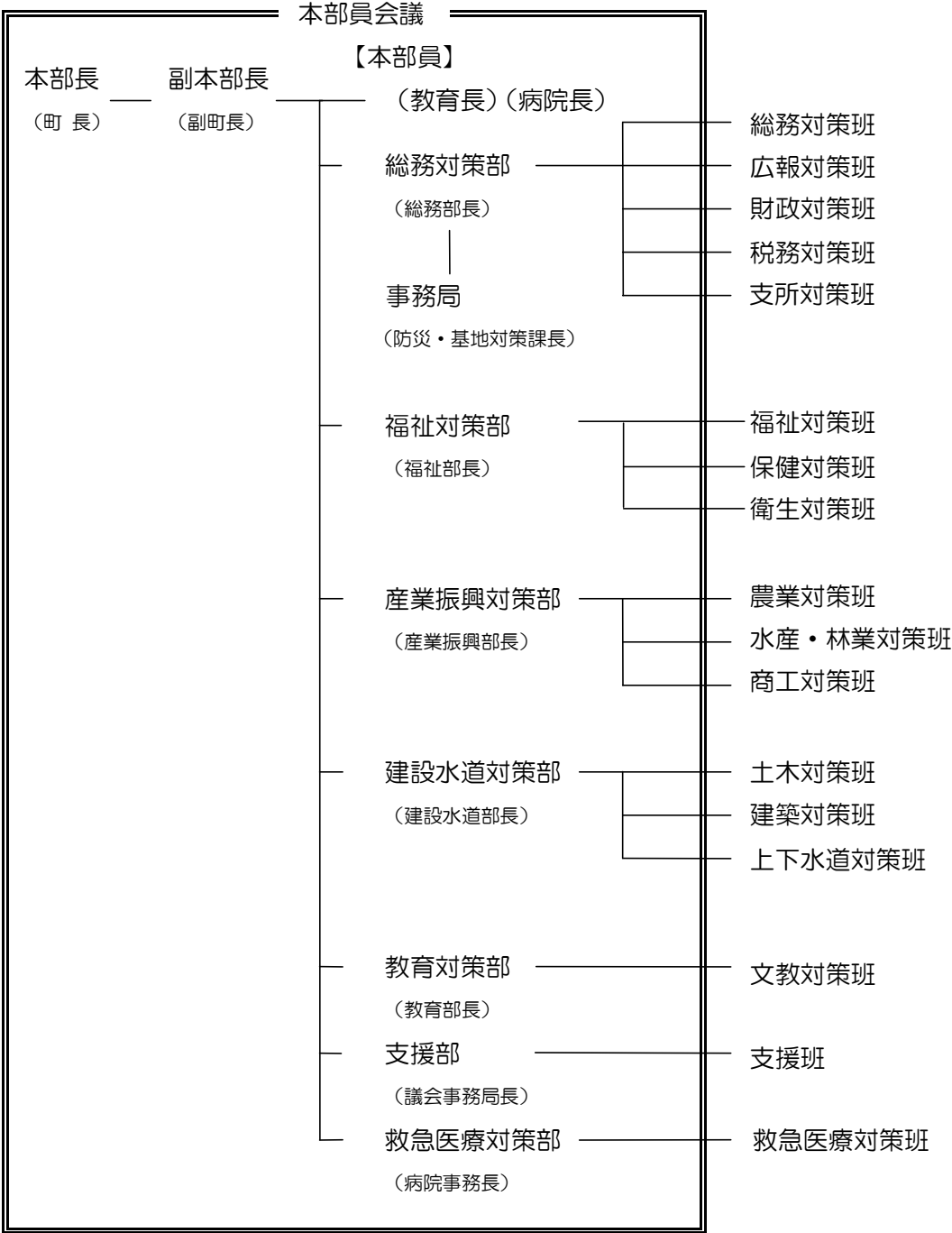
複合災害が発生した場合において、現地災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

9 業務継続計画の策定

町は災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、継続的改善に努めるものとする。

別表1 組織図

別海町災害対策本部条例（昭和37年別海町条例第26号）の定めるところによる



※

災害対策本部を設置し、災害対策上消防機関の協力を必要と本部長が判断する場合には、根室北部消防事務組合長に協力を要請するものとする。

別表2 災害対策本部の各部・班の所掌事務

部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する部署
総務対策部	総務部長	事務局	防災・基地対策課長	防災・基地対策課
		総務対策班	総務課長	総務課
				ふるさと応援・情報化推進室
		広報対策班	総合政策課長	総合政策課
		財政対策班	財政課長	財政課
		税務対策班	税務課長	税務課
		支所対策班	西春別支所長	西春別支所
				尾岱沼支所
福祉対策部	福祉部長	福祉対策班	福祉課長	福祉課
				介護支援課
				老人保健施設すこやか
				各保育園
		衛生対策班	町民課長	町民課
		保健対策班	保健課長	保健課
				母子健康センター
産業振興対策部	産業振興部長	農業対策班	農政課長	農政課
		水産・林業対策	水産みどり課長	水産みどり課
		商工対策班	商工観光課長	商工観光課
建設水道対策部	建設水道部長	土木対策班	管理課長	管理課
				事業課
		建築対策班	建築住宅課長	建築住宅課
		上下水道対策班	上下水道課長	上下水道課
教育対策部	教育部長	文教対策班	学務・スポーツ課長	学務・スポーツ課
				生涯学習課
				学校教育課
				学校給食センター
				公民館
				図書館
				郷土資料館
				各小学校・中学校・幼稚
支援部	議会事務局長	支援班	農業委員会局長	議会事務局
				監査委員事務局
				農業委員会
				出納室
救急医療対策部	事務長	救急医療対策班	事務長	町立別海病院

別表3 部・班の所掌事務

班 名	対策任務分担
各班共通事項	1 災害と関係情報の収集に関すること 2 被害状況の調査に関すること 3 被害状況等の報告に関すること 4 避難所等の運営及び補助に関すること

【総務対策部】

班 名	対策任務分担
事務局	1 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること 2 本部員会議の庶務に関すること 3 防災行政無線による住民への避難指示等の周知、広報に関すること 4 気象予報警報及び情報の受理伝達に関すること 5 通信連絡機能の確保に関すること 6 救助法に基づく救助の実施の総括に関すること 7 行方不明者の捜索に関すること 8 避難所の開設及び管理に関すること 9 災害記録に関すること 10 交通対策に伴う関係機関との連絡調整に関すること 11 災害時の車両（作業用除く）の確保及び配車に関すること 12 災害時における物品の輸送に関すること
総務対策班	1 被害状況の収集集計に関すること 2 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること 3 被災地域住民の避難誘導に関すること 4 電話の通信整理に関すること 5 他の部及び部内他班の所管に属しないこと 6 義援金等の受付、保管及び配布に関すること 7 災害視察者及び見舞者の対応、接遇に関すること 8 被災相談及び苦情等に関すること 9 労務供給対策に関すること 10 各種システム管理に関すること 11 各種情報管理に関すること
広報対策班	1 本部が行う発表、依頼等の広報活動及び報道関係機関との対応に関すること 2 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること 3 被災住民からの陳情に関すること 4 国、道に対する要請及び報告に関すること 5 自衛隊の派遣の依頼に関すること 6 自衛隊との連絡調整に関すること 7 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること

上記の表は、次の頁へ続く。

班 名	総務対策部の任務分担
財政対策班	1 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 2 本部に必要な施設の整備に関する事 3 動員職員の給食に関する事 4 災害応急対策時の物品、資機材の調達及び借上げに関する事 5 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関する事 6 災害対策の予算措置に関する事
税務対策班	1 広報車による住民への避難指示等の周知、広報に関する事 2 人的被害及び家屋被害の調査に関する事 3 町税の減免に関する事 4 被害に伴う税の減収見込み額等の把握に関する事
支所対策班	1 災害の調査及び情報の収集報告に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 4 災害応急対策に関する事 5 被災地域住民の避難誘導に関する事

【福祉対策部】

班 名	対策任務分担
福祉対策班	1 被災者への融資に関する事 2 食料の調達供給に関する事 3 衣料品及び生活必需品等物資の配分計画及び調達に関する事 4 ボランティアの受入れに関する事 5 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事 6 保育園等の避難誘導等の安全確保及び応急救護に関する事 7 災害見舞金品に関する事 8 高齢者、障がい者等災害時要援護者の避難及び安全確保に関する事
衛生対策班	1 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 2 死体の収容処理及び埋火葬に関する事 3 災害時の防疫に関する事 4 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関する事 5 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 6 被災地の環境衛生保持に関する事
保健対策班	1 応急救護所の開設及び管理に関する事 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 被災地及び避難所の保健・栄養指導に関する事 4 医療機関、医師等との連絡調整に関する事 5 医療及び助産に関する事 6 救急薬品等の供給確保に関する事

【産業振興対策部】

班 名	対策任務分担
農業対策班	1 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること 2 被災農家の災害融資に関すること 3 被災農家の経営支援に関すること 4 農作物及び農業施設の災害対策に関すること 5 農作物及び農業用施設の被害調査に関すること 6 家畜及び畜産施設の災害対策に関すること 7 家畜及び畜産施設の被害調査に関すること 8 災害時の家畜等の防疫に関すること 9 農地の災害対策及び被害調査に関すること 10 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること
水産・林業対策班	1 災害時における漁業関係機関との連絡調整に関すること 2 被災漁家に対する災害融資に関すること 3 水産物及び水産施設の災害対策に関すること 4 水産物及び水産施設の被害調査に関すること 5 林産物及び林産施設の災害対策に関すること 6 林産物及び林産施設の被害調査に関すること 7 林業の災害融資に関すること 8 林野の災害対策に関すること 9 林野の被害調査に関すること 10 災害対策用木材の払い下げに関すること 11 所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること
商工対策班	1 商工業関係の被害調査に関すること 2 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること 3 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 4 所管施設及び関係施設の被害調査並びに応急対策に関すること 5 旅行者の避難及び安全確保に関すること

【建設水道対策部】

班 名	対策任務分担
土木対策班	1 町道の通行禁止及び制限の措置に関する事 2 所管施設の被害調査に関する事 3 応急作業車両の確保及び応急資機材の調達、配分保管に関する事 4 所管施設の復旧に関する事 5 災害復旧土木事業に関する事
建築対策班	1 救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 2 建築物の災害対策に関する事 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 4 被災住宅に係る公営住宅の確保に関する事 5 被災地住宅の危険度判定に関する事 6 救助法に基づく応急仮設住宅等の建設に関する事
上下水道対策班	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 水道被害等の災害情報の受理、収集、報告及び水道関係機関と連絡調整に関する事 3 応急資機材等の確保、輸送、保管に関する事 4 被災水道施設の応急復旧活動及び配水調整に関する事 5 給水機器の確保及び輸送に関する事 6 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事 7 水源の確保及び保守に関する事 8 水質の保全に関する事 9 下水道施設の災害対策の総合調整に関する事

【教育対策部】

班 名	対策任務分担
文教対策班	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 学校教育施設の応急利用に関する事 3 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関する事 4 応急教育の確保及び被災生徒教科書、学用品等の支給に関する事 5 教職員の動員に関する事 6 給食施設の応急利用に関する事 7 所管施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事 8 文化財の保護及び応急対策に関する事

【支援部】

班 名	対策任務分担
支援班	1 避難所の管理等の支援に関する事 2 その他各班への支援に関する事

【緊急医療対策部】

班 名	対策任務分担
救急医療対策班	1 傷病者の収容手当、その他応急医療に関する事 2 入通院患者の避難及び安全確保に関する事 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事

第4節 非常配備体制

被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。

また、本部が設置されていない場合でも非常配備体制をとることがある。

1 非常配備体制の種類と基準

- (1) 非常配備の種別、配備内容、配備時期等に関する基準は次の「非常配備に関する基準」のとおりとする。

【非常配備に関する基準】

種 別	第 1 非 常 配 備（警戒体制）
配備時期	(1) 気象業務法にもとづく気象、地象、及び水象に関する情報又は、警報が発表された場合。ただし、津波警報は除くものとする。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (3) その他特に総務部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 防災・基地対策課担当職員による配備体制とし、情報収集及び連絡調整等が円滑に実施できる体制とする。 (2) 事態の推移に伴い、第2非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 防災・基地対策課長は、釧路地方気象台その他関係機関と情報を共有し的確な情報収集に努める。 (2) 防災・基地対策課長は、総務部長並びに関係する機関等へ円滑に情報の提供を行い、情報を受けた部局や機関が情勢に対する措置を検討し対応した場合は、その内容を防災・基地対策課長へ報告する。

種 別	第 2 非 常 配 備（警戒本部体制）
配備時期	(1) 気象業務法にもとづく気象、地象、及び水象に関する情報又は、警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合や災害が発生したとき。 (2) 津波注意報が発表されたとき。 (3) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 総務部各課等による配備体制とし、総務部長を本部長として組織される配備体制とする。 (2) 災害対応が必要な場合に、直ちに活動ができる体制とする。 (3) 事態の推移に伴い、災害対策本部体制に円滑に移行しうる体制とする。
活動内容	(1) 本部長は必要に応じて総務部各課等から職員を招集し、迅速な災害対応に勤め、次の措置をとる。 ア 災害の状況応について本部員に周知し所要の人員を配備させる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (2) 他部局や関係機関で災害対応活動を開始している場合は、連携してその対応にあたるほか、活動状況の把握に努める。 (3) 必要に応じて、他部局や機関から情報連絡員や対応人員の派遣を要請し、本部組織の強化をはかる。

種 別	第 3 非 常 配 備（災害対策本部体制）
配備時期	(1) 広域的に災害が発生し、被害の発生が予想される場合、又は発生した場合 (2) 震度5弱の地震又は津波警報が発表されたとき。 (3) その他本部長が必要と認めたとき。
配備内容	(1) 全庁内課長職以上の配備とし、町長を本部長として組織される配備体制とする。 (2) 組織においては部班体制とし、班長は必要な班員を招集できる。 (3) 事態の推移に伴い、第4非常配備体制に円滑に移行しうる体制とするため、班員は待機（自宅又は所属部課）とする。
活動内容	(1) 本部長は、本部の機能を円滑にならしめるため、必要に応じて本部員会議を開催する。 (2) 各対策部長は、次の措置をとりその状況を本部長に報告するものとする。 ア 所管する班長に災害の状況を周知し所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

種 別	第 4 非 常 配 備（災害対策本部体制）
配備時期	(1) 広域的に災害が発生し、甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合 (2) 震度5強以上の地震、又は大津波警報が発表されたとき。 (3) その他、本部長が必要と認めた場合。
配備内容	(1) 災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
活動内容	(1) 各対策部班は全勢力をあげて、速やかに町全域の被害状況の調査、情報の収集、連絡活動及び応急対策にあたる。

(2) 災害の規模及び特性に応じ、先の基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(3) 各対策部長、各班長は先の基準に基づき、平時より人員、車両及び資機材の配備計画をたてておくものとする。

(4) 職員非常招集連絡

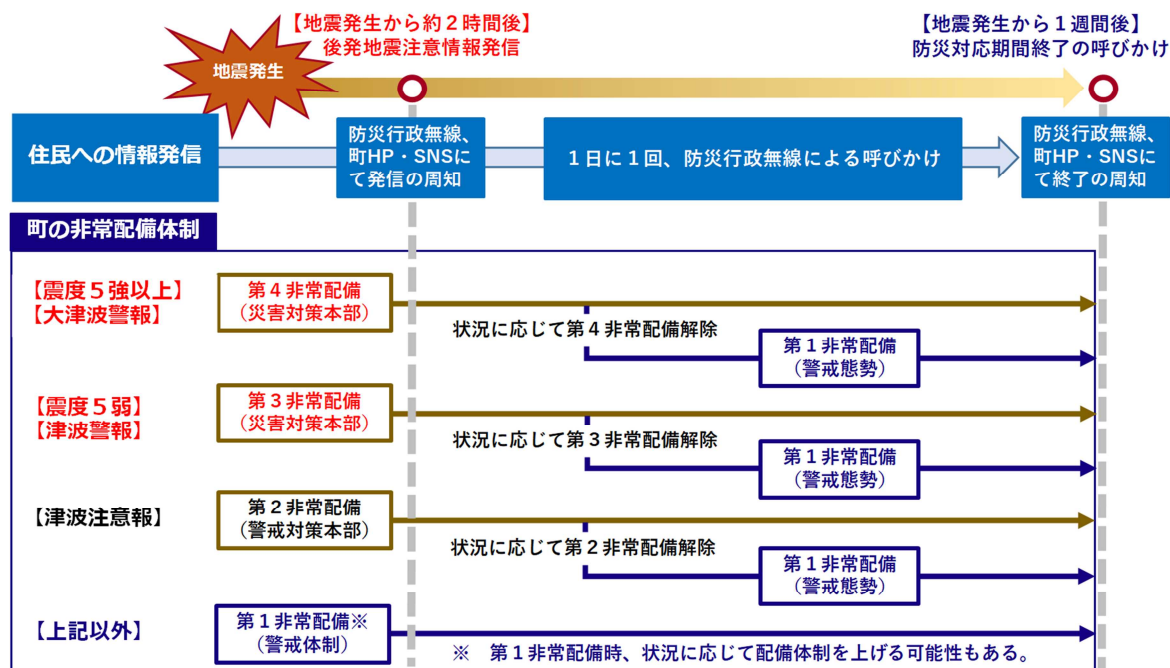
各対策部長、各班長は、非常招集の場合所属職員の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

(5) 内閣府（防災担当）及び気象庁による「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された際の非常配備体制（基準）は、次のとおりとする。

ア 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時の非常配備体制（基準）

地震の規模又は警報の種別	配備基準	災害対策本部長等	配備体制の概要
先発地震において震度5強以上又は大津波警報発令の場合	第4非常配備	町 長	全職員による災害対策本部体制
先発地震において震度5弱又は津波警報の場合	第3非常配備	町 長	課長職以上による災害対策本部体制
先発地震において津波注意報発令	第2非常配備	総務部長	総務部内による警戒本部体制
上記以外の場合	第1非常配備	防災・基地対策課長	防災・基地対策課による警戒体制

イ 後発地震注意情報発信時の対応のイメージ図



2 配備体制確立の報告（全配備体制）

各非常配備体制の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合は、それぞれの体制の長は直ちに所管する配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務対策部長（総務部長）に報告するものとする。

3 非常配備体制の解除（全配備体制）

各体制における班長（課長）は所掌する事項の情報収集・準備・確認を実施した後、その内容について各部長へ報告後、各部長は本部長へそれを報告し、それをもって配備体制の解除及び縮小等についてを本部長が指示する。

4 職員の動員計画（第3・第4非常配備体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、第3、第4非常配備体制における、職員等の動員計画である。

なお、第1、第2非常配備体制の動員計画については、別に定める。

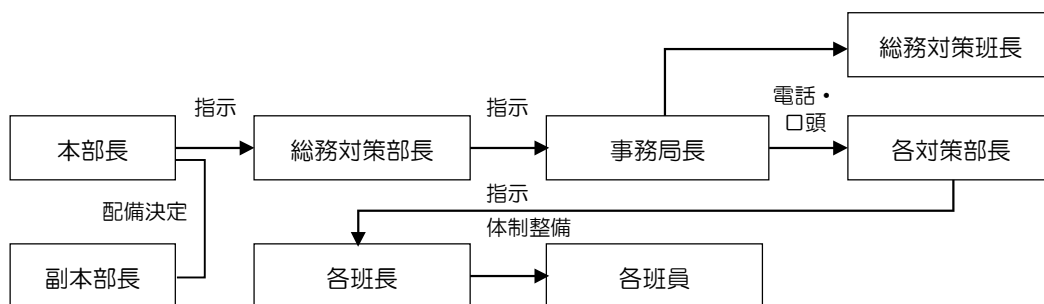
(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

(ア) 本部長の指示により関係対策部長に対し通知するものとする。

(イ) 各対策部長は、速やかに各職員に周知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとし、職員は直ちに所定の配備につくものとする。

【図1 勤務時間内の職員の動員に係る伝達系統図】



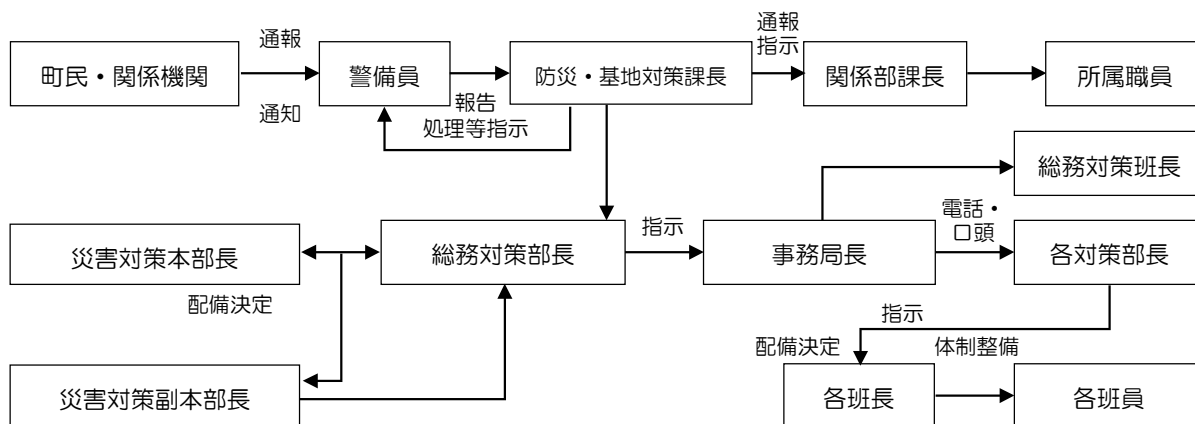
イ 勤務時間外（休日及び夜間）伝達系統及び伝達方法

(ア) 警備員等による伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部防災・基地対策課長（不在の場合は同課防災担当職員）に連絡するものとする。

- a 気象警報等災害関係の情報が関係機関から通知された場合。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

【図2 勤務時間外（休日及び夜間）の職員の動員に係る伝達系統図】



(イ) 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員への連絡方法等を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外（休日及び夜間）に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとし、直ちに所定の配備につくものとする。

ただし、大津波警報及び震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合は、各所属長は職員参集状況を把握し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

5 災害対策本部に関する標識

- (1) 本部長、副本部長、各対策部長、各班長及び各班の職員は、災害において非常活動に従事するときには、身分を明らかにするため所定の腕章（別記1）を着用するものとする。
- (2) 災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標識を表示するものとする。
- (3) 職員の身分の証明は、別海町事務取扱規程第56条の規定による身分証明書とするものとし、基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

6 町長の権限の委任

下記の権限を職員に委任することができるものとする。

(1) 基本法第56条（市町村長の警報の伝達及び警告）

災害に関する予報、警報を知ったとき、受けたとき、関係機関及び住民その他関係のある公共団体への伝達

(2) 基本法第59条（市町村長の事前措置等）

災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措置の指示

(3) 基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

ア 避難のための立退きを指示することができる。

イ 指示避難解除の公示

(4) 基本法第62条（市町村の応急措置）

消防、水防、救助その他災害の発生の防御、又は災害の拡大を防止するための必要な応急措置の実施

(5) 基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）

人命、身体に対する危険予防のための警戒区域の設定、当該区域への立入り制限、禁止、退居を命ずること。

(6) 基本法第64条（応急公用負担等）

災害緊急時に他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容、除去すること。

(7) 基本法第65条

住民を防災業務に従事させること。

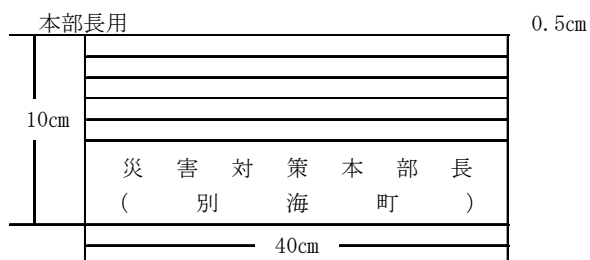
(8) 基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）

消防組織法第21条の規定の基づく「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年2月13日締結）の運用に関すること。

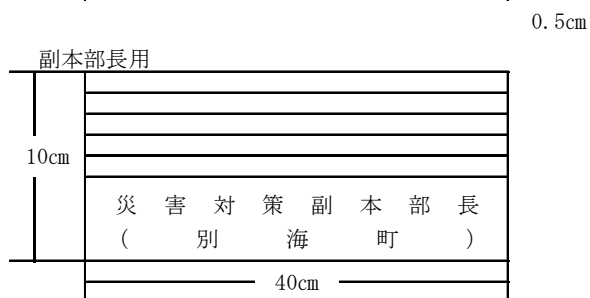
（町防災計画資料編「北海道広域消防相互応援協定」に資料記載）

別記 1

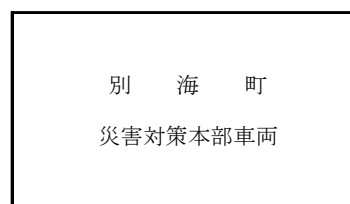
【 腕 章 】



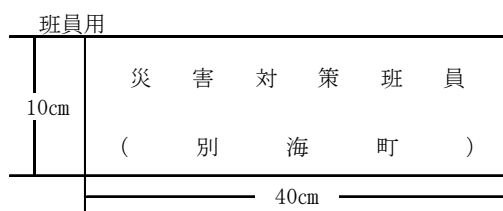
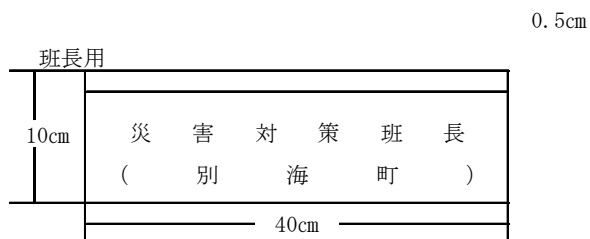
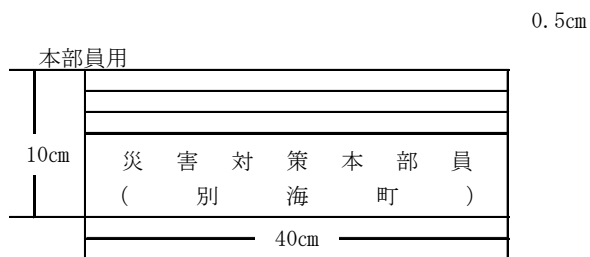
※腕章の色彩は、地を緑色とし、文字を白抜きとする。



【 車両用標識 】



※大きさはA4とする。



(文字白抜き)

第5節 住民組織等の協力

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（町長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、次の住民組織等に対し災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、概ね次のとおりである。

- （１） 災害時における住民避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- （２） 被災者の収容のための避難所等の管理運営に関すること。
- （３） 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- （４） 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- （５） 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- （６） 災害箇所の応急措置に関すること。
- （７） 本部が行う人員及び物資等の輸送に関すること。
- （８） その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 住民組織

- （１） 協力を要請する住民組織は、次のとおりである。
 - ア 別海町内会連絡協議会
 - イ 日本赤十字社別海町分区
- （２） その他女性団体、自主防災組織、青年団体、建設関係団体等については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

3 担当対策部班

住民組織活動についての担当対策部班は、協力を求める種別によって関係の対策部班が担当するものとする。

第6節 自主防災組織の育成

地震、津波等の災害発生時には、有線電話の途絶・混線により防災関係機関の連絡が困難になりあるいは道路、橋梁の棄損による交通障害、又は火災等の二次災害が同時発生し、防災力が分散されるなどの防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者の安全確認、保護、又は避難誘導等の避難対策は震災などの緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

このことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちが守る」という自主防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するための計画である。

1 組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動あるいは、避難行動などを行う場合に相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるので、住民の日常、生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、町内会を一つの基礎的組織とする。

2 組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編成が考えられる。(別記2「自主防災組織構成例」のとおり)

なお、組織の編成にあたっては、機動的な組織づくりを進める必要がある。

3 組織の活動

(1) 平時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域、家庭の安全点検
- ウ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者の状況掌握
- エ 防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練の参加協力
- オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会の実施

(2) 災害時の活動

- ア 災害時における地域住民への情報伝達
- イ 住民の被害状況等の把握と、被災者の応急対応
- ウ 町等防災関係機関への連絡、要請行動
- エ 出火防止及び初期消火
- オ 住民の避難誘導
- カ 避難所等での自主的な運営

(3) 援護活動

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制が整備されているが、震災などの大規模災害には、優先電話の途絶が想定されるため、町内の高齢者、災害時要援護者の保護、安全確認については、町及び民生委員との連携による自主防災組織等の活動、協力を基本として実施するものとする。

- ア 住民の安全確認と保護
- イ 医療手配などの応急的対応
- ウ 避難誘導援護

4 推進方法

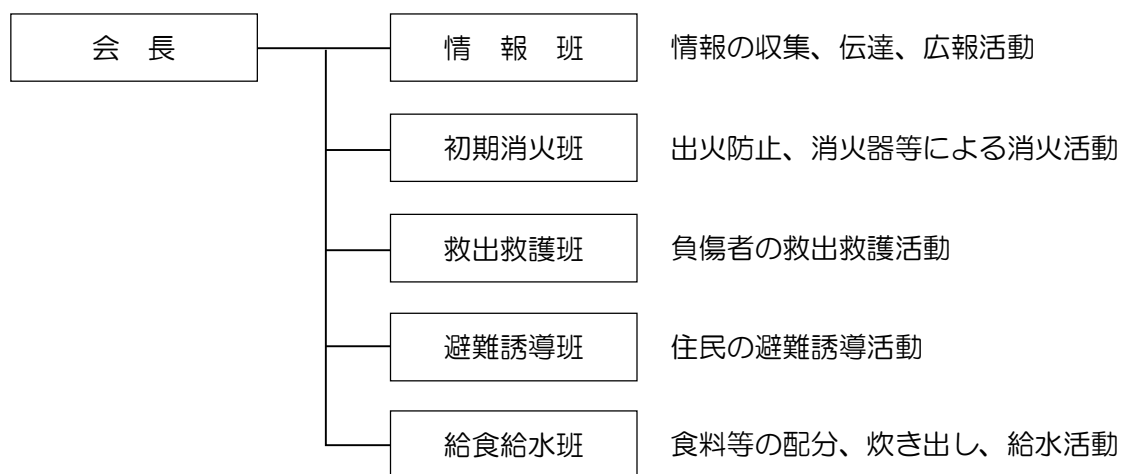
- (1) 町内会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。

なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については 基準等を定め指導する。

- (2) 自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

別記2

【自主防災組織構成例】



第3章 災害情報通信計画

災害に関する気象予報の伝達及び情報の収集、災害予防対策、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速、確実に実施するための計画である。

第1節 気象予報警報等の伝達計画

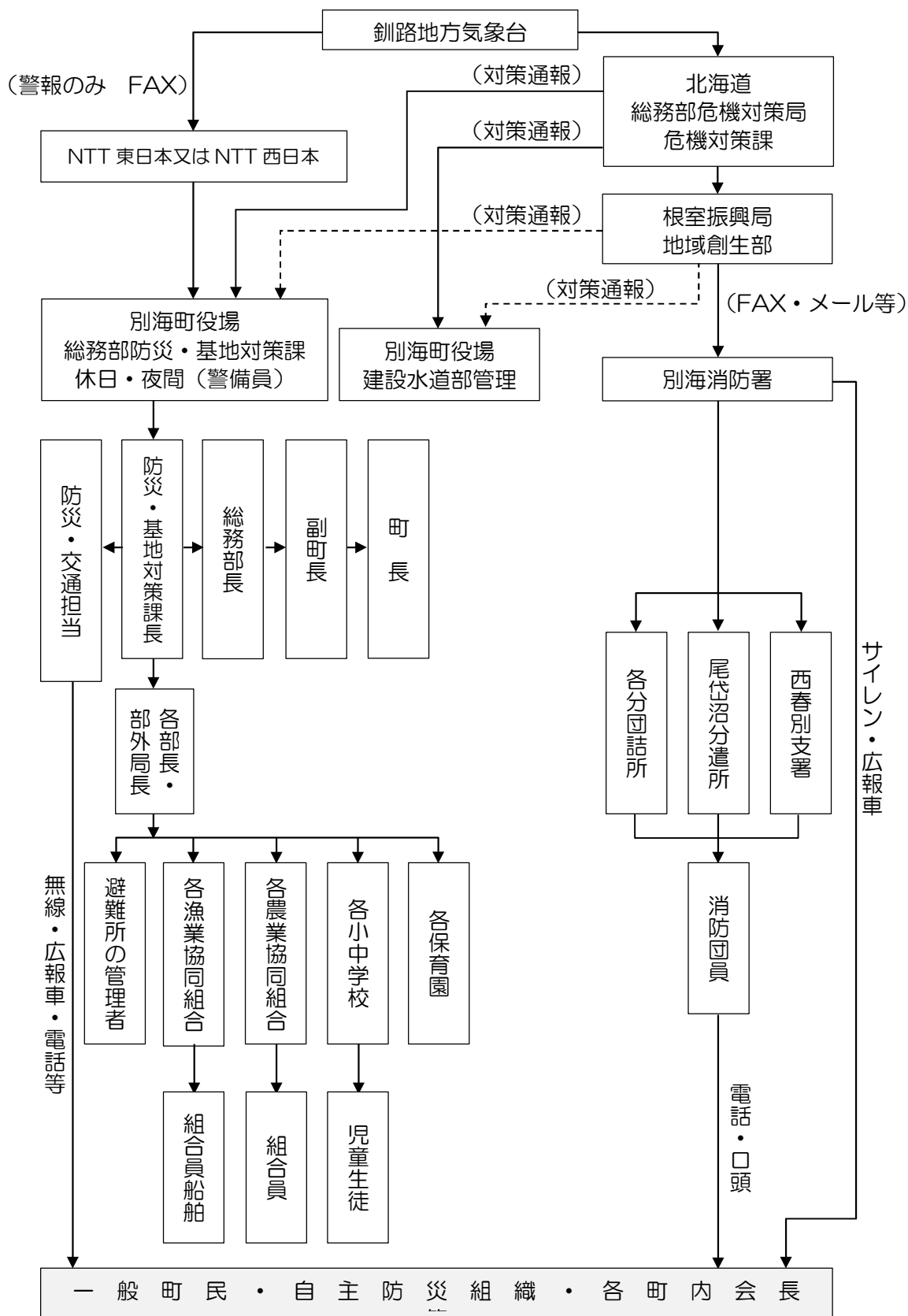
1 気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、次の「気象予報警報伝達系統図」（別図1）及び「津波予報警報伝達系統図」（別図2）に基づき、電話、無線、電子メール、ファクシミリその他最も有効な方法により通信し、又は伝達するものとする。

- (1) 気象官署より通報された予報警報及び情報は、別図1及び別図2により伝達する。
- (2) 気象官署より通報された予報警報及び情報は、通常の勤務時間中は総務部防災・基地対策課が受理するものとし、勤務時間外（休日及び夜間）は、警備員が受理するものとする。
- (3) 予報警報を受理した場合、警報又は災害が発生するおそれのある注意報については、受理者である防災・基地対策課長は速やかに、町防災計画本編第2章第4節「非常配備体制」の職員動員計画に基づき総務部長へ報告するとともに、関係部課長等に連絡するものとする。
- (4) 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して予報警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
(町防災計画資料編「関係機関等の連絡先一覧」に資料記載)
- (5) 警備員が、予報警報を受理した場合、次に掲げる予報警報については、速やかに防災・基地対策課長（不在の場合は同課防災担当職員）に報告するものとする。受理した気象予報警報等通信文は、防災・基地対策課長又は防災・基地対策課職員が登庁をした際に引き継ぐものとする。
 - ア 特別警報～大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
 - イ 警報 ～ 暴風、暴風雪、津波、波浪、洪水、高潮、大雨、大雪
 - ウ 津波注意報
 - エ その他特に重要と認められる各種注意報
- (6) 特別警報、警報、注意報等の種類、発表基準は2に記載のとおり。

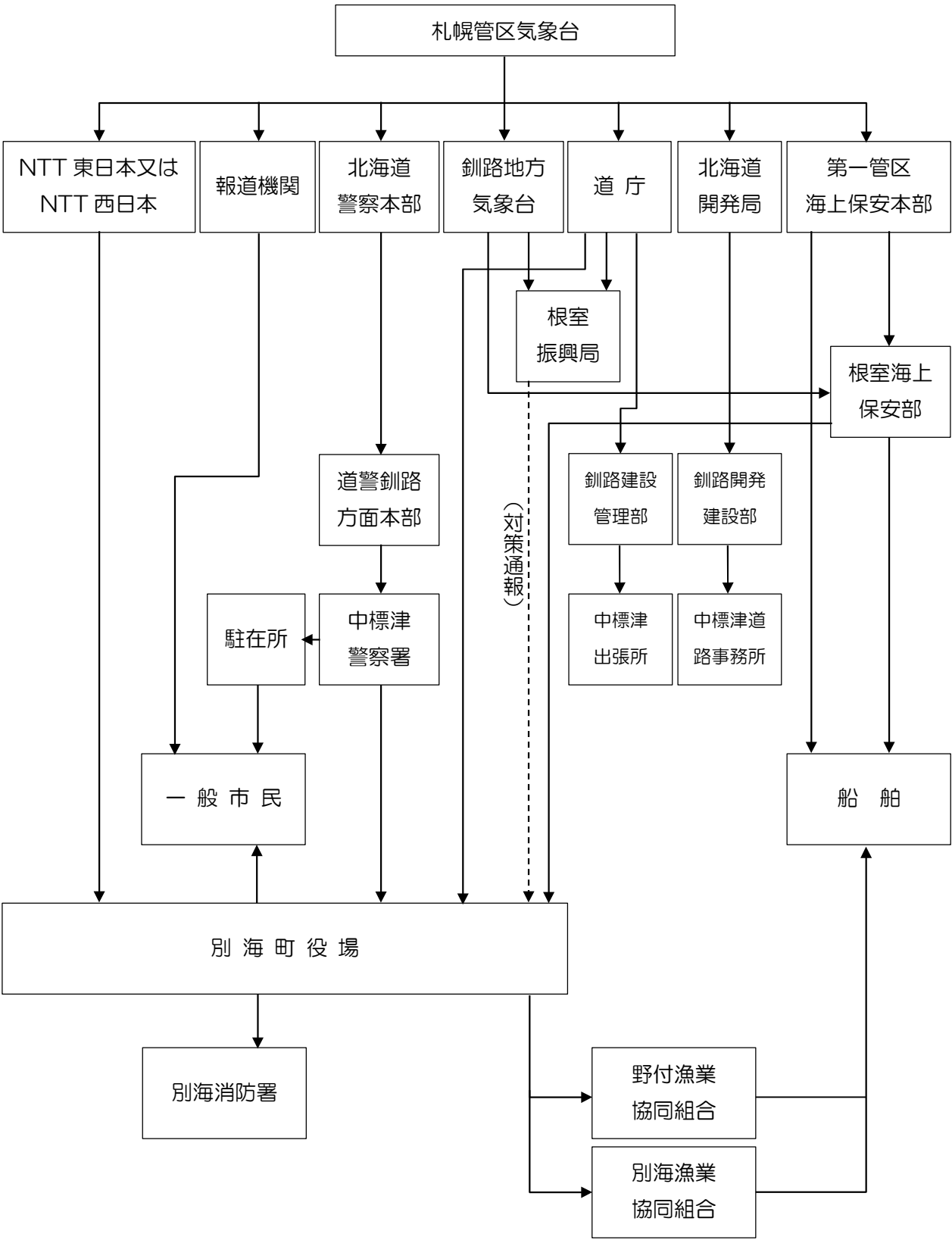
別図1

【気象予報警報伝達系統図】



別図2

【津波予報警報伝達系統図】



2 気象等に関する特別警報・警報・注意報・情報及び火災気象通報

気象、水防、火災及び津波等に関する予報（注意報を含む）、特別警報、警報、並びに情報等及び災害情報等の伝達を迅速かつ的確に行うための伝達系統については、次のとおりとする。

伝達を要する気象警報等は次のとおりであるが、伝達はいくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先のみへ行う。

- （１） 気象（津波を除く。）に関する特別警報・警報・注意報・気象情報の種類、警戒レベル、発表基準及び伝達

ア 気象（津波を除く。）に関する特別警報・警報及び注意報

（ア） 大雨特別警報・気象警報及び気象注意報

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

（イ） 暴風特別警報・警報及び強風注意報

暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（ウ） 大雪特別警報・警報・風雪注意報

大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(エ) 各種注意報（濃霧・雷・乾燥・なだれ・着氷・着雪・融雪・霜及び低温）

濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物などに著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

(オ) 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(カ) 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報及び気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(キ) 高潮特別警報、高潮警報及び注意報

高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ク) 波浪特別警報、波浪警報及び注意報

波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(ケ) 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

イ 特別警報、警報発表基準を大きく超過したとする基準及び警報発表基準（発表官署・釧路地方気象台）

（ア） 特別警報発表基準※1

特別警報名	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合（表面雨量指数基準：15）	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（イ） 警報発表基準※2

警報名	発表基準	
大雨 （浸水害）	表面雨量指数基準	9
大雨 （土砂災害）	土壌雨量指数基準	127
洪水	流域雨量指数基準	西別川流域＝29.6、春別川流域＝13.8 床丹川流域＝23.4 以下は警報発表基準を大きく超過したとする基準 西別川流域＝35.9、春別川流域＝16.6 床丹川流域＝28.1
暴風	平均風速	陸上 20m/s
		海上 25m/s
暴風雪	平均風速	陸上 18m/s 雪による視程障害を伴う
		海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm
波浪	有意義波高	6.0m
高潮	潮位	1.2m

ウ 注意報発表基準

注意報名	発表基準	
大雨	表面雨量指数基準	7
	土壌雨量指数基準	77
洪水	流域雨量指数基準	西別川流域＝23.6、春別川流域＝11.0 床丹川流域＝18.7
強風	平均風速	陸上 12m/s
		海上 15m/s
風雪	平均風速	陸上 10m/s 雪による視程障害を伴う
		海上 15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm
波浪	有意義波高	3.0m
高潮	潮位	0.9m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程：200m	
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ	① 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4 月～10 月：（最高気温）平年より 8℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～3 月：（最低気温）平年より 7℃以上低い	
霜	最低気温 3℃以下	
着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

エ 特別警報、警報及び注意報基準一覧表の解説に関する注釈

※¹ 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

※² 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。

なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない

※³ 土壌雨量指数基準値は 1 km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。

※⁴ 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

別表1 「キキクル（危険度分布）」の種類と概要

種類	概要										
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び色</th><th>相当する警戒レベル</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「災害切迫」（黒）</td><td>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</td></tr> <tr> <td>「危険」（紫）</td><td>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</td></tr> <tr> <td>「警戒」（赤）</td><td>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td></tr> <tr> <td>「注意」（黄）</td><td>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td></tr> </tbody> </table>	大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル	「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当	「危険」（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当	「警戒」（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	「注意」（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル										
「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当										
「危険」（紫）	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当										
「警戒」（赤）	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当										
「注意」（黄）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当										
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>大雨警報（浸水害）の危険度分布及び色</th><th>相当する警戒レベル</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「災害切迫」（黒）</td><td>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</td></tr> </tbody> </table>	大雨警報（浸水害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル	「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当						
大雨警報（浸水害）の危険度分布及び色	相当する警戒レベル										
「災害切迫」（黒）	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当										

種類	概要										
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。										
	<table><tr><th>洪水警報の危険度分布及び色</th><th>相当する警戒レベル</th></tr><tr><td>「災害切迫」(黒)</td><td>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</td></tr><tr><td>「危険」(紫)</td><td>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</td></tr><tr><td>「警戒」(赤)</td><td>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</td></tr><tr><td>「注意」(黄)</td><td>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td></tr></table>	洪水警報の危険度分布及び色	相当する警戒レベル	「災害切迫」(黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当	「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当	「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	洪水警報の危険度分布及び色	相当する警戒レベル									
	「災害切迫」(黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当									
	「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当									
	「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当									
「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当										
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。										

(2) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 釧路・根室地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

エ 記録的短時間大雨情報

釧路・根室地方で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）※⁵で確認する必要がある。

※⁵ キキクル（危険度分布）

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

【記録的短時間大雨情報発表基準】

1 時間雨量	80mm
--------	------

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、釧路・根室地方に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャスト※⁶で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※⁶ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

キ 指定河川洪水予報

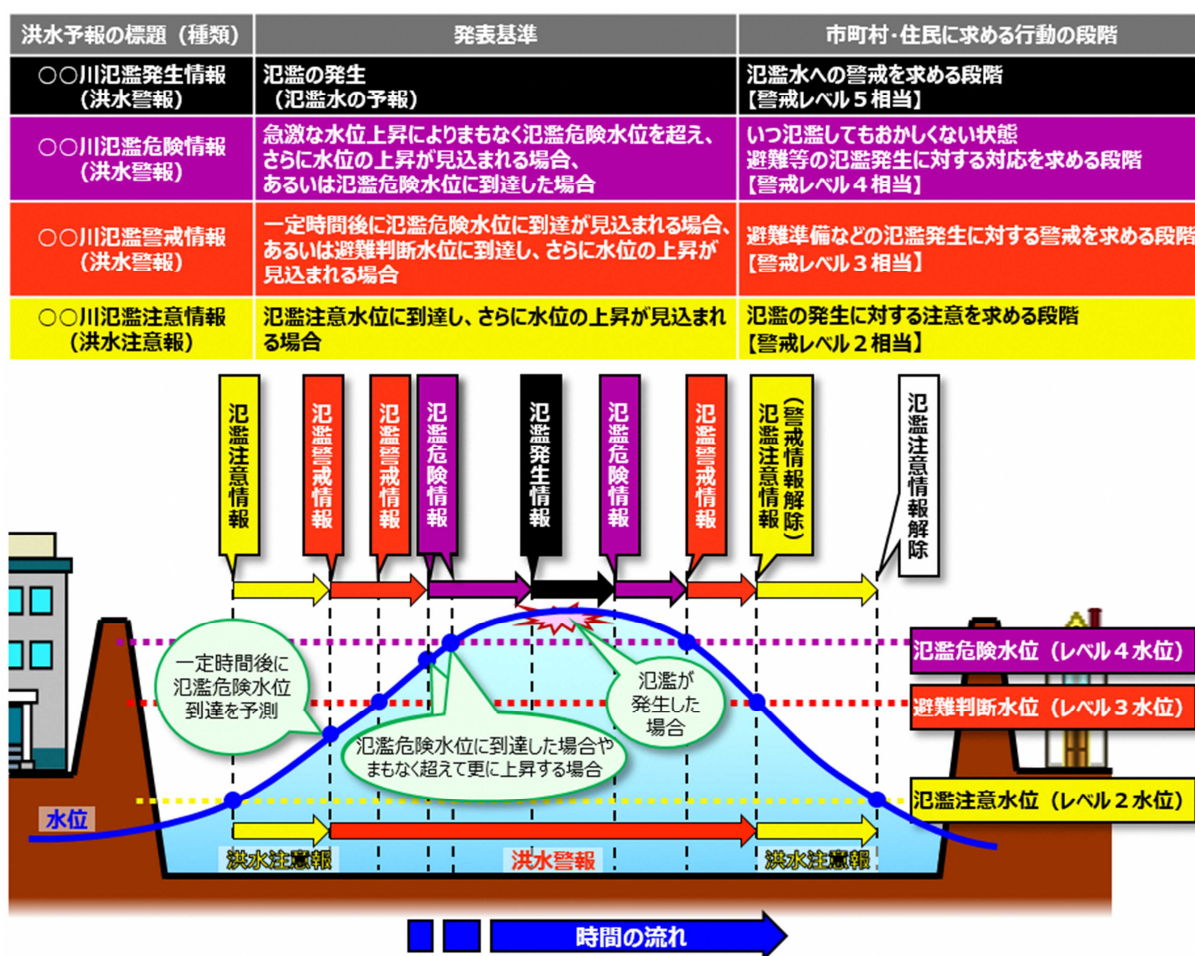
河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

別表2 指定河川洪水予報の種類、標題及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断推移に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断推移を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

別図1 指定河川洪水予報の標題と洪水警報・注意報との関係



引用 気象庁ホームページ「指定河川洪水予報」の「指定河川洪水予報の標題」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>

別表3 警戒レベルの段階区分に応じた住民が取るべき行動

段階区分

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の者も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

別図2 警戒レベルの一覧

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

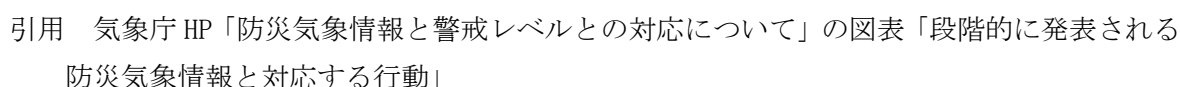
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

引用 内閣府（防災担当）「避難情報等について」の図表「警戒レベルの一覧表」

内閣府（防災担当）ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」

[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)



5 6



別図4 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報					
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報		高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	大雨特別警報 (土砂災害) (下段：土砂災害の危険度分布)		
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず実施されるものではない※)	氾濫発生情報 [危険度分布：黒] (氾濫している可能性)	大雨特別警報 (浸水害)※2	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮特別警報※3		
4	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (従来の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 [危険度分布：紫] (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布：紫 (※1)※2※3※4	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (※1)※2※3※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5		
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 [危険度分布：赤] (避難開始水位超過相当)	洪水警戒 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報		
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 [危険度分布：黄] (氾濫注意水位超過)	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)			
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報						

市町村は、警戒レベル相当情報の発令に際し、暴風や日没の時刻、堤防や通門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示の発令を判断する。

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からフィッシュ型で提供される情報）  
下段細字：常時、地図上での表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1)HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。  
※2)水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫の潮位上昇は短時間で発生する。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間で発生する。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間で発生する。  
※3)水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間で発生する。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間で発生する。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間で発生する。  
※4)大雨警報(土砂災害)・洪水警報(土砂災害)の発令対象区域の絞り込みについては、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。  
※5)高潮警報は、高潮により沿岸に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に高潮警報と高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
注)本資料では、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する土砂災害危険度情報(土砂災害)の危険度分布とを併せて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

引用 内閣府（防災担当）「避難情報等について」の「避難情報と防災気象情報の一覧表」  
内閣府（防災担当）ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)



#### 4 大津波警報（特別警報）・警報・注意報・津波予報発表基準及び津波関連情報

##### （１） 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で次の表に示すとおり発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

別表4 津波警報等の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		被害想定及び避難行動例	避難情報
		数値での発表 (津波の予想高さ)	巨大地震 の場合		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 高さが高いところで 3mを超える場合	10m超	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失 し、人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに 高台や避難ビルなど安全 な場所へ避難する。警報が 解除されるまで安全な場 所から離れない。	避難 指示
		10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の 高さが高いところで 1mを超え、3m以下 の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは 津波が襲い、浸水被害が発 生する。人は津波による流 れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただ ちに高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難する。警 報が解除されるまで安全 な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところで 0.2m以上、 1m以下の場合であ って、津波による災害 のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流 れに巻き込まれ、小型船舶 が転覆等する。海の中にい る人はただちに海から上 がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険な ので行わない。注意報が解 除されるまで海に入ったり 海岸に近付いたりしない。	—

#### (2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

#### (3) 津波に関する情報

ア 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

#### イ 津波観測に関する情報に関する発表

(ア) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

#### (イ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表

最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### (ウ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2 mを超える	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	数値で発表 津波の高さを極小さい場合「微弱」と表現

#### ウ 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

(ア) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

(イ) 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。

(ウ) 大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。

(エ) 最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(オ) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）に関する発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

(4) 津波情報等の留意事項

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## 別図5 津波警報の情報発表の流れ



引用 政府広報オンライン HP 図表「津波警報の情報発表の流れ」

政府広報オンライン HP 「緊急地震速報と津波警報等 いざそのとき、身を守るために」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>

## 第2節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定めるところによる。

また、災害時の重要通信を確保し、情報収集・伝達体制について防災訓練等を通じ実効性の向上を図るための災害通信の留意事項は、次のとおりである。

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、I P通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- (4) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

### 1 通信方法

災害時における通信手段は、基本的に民営網による通信手段を優先的に考えるものであるが、この通信網断絶時には、別海町防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など、他の通信方法の利用を確保するようにする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

## 2 専用通信施設等の利用

---

(1) 別海町

本町が所有する有線局線、防災行政無線、消防用無線等の通信施設は、別表1のとおりである。

(2) 防災関係機関

町内防災関係機関の専用又は無線電話の使用協力により、通信相手機関に最も近い防災関係機関を経るものとする。

## 3 通信途絶時の連絡方法

---

情報連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、次の要領により実施する。

(1) 優先電話が途絶した場合

ア 本町所有の防災行政無線を最大限に活用する。

イ 移動無線、携帯無線の活用

ウ 他の通信系統の利用

上記に掲げる通信施設の使用又は利用した通信を行うことができないときは、根室地区非常通信連絡協議会が定める機関別通信系統により無線通信局の協力を求め通信を行う。

エ 他の機関の通信設備の利用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線の協力を得て、緊急通信連絡体制を確保する。

オ アマチュア無線等の協力

アマチュア無線局組織へ協力要請をし、通信の万全を図る。

カ 徒歩及び自転車等の利用



## 4 防災行政無線の整備

災害時における通信連絡体制の確保又は災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの情報伝達システムを強化するため、防災行政無線（同報無線）を設置、増設するなど無線の整備を促進するものとする。

### 別表 災害対策本部の通信施設

災害対策本部の通信施設

1 本庁有線回線施設

（1） N T T回線数 10 回線

（2） 災害時通信確保対策

ア 災害時優先電話

一般電話回線が輻輳に伴い通信規制がなされても、防災機関、公共機関としての使命を確保するため通信規制されず、優先的に発信が確保される局線

役場における災害時優先電話の指定回線
町防災計画資料編「災害時優先電話一覧」のとおり。

イ 特設公衆電話

2 北海道総合行政情報ネットワーク（町防災計画資料編「防災行政無線等一覧表」に資料記載）

種 別	運用形態	局の所在地等
北海道総合行政情報ネットワーク	発令台	防災・基地対策課

3 別海町防災行政無線（町防災計画資料編「防災行政無線等一覧表」に資料記載）

種 別	運用形態	局 数	局の所在地等
移動系無線	基地局	1 局	別海町役場敷地内の旧水道庁舎
	移動局	42 局	—
同法系無線	基地局	1 局	防災・基地対策課
	遠隔制御局	1 局	別海消防署
	中継局	1 局	北島中継局(別海 5 号配水池) 別海 63-2
	屋外拡声子局	35 基	—

4 移動携帯端末

### 第3節 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

#### 1 異常現象発見時における措置

---

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象等（異常潮位、地すべり、火災等）を発見した者は、速やかに、警察官、海上保安官、町役場（防災・基地対策課）、役場支所の職員及び消防機関又は消防団員のうち最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の町への通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官若しくは消防機関又は海上保安官は、その内容を確認し直ちに町長に報告するものとする。

(3) 町長から各機関への通報及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害規模、内容等により必要に応じて、「災害情報連絡系統図」（別図1）より、関係機関に通報するとともに、住民に周知するものとする。

(4) 通報の取扱い

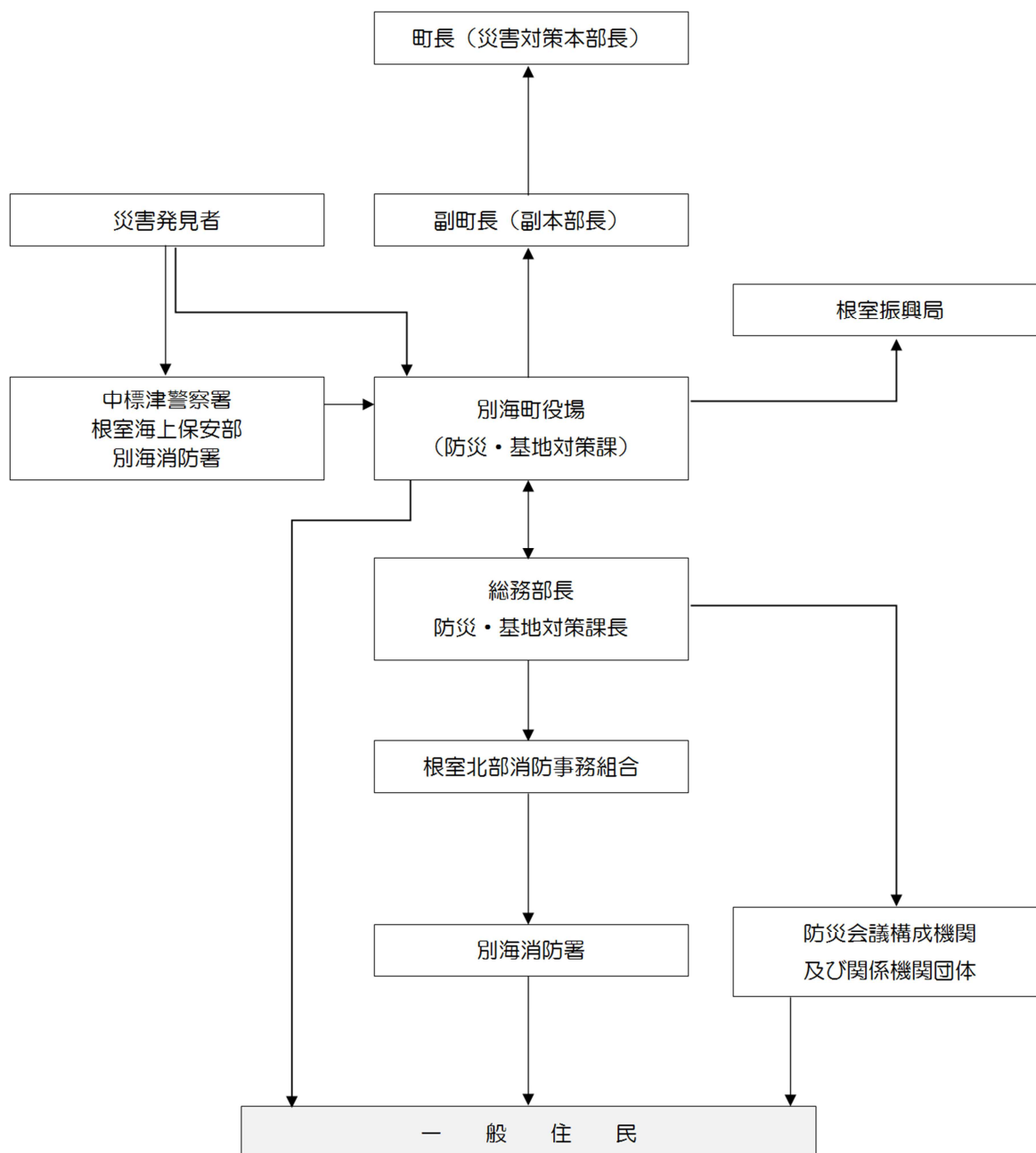
発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は総務部長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間の場合は、警備員が受理し、防災・基地対策課長へ報告する。

## 2 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法第53条の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまで「災害情報等報告取扱要領」（別記1）より根室振興局長に報告する。

別図 災害情報連絡系統図



## 別記 災害情報等報告取扱要領

---

災害対策本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を根室振興局長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度5弱以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

## 別表1 災害情報の様式

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報						
報告日時		月 日 時 現在		発受信日時		
月 日 時 分						
発信機関				受信機関		
発信担当者				受信担当者		
発生場所						
発生日時		月 日 時 分		災害の原因		
月 日 時 分						
気象等の状況	雨 量					
	河 川 水 位					
	潮 位 ・ 波 高					
	風 速					
	そ の 他					
ライフライン関係の状況	道 路					
	鉄 道					
	電 話					
	水 道 ( 飲 料 水 )					
	電 気					
そ の 他						
(1) 災害対策本部等の設置状況		月 日 時 分 設置				
(2) 災害救助法の適用状況	(地区名)	(被害棟数)		(罹災世帯)		(罹災人員)
	(救助実施内容)					

### 第3章 災害情報通信計画

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難の状況		(地区名)	(避難場所)	(人 員)	(時 間)
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
	(6)応急対策 出動人員	(ア)出動人員			(イ)主な活動状況	
		市 町 村 職 員		名		
		消 防 職 員		名		
		消 防 団 員		名		
そ の 他 ( 住 民 等 )			名			
	計		名			
そ の 他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2 被害状況報告の様式

被害状況報告（速報 中間 最終）

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因									
災害発生場所													
発信	機関（市町村）名			発信	機関（市町村）名								
	職・氏名				職・氏名								
	受信日時				月 日 時 分								
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)						
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理法 国	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所						
	行方不明	人				海岸	箇所						
	重傷	人				砂防設備	箇所						
	軽傷	人				地すべり	箇所						
計	人	急傾斜地	箇所										
② 住家被害	全壊	棟			土木被害	道路	箇所						
		世帯					橋梁	箇所					
	半壊	棟			土木被害	小計	箇所						
		世帯					河川	箇所					
	一部破損	棟			土木被害	道路	箇所						
		世帯		橋梁			箇所						
	床上浸水	棟		土木被害	小計	箇所							
		世帯				港湾	箇所						
	床下浸水	棟		土木被害	漁港	箇所							
		世帯				下水道	箇所						
計	棟		土木被害	公園	箇所								
	世帯				崖崩れ	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	土木被害	計	箇所							
		その他	棟										
	半壊	公共建物	棟			⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻				
		その他	棟					破損	隻				
	計	公共建物	棟					水産被害	計	隻			
		その他	棟							漁港設備	箇所		
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦ 林業被害					道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha							地産施設	箇所	
		畑	流出・埋没等	ha		一般民有林	林地				箇所		
			浸冠水	ha			林道				箇所		
	農作物	田	ha	計			林産物	箇所					
		畑	ha				その他	箇所					
	農業用施設	箇所					小計	箇所					
		共同利用施設				箇所		林地	箇所				
		営農施設				箇所		地産施設	箇所				
		畜産被害		箇所		林道		箇所					
その他	箇所		小計	箇所									
	箇所			林産物	箇所								
計			計	箇所									
				箇所									



### 第3章 災害情報通信計画

項 目			件 数 等	被害金額(千円)	項 目			件 数 等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所				
	病院	箇所			⑫ 社会福祉施設	箇所				
	公 立	箇所			公 立	箇所				
	個 人	箇所			法 人	箇所				
	清掃一般廃棄物処理施設	箇所			計	箇所				
	火 葬 場	箇所								
	計	箇所								
⑨ 商工被害	商業	件			⑬ その他	鉄 道 不 通	箇所			
	工業	件				鉄 道 施 設	箇所			
	その他	件				被害船舶(漁船除く)	隻			
	計	件				空 港	箇所			
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所					水 道	戸		
	中学校	箇所					電 話	回線		
	高校	箇所					電 気	戸		
	その他文教施設	箇所					ガ ス	戸		
	計	箇所					ブロック塀等	箇所		
	計	箇所					都 市 施 設	箇所		
公共施設被害市町村	団体				他 計					
罹 災 世 帯 数	世帯				被 害 総 額					
罹 災 災 者 数	人				火 災	建 物	件			
消防職員出動延人数	人					危 険 物	件			
					発 生	そ の 他	件			
					消防職員出動延人数	人				
災害対策本部の設置状況	道(支庁)									
	市町村名	名称			設置日時		廃止日時			
災害救助法適用市町村名										
補足説明(※別葉で報告) ○ 災害発生場所 ○ 災害発生年月日 ○ 災害の種類概要 ○ 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意 ○ 応急対策の状況      ・ 避難の勧告・指示の状況     ・ 避難所の設置状況     ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況     ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況     ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況     ・ 災害ボランティアの活動状況      ほか										

別表3 被害状況判定基準

## 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。   (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。   (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)   (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。   (1) 死者欄の(2)(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。   (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする。   (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。   (1) 負傷者の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする。   (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。   (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。   (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。   (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。   (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
② 住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。   (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。   (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。   (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。   (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。   (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。   (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。   (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。   (3) 土蔵、物置とは生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。   (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。   (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。   (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。   (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。   (4) 被害額の算出は農地の原型復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒状によって生じた被害をいう。   (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。   (2) 倒状とは、風のため相当期間(2時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。   (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額の推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。   (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。   (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。   (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。
	港湾	湾港法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの【植栽・いけがき】を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損、(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 湾内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他の施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

上記の表は次の頁へ続く。

被害区分		判定基準
⑦ 林業被害	林地被害	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小・中・高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う）
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ その他	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害の予防は、災害予防責任者がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生 of 未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。特に、災害時においては被災状況が刻々と変化し詳細な情報を伝達するいとまがないことから、災害情報を発信する側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすい。このような事態の発生を未然に防ぐ、若しくは低減する観点から、各機関との防災対策に関する検討等を通じ、平時から相互のコミュニケーションをとることで、災害対応における「顔の見える関係」を構築して信頼感を醸成し、訓練・研修等を通じて構築した信頼関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、災害に際しては、各機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、当該機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。同計画を作成した場合、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、防災訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

本章においては、災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

## 第1節 重要警戒区域及び整備計画

### 1 災害危険区域の把握

---

町では、この計画に基づき災害危険区域の調査によって区域の把握を行い災害を未然に防止することに努めるものとする。

### 2 調査の方法

---

根室振興局で定める調査基準に従い災害危険区域を調査し、把握するものとする。

### 3 調査対象区域

---

(1) 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域。

(2) 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(4) 地すべり・がけ崩れ等危険区域

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(5) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険区域

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(6) 孤立予想区域

災害により道路等が寸断され孤立が予想される区域



## 4 調査事項

---

調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 危険区域の現況
- (2) 予想される被害の規模
- (3) 法律等における指定状況との関連
- (4) 防災関係機関における整備計画

## 5 調査実施の時期

---

調査は、融雪出水期前、台風来襲期、その他異常な自然現象、大規模災害発生のおそれのある時期等において、防災上必要と認められる場合に行う。

## 6 調査結果の取り扱い

---

- (1) 町は、調査完了後すみやかに根室振興局に報告するものとする。
- (2) 調査した災害危険区域については別海町地域防災計画資料編に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。
- (3) 防災関係機関は、その調査事項を参考として各種計画の策定に配慮するものとする。

## 第2節 消防計画

---

暴風、異常乾燥、津波及び地震による大規模な火災が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分その機能を発揮するための組織、運営及び活動等については本計画の定めるところによる。

### 1. 組織計画

---

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係わる事務を円滑かつ迅速に行うために根室北部消防事務組合、別海消防署、別海消防団をもって消防機関を組織する。

(町防災計画資料編「組織機構図」に資料記載)

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための組織及び事務分掌は根室北部消防事務組合消防計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ア 火災警報が発令されたとき
- イ 震度5弱以上の地震が発生のとき
- ウ 津波警報が発表されたとき
- エ 別海町災害対策本部が設置されたとき

### 2 消防力の整備計画

---

この計画は、根室北部消防事務組合の消防力を正しく把握し、消防力の整備指針（平成17年消防庁告示第9号）及び消防水利の基準（昭和40年消防庁告示第1号）等を準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて実施するものとする。

(町防災計画資料編「消防施設の現状」に資料記載)

### 3 調査計画

---

調査計画は、災害が発生した場合、消防機関が適切に防御活動を行うことができるよう地理、水利、災害危険区域等について行う調査で、次の区分による。

(1) 警防調査

地形、地物、道路、橋、河川、建物、危険物施設、水利を要する地域及び施設等、その他の災害防除上注意を要する箇所について行う。

(2) 水利調査

消火活動に必要な消火栓、防火水槽、貯水池、プール、海等消防用水として使用可能なものについて調査し、状況の変化についても行う。

### 4 火災予防

---

災害を未然に防止するため、火災予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防火思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物及びひとり暮らし高齢者世帯を含めた一般家庭に対し、予防査察、指導を計画的に実施して火災予防の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

火災予防活動及び防災の広場（産業祭開催時）等を実施し、映画会、講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料の配布等防火思想の普及拡大に努める。

イ 民間防火組織による普及

女性、少年、幼年消防クラブの結成促進を図り、さらには地域住民による自主防災組織等及び危険物安全協会等を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研修会、講習会、防火映画会の開催、通報、消火、避難訓練、応急手当などの指導等、防火組織の育成強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の位置構造及び設備等について定期的に立入検査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他の取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物の同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

## 5 火災警報及び伝達計画

### (1) 火災警報

組合長は、消防法第22条第2項の規定により通報を受けた場合、又は気象状況が、火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

#### ア 発表基準

実効湿度60%以下となり最大風速12m/s以上で長時間（おおむね3時間）継続すると予想される場合

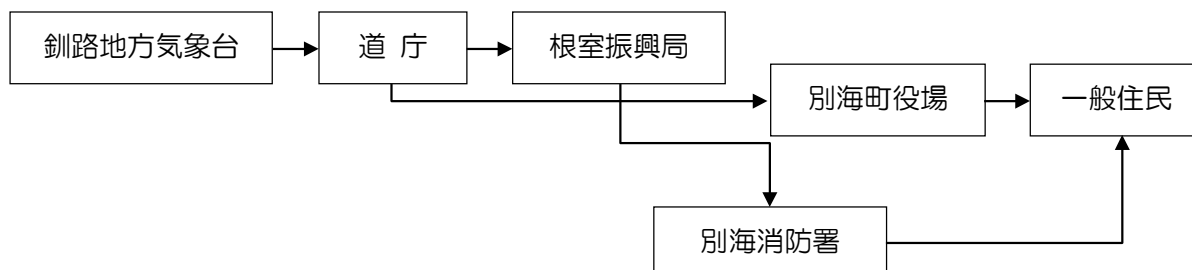
### (2) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報を行うものとする。火災気象通報の通報基準及び通報系統は次のとおりである。

#### ア 通報基準

通報要素	通報内容（予想値）	備考
実効湿度	60%以下	平均風速は12m/s以上あっても降水、降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。
最小湿度	30%以下	
平均風速	12m/s以上	

#### イ 通報系統



### (3) 伝達及び周知方法

火災警報の信号は、従前の打鐘、サイレン及び掲示板・旗による方法は、住民の徹底は難しく、かえって混乱を招くおそれがあると認めるので、周知手段は次によることとする。

#### ア 広報車等による広報

#### イ 防災無線広報

#### ウ ラジオ・テレビ

#### エ その他有効な手段

### (4) 火災警報の解除は、平常の気象に復したとき又は風速は低下しないが、降雨等により火災危険が少なくなったと判断されるとき解除する。

## 6 火災警防

---

火災防除のため、概ね次のとおり警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集して消防隊を編成し消防力の強化を図る。

(2) 警備及び出動体制

災害の種別、規模及び発生場所により警備体制を強化するとともに状況に応じ、次により出動態勢をとる。

ア 警戒出動

- (ア) ガス漏れ事故等のとき
- (イ) 危険物が漏洩したとき
- (ウ) 爆破予告等のあったとき
- (エ) 風水害のとき
- (オ) その他必要と認めたとき

イ 火災出動及び林野火災出動

火災の規模及び気象状況により、根室北部消防事務組合消防計画に基づき出動を行う。

ウ 地震災害出動

地震災害から住民の生命、身体、財産を守るため地震災害消防計画に基づき出動を行う。

エ 救急、救助出動

人命救助を必要とする事故が発生したときは根室北部消防事務組合消防計画に基づき行動を行う。

(3) 防衛活動

人員、機械及び施設を効果的に運用して災害の拡大防止に努める。

(4) 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導は、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」で指定する避難所及び避難場所に迅速かつ的確に避難させる。

(5) 救助及び救急活動

ア 災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するため救助体制をとる。

イ 町民に対する救急救命講習会開催など、応急手当の知識と技術の普及啓発を推進し、救命効果の一層の向上を図る。

(6) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止を図る。

### 7 応援協力

---

消防力の効果的運用を図り、災害拡大を防止するため、次によるほか関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力して防災活動を行う。

- (1) 北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）
- (2) 大規模災害消防応援実施計画（平成7年10月19日適用）
- (3) 緊急消防援助隊（平成7年10月30日施行）
- (4) 根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との船舶消火に関する業務協定（昭和58年9月22日締結）

### 8 教育訓練

---

消防職員、消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の充実強化とともに職員、団員の資質と能力の向上を図り、消防人としての人格の陶冶、学術、技能、気力の錬成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を推進できるよう、教育訓練を計画的に実施する。

### 9 その他

---

本節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、根室北部消防事務組合消防計画によることとする。

## 第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関が共同で、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

### 1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

### 2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため次に掲げる訓練を実施するものとする。また、訓練の実施終了後には、反省会等を開催し、今後の災害応急対策の万全を期するため訓練の実施評価を行うものとする。なお、総合防災訓練等実施の際には、住民と連携を図り、住民と一体となった訓練を実施するものとする。

#### (1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施するものとする。

#### (2) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

##### ア 水防訓練

消防機関の動員、一般住民の動員、水防工法、水防資材、機材の輸送、広報・通報伝達などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

##### イ 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救急救助、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

##### ウ 避難救助訓練

水防訓練、消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施するものとする。

### エ 災害通信連絡訓練

気象警報の伝達、災害発生の状況報告、被害報告などを主通信、副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施するものとする。

### オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施するものとする。

### カ 総合防災訓練

防災各関係機関と住民等が連携を図り、総合的な防災訓練を実施するものとする。

### キ その他災害に関する訓練

林野火災などの他災害に関する訓練を実施するものとする。（他の関係機関で実施する訓練について協力するものとする。）

## 3 複合防災に対応した訓練の実施

---

防災実施機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。



## 第4節 建築物災害予防計画

---

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置事項は本計画に定めるところによる。

### 1 耐震化建築物の促進

---

#### (1) 一般建築物の耐震化

大震災が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するために、耐震化について広く町民への周知を図るとともに、既存の建築物の耐震診断及び耐震改修への技術的支援により耐震化の促進を図るものとする。

#### (2) 公共建築物の耐震化

大地震において、災害応急活動の中心となる病院や避難所となる学校などの公共建築物について、被害により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあたっては、最新の耐震基準を採用するとともに、既存施設にあたっては耐震診断、耐震改修の実施を促進し防災機能の確保に努めるものとする。

### 2 がけ地に隣接する建築物

---

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進を図るものとする。

### 3 応急危険度判定制度

---

地震により被害を受けた建築物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす二次的災害が発生する恐れがある。

そのため、町は被災後すぐに応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物の調査を行い、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定し表示することで、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対して二次的災害の防止に努めるものとする。

### 4 石綿飛散防止対策

---

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は道と連携し「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

## 5 空家対策

---

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

また、町は平常時より、災害による被害が予測される空家等の確認に努めるものとする。

## 第5節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係機関は、職員及び町民に対して専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

本町が防災意識啓発を狙いとして防災知識の普及を図る場合、要配慮者、性的マイノリティー者及び外国人に対する合理的配慮とともに男女共同参画の視点を保持するものとする。

### 1 町の実施責任

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、別海町に被害を及ぼした大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

### 2 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育推進における留意すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- (5) 各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

- (6) 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### 3 職員等に対する防災教育

---

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

#### (1) 教育の方法

- ア 研修、研修会、講習会等の実施
- イ 防災活動手引等印刷物の配布

#### (2) 教育の内容

- ア 町防災計画の概要、特に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
- イ 町防災計画に基づく災害対策本部の各部・班の所掌事務及び対策任務分担
- ウ 災害の程度に応ずる非常配備体制
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ 要配慮者、性的マイノリティー者及び外国人に対する合理的配慮
- ク 避難生活における災害関連死を防ぐため、避難者に対する
  - (ア) 「T (トイレ =排泄)」
  - (イ) 「K (キッチン=食事)」
  - (ウ) 「B (ベッド =就寝)」
  - (エ) 「W (ウォーム=採暖)」
- 上記に示した迅速な対策・処置の重要性
- ケ その他必要な事項

## 4 一般住民に対する防災知識の普及

---

一般住民の防災知識の高揚を図るため、下記の防災知識の普及徹底を図る。

### (1) 普及の方法

#### ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の各種研修会等の社会教育活動の機会を活用して、防災上必要な知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

#### イ 広報媒体等による普及

(ア) 町広報紙の活用

(イ) 新聞の活用

(ウ) 印刷物の活用

(エ) 映画、ビデオ及びスライドの活用

(オ) 広報車の巡回による普及

(カ) ラジオ、テレビ、有線放送施設及びインターネットの活用

(キ) テキスト、マニュアル及びパンフレットの配布

(ク) 研修、講習会及び講演会等の開催

(ケ) その他

#### ウ 防災訓練の参加普及

### (2) 普及の内容

#### ア 「自助・共助・公助」の概要

#### イ 町防災計画及び同計画による各機関の防災体制

#### ウ 災害に関する一般知識

#### エ 過去の主な被害事例

#### オ 自主防災組織の概要

#### カ 町避難所運営マニュアルの概要

#### キ 要配慮者、性的マイノリティー者及び外国人に対する合理的配慮

#### ク 平素の心得

(ア) 住宅の点検

(イ) 救急救護

(ウ) 非常食料、非常持ち出し品の準備

(エ) 避難場所・避難方法の事前確認

(オ) 火災の防止

#### ケ 災害発生時の心得

(ア) 場所別、状況別の心得（地域の災害リスク）

- (イ) 避難の心得（とるべき避難行動）
- (ウ) 被災した場合の心得
- (エ) 家庭内、組織内の連絡体制
- (オ) 気象情報の種別と対策
- (カ) 避難生活における災害関連死を防ぐため、避難者に対する
  - a 「T（トイレ＝排泄）」
  - b 「K（キッチン＝食事）」
  - c 「B（ベッド＝就寝）」
  - d 「W（ウォーム＝採暖）」の家庭でできる処置
- (キ) その他必要な事項

## 5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

---

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 6 普及の時期

---

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第6節 避難行動要支援者等の配慮者に関する計画

災害発生時における災害時避難行動要支援者の安全確認、保護、又は避難誘導等の避難対策などについて定めるものとする。

### 1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、本町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

### 2 災害時避難行動要支援者の状況把握

#### (1) 基本的な考え方

本町は、総務部及び福祉部をはじめとする関係部課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

#### (2) 要配慮者の状況把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成等の取扱い要領

本町は、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき登録台帳を作成し、町内会、民生委員児童委員、消防署（団）等の登録台帳保管者を定めて災害時避難行動の支援プラン（個別計画）を作成することとし、平時から要支援者の住居状況等の把握に努め、声かけ、見守り、相談等意思疎通を図るための活動を行い、災害時に速やかに情報伝達、安否確認、避難誘導、避難行動支援、その他の安全を確保するための活動が行えるようにする。

なお、避難支援を行なうにあたり、避難支援等関係者の安全確保の措置や登録台帳情報の提供を受けた者の守秘義務に留意する。その他、登録台帳や支援プランの取り扱いについては、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づくものとする。

### ア 要配慮者の把握

要配慮者の把握について、関係部課における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理して把握しておくものとする。

### イ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

本町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個人情報保護法※1、内閣府（防災担当）の「防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針」※2（以下「国の指針等」という。）及び「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」※3に基づき、特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。その際、庁舎が被災した場合を想定し、電子媒体と紙媒体の両方で保管することに努めるものとする。

### ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

本町は、国の指針等及び「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、名簿情報の提供について平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

### エ 個別避難計画の作成

本町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

### オ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画（以下「支援プラン」という。）の提供

本町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとに支援プランの実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」に基づき、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

### カ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

本町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援



等を実施する。

### キ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市町村は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

### ク 福祉避難所の指定

本町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

### 【注 釈】

#### ※¹ 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

#### ※² 防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針

防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針（府政防第 297 号・消防令第 47 号）

#### ※³ 別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日別海町訓令第 12 号）同第 5 条（登録台帳及び支援プランの整備）及び同第 8 条（登録台帳保管者の遵守事項）

## 3 情報伝達

---

町は、災害時において、災害時避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達方法は、次に掲げる事項のうち、いずれかの方法により行うものとする。

- (1) 広報車による伝達
- (2) ラジオ、テレビ放送等による伝達
- (3) 電話による伝達
- (4) 民生委員との連携により自主防災組織等の協力を得て行う伝達
- (5) 防災行政無線による伝達

### 4 避難対策

---

本町は、「別海町災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱」プラン（個別避難計画）に基づき、登録台帳保管者と連携を図り、隣人や自主防災組織等の協力を得て避難行動要支援者の避難誘導を行うものとする。なお、自力で避難できない場合などは、車両等を利用して行うものとする。

避難所等では、町や自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者や乳幼児、妊婦等の健康状態把握に努めるものとする。

また、町や自主防災組織は、避難所等での食料、毛布などの備蓄を促進するとともに、冬期間の避難路確保のため除雪が困難な避難者に対し除雪支援を行うものとする。

### 5 社会福祉施設等の対策

---

#### （1）防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であることから、当該施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、当該施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、病院等の医療機関、要配慮者が利用する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

#### （2）防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、当該施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

#### （3）緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、本町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

### (4) 防災教育及び同訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

## 6 外国人に係る対策策

---

本町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次に示す条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の実施
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板等の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練及び同教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の対応

## 第7節 危険物等保守計画

---

危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生を未然に防止するため、次により予防対策を実施するものとする。

### 1 実施事項

---

- (1) 町は消防機関と協力し危険物取扱いの事業所並びに販売店に対し立入検査を実施し、設備及び保安基準について指導する。
- (2) 各事業所並びに販売店の自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制確立について推進を図る。

## 第8節 融雪災害予防計画

---

融雪による河川等の出水災害については、水防計画に定めるほか本計画の定めによるものとする。

### 1 気象情報等の把握

---

町は、融雪期においては釧路地方気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、町内における積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に務めるものとする。

### 2 重要水防区域等の警戒

---

重要水防区域及び地すべり、崖崩れ等が予想される地域、箇所を事前に把握し、被害の拡大を防ぐために次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び消防機関は、関係機関と連携を図り、住民等の協力を得て既往の被害箇所を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と連携を図り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、関係機関と連携を図り、雪崩、積雪、除雪及び結氷の破砕等障害物の除去に務め、流下能力の確保を図るものとする。

### 3 道路の除雪等

---

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に務めるとともに、雨水桝周辺の砕氷、除雪等を行い排水確保に務め道路の効率的な活用を図るものとする。

### 4 下水道の点検

---

融雪出水前に公共下水道（雨水管渠）の管渠内点検・清掃を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

## 5 水防資機材の整備、点検

---

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、河川・道路情報共有化に関する連絡協議会や資機材調達先業者とも十分な打合せを行い、緊急時に対処するため資機材の効率的な活用を図るものとする。

## 6 水防思想の普及徹底

---

町及び河川管理者は、融雪出水に対し住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 第9節 雪害対策計画

### 1 目 的

---

大雪、暴風雪及び雪崩（なだれ）等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、必要事項を定めるとともに、周辺市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図る。

### 2 防災関係機関の業務

---

異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

### 3 雪害対策における体制確立の際の留意事項

---

本町は、雪害対策を積極的に実施するため、所要の対策を講じるとともに、次の事項について留意するものとする。

- （１） 雪害対策の体制、同対策における任務分担及び各窓口の明確化
- （２） 雪害情報の連絡体制の確立
- （３） 災害警戒区域等の警戒態勢の確立
- （４） 積雪における消防体制の確立
- （５） 雪害発生時における住民避難、救出、給水、食料、燃料等の供給体制整備
- （６） 感染症感染予防等防疫に関する応急措置の体制整備
- （７） 要配慮者世帯の安否確認及び除雪支援の体制整備
- （８） 孤立予想地域対策
  - ア 食料、燃料等供給の住民の生命・安全に係る対策
  - イ 医療助産対策
  - ウ 応急教育対策
- （９） 除雪機械、通信施設の整備点検の実施

上記の事項に留意し、異常降雪等により予想される暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、本計画の定めるところによる。

## 4 実施機関

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路建設管理部が行う。
- (3) 町道等路線の除雪は、町が行う。
- (4) 道路除雪作業基準

道路除雪に係る各機関の除雪作業基準は、次のとおりとする。

### ア 国道路線（釧路開発建設部）

除 雪 目 標
昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。

### イ 道道路線（釧路建設管理部）

種 別	日交通量のおよその標準（台／日） ※ ¹	除 雪 目 標
第1種	1,000 以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。異常降雪時において、極力2車線確保を図る。 （町防災計画資料編「道道路線別除雪等区分一覧表」に資料記載）
第2種	1,000～300	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。 （町防災計画資料編「道道路線別除雪等区分一覧表」に資料記載）
第3種	300 以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。 （本町に該当なし）

※¹ 上記で定める基準に達した場合のほか、気象状況及び道路状況等を総合判断して、必要が認められるときは作業を実施する。

ウ 町道等路線（別海町）

除 雪 目 標※ ²
・ 異常な降雪以外は、バス通行、通勤、通学に支障のないようにするとともに、全幅員確保を原則とする。 但し、降雪量が多いときは、1車線は確保するが、一時又は短期間交通不能となることもある。    ・ 通学通勤生活道路等の主要歩道を実施する。

※² 町における除雪出動目処は、原則10cmの降雪深を目処とし、風雪並びに吹き溜まりが著しいときは必要に応じ出動するものとする。

夜間は、原則として除雪は行わないものとする。ただし、緊急時には、状況に応じて出動するものとする。

## 5 積雪時における消防対策

---

消防職団員は、円滑なる消防活動ができ得るよう積雪に対しては十分配慮し、町内の消防水利の万全を期するものとする。

## 6 孤立予想地域に対する対策

---

積雪等により交通が途絶した地域において、食料等が不足した場合又は急患が発生した場合等には、関係機関に協力を要請し雪上車等により輸送又は患者の収容、医師等の派遣を行うものとする。



## 第10節 土砂災害予防計画

町区域において発生するおそれのある土砂災害に関する予防計画は、次に定めるところによる。

### 1 地すべり等予防対策

---

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 町長は、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に務めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、にぎり水）や住民自らによる防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。
- (3) 区域については、別に示すものとする。

### 2 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防対策

---

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 町長は、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に務めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (2) 危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、にぎり水）や住民自らによる防災措置（自主避難等）などの周知・啓発等を図るものとする。
- (3) 区域については、別に示すものとする。

### 3 災害応急対策

---

(1) 情報の収集及び伝達方法

ア 気象注意報等の把握

関係機関へ伝達を要する気象注意報等の種類は、次のとおりとする。

注意報 ～ 大雨注意報、洪水注意報、なだれ注意報

警 報 ～ 大雨警報、洪水警報

特別警報～ 大雨特別警報

イ 伝達方法

気象注意報等及び各種情報の伝達は、電話又は口頭等により行うものとするが、緊急を要する場合は、広報車及び同報無線等も併用し、実施するものとする。

(町防災計画資料編「伝達経路」「土砂災害対策機関連絡先一覧」に資料記載)

(2) 警戒体制

ア 町における警戒体制は、町防災計画本編第2章第4節「非常配備体制」の定めによるものとする。

イ 危険区域の巡視及び警戒

(ア) 降雨気象警報発表又は必要に応じて当該危険区域の巡視を行い、必要事項を報告させるものとする。

(イ) 次の事項を報告するものとする。

a 表層の状況

b 地表水の状況

c 湧水の状況

d 亀裂の状況

e 樹木等の状況

(3) 避難救助

町長は、土砂災害警戒情報が発表されるなど、当該地区に崩壊等の危険性があると認めたときは、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導、治安維持等の協力を得るものとする。

### 4 災害の防止対策

---

(1) 関係機関は、連携を密にし、土砂災害対策を計画的に実施するものとする。

(2) 町長は、崩壊等による災害防止のため必要があると認めたときは、速やかに適切な対策を講ずるものとする。

### 第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な活動については、本計画に定めるところによる。なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「本章 第8節 融雪災害予防計画」によるものとする。

また、必要な水防計画については、「第5章 災害応急対策実施計画 第2節 水防計画」によるものとする。

## 1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

なお、主な対象河川については、次のとおりとする。

- (1) 西別川 (北海道の指定する2級河川)
- (2) 春別川 (北海道の指定する2級河川)
- (3) 風蓮川 (北海道の指定する2級河川)
- (4) 然内川 (北海道の指定する2級河川)
- (5) 清丸別川 (北海道の指定する2級河川)

## 2 予防対策

- (1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム※¹（通称「Lアラート」という。）※¹、全国瞬時警報システム（通称「Jアラート」という。）※²、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

※¹ 北海道防災情報システム（通称「Lアラート」という。）

正式名称は、「北海道総合行政情報ネットワーク」（以下「北海道防災情報システム」という。）であり、平成23年5月から北海道が運用を開始している。

北海道防災情報システムは、気象・被害・避難・避難所の各種防災情報を道が一元管理による見える化した当該情報を発信・情報共有を図るシステムとして、北海道と市町村をネットワークで結び、気象情報を市町村へ伝達している他、ホームページやメールで道民や防災関係機関へ防災情報を発信している。

別図1 北海道防災情報システム（Lアラート）の概念図



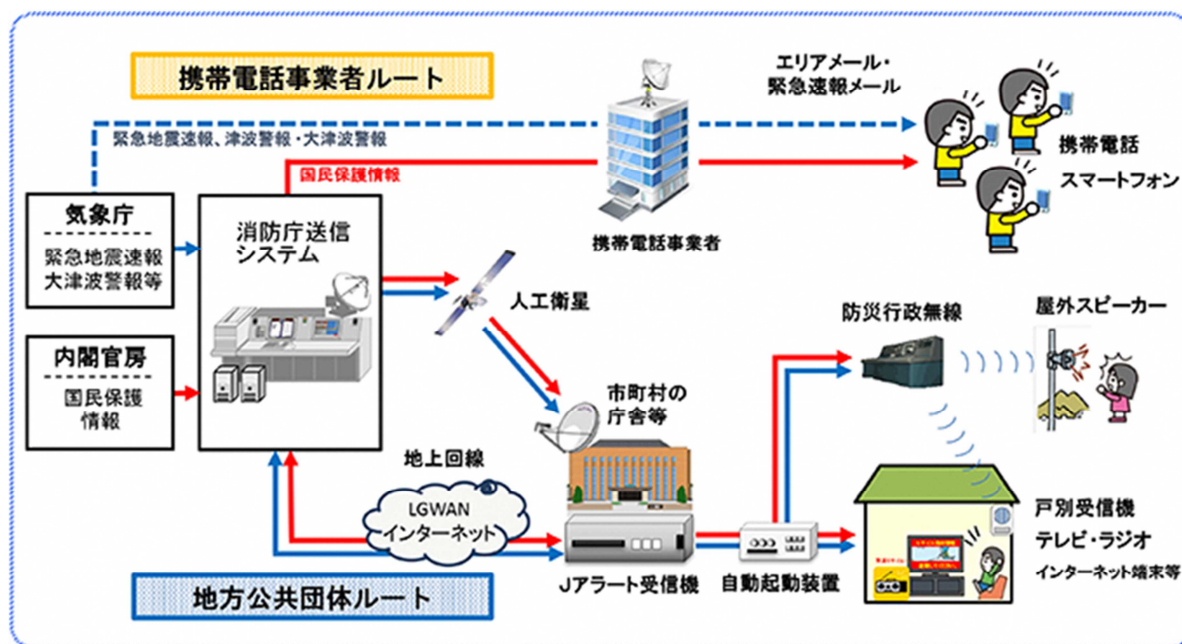
引用 北海道総務部危機対策局危機対策課 HP 「北海道防災情報システム」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bousai-system.html>

※² 全国瞬時警報システム（通称「Jアラート」という。）

全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。

別図2 全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達の流れ



引用 総務省消防庁 HP 「全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要」

<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-18.html>

- (2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、次の事項を定める。
- ア 当該浸水想定区域毎の洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - イ 本町内に所在する避難行動要支援者の利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）のうち、洪水時に迅速な避難を確保する必要がある施設の指定
    - (ア) 指定する施設の名称及び所在地の公表
    - (イ) 別表「浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」参照
- (3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある避難行動要支援者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (4) 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について、住民に周知させるための必要な措置を講じる。
- (5) 別表に示す浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の所有者または管理者（「施設管理者」という。）は、水防法第15条第1項第4号・同第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法（「土砂災害防止法」という。）第8条の2第1項・同第5号及び津波防災地域づくりに関する法律（「津波法」という。）第71条第1項に基づき、施設利用者及び職員等の避難確保のため、当該施設の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施し、その結果を町長へ報告しなければならない。

## 別表 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

番号	区分	事業所名	住所	浸水想定区域		土砂災害 警戒区域
				西別川	春別川	
1	学校	別海中央中学校	別海緑町116番地4	○	—	—
2	学校	北海道別海高等学校	別海緑町70番地の1	○	—	—
3	学校	中春別小学校	中春別西町34番地	—	○	—
4	医療施設	町立別海病院	別海西本町103番地の9	○	—	—
5	保育園	別海保育園	別海緑町38番地の1	○	—	—
6	保育園	家庭的保育施設おひさま	別海常盤町264番地の2	○	—	—
7	保育園	認定こども園中春別保育園	中春別東町73番地	—	○	—
8	保育園	本別海へき地保育園	本別海2番地	○	—	—
9	幼稚園	別海愛光幼稚園	別海緑町108番地	○	—	—
10	幼稚園	別海くるみ幼稚園	別海旭町206番地	○	—	—
11	児童福祉施設	別海子育て応援スペースMILKIDS	別海緑町119番地の2	○	—	—
12	児童福祉施設	指定放課後等デイサービス「こども広場ひかり」	別海220番地の19	○	—	—
13	児童福祉施設	中央児童館	別海寿町1番地1	○	—	—
14	児童福祉施設	中春別アフタースクールキッズクラブ	中春別東町35番地	—	○	—
15	児童福祉施設	母子健康センター	別海西本町101番地の1	○	—	—
16	障がい者福祉施設	グループホームすずらん	別海鶴舞町6番地の45	○	—	—
17	障がい者福祉施設	グループホームひまわり	別海旭町416番地	○	—	—
18	障がい者福祉施設	グループホームこすもす	別海旭町422番地	○	—	—
19	障がい者福祉施設	NPO法人スワンの家	別海新栄町5番地	○	—	—
20	障がい者福祉施設	ふれあいの家	別海常盤町	○	—	—
21	高齢者施設	特別養護老人ホーム清翠園	別海西本町52番地	○	—	—
22	高齢者施設	デイサービスセンターひだまり	別海西本町52番地の2	○	—	—
23	高齢者施設	老人保健施設すこやか	別海西本町104番地	○	—	—
24	高齢者施設	グループホーム育成会まごころ	別海川上町20番地の11	○	—	—
25	高齢者施設	デイホーム笑楽	別海川上町57番地	○	—	—

## 第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大防止は本計画の定めるところによる。

### 第1節 災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供ならびに広報活動は本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

---

- (1) 町長
- (2) 中標津警察署長
- (3) その他の防災関係機関の長

#### 2 災害情報等の収集要領

---

災害情報等の収集については町防災計画本編第3章「災害情報通信計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

- (1) 災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

#### 3 災害広報及び情報等の提供の方法

---

- (1) 目的

本町は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

- (2) 別海町災害対策本部における災害広報及び同情報提供に関する担当窓口

町防災計画第2章第3節「別海町災害対策本部」に示す対策任務分担を準拠とし、同本部内に編成された総務対策部広報対策班を担当窓口として、一元的に対応することを基本とする。



### (3) 災害広報及び災害情報提供要領及び留意事項

#### ア 被災者の安否に関する住民等からの照会時の対応

##### (ア) 被災者の安否について住民等からの照会があった場合

個人情報保護法※¹及び内閣府（防災担当）の「防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針」※²（以下「国の指針等」という。）に基づき、利用目的を特定し、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することなく、要配慮者への伝達にも配慮して、消防、救助等人命に関わる災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲内で可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

##### (イ) 住民等からの照会の際に関係機関への情報提供を利用目的として特定していない場合

被災者の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、関係機関と情報共有できるよう個人情報保護法第69条第2項※³の規定に基づき、「相当の理由があるとき」と判断して当該機関と情報共有を図るものとする。

#### イ 適切な広報

本町は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS、掲示板及び印刷物等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

#### ウ 報道機関に対する情報発表等

本町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について災害対策本部活動に支障を及ぼさない範囲内での協力するものとし、収集した被害状況・災害情報等は、その都度報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

##### (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日

##### (イ) 災害発生場所又は被害激甚地域

##### (ウ) 被害調査及び発表の時刻

##### (エ) 被害状況

##### (オ) 救助法適用の有無

##### (カ) その他判明した被災地の情報

##### (キ) 町における応急対策の状況

##### (ク) 災害対策本部の設置又は解散

#### エ 住民に対する広報

(ア) 本町は、所管区域内の関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について各機関及びボランティア団体等とも連携を図り、正確な情報を適切に提供する。

(イ) 被災を免れた住民（以下「一般住民」という。）及び被災者に対する広報活動は、災害時の推移をしながら次の方法により行うものとする。

- a 広報車の利用（町防災計画資料編「広報使用可能車両」に資料記載）
- b 新聞、ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、インターネット及びSNSの利用
- c 町広報紙、チラシ類の印刷物の利用
- d 防災行政無線（同報系）の利用
- e 移動携帯端末
- f 北海道総合行政情報ネットワーク（通称「北海道防災情報システム」）（以下「Lアラート」という。）※⁴の利用

(ウ) 一般住民及び被災者に対する広報事項は、次のとおりとする。

- a 災害に関する情報、警戒レベル及び住民に対する注意事項
- b 災害応急対策とその状況
- c 被災復旧対策とその状況
- d 被災地を中心とした交通に関する状況

### 【注 釈】

※¹ 個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

※² 防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針

防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針（府政防第297号・消防災第47号）

※³ 個人情報保護法第69条

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条「利用及び提供の制限」

※⁴ 北海道防災情報システム（通称「Lアラート」という。）

正式名称は、「北海道総合行政情報ネットワーク」（以下「北海道防災情報システム」という。）であり、平成23年5月から北海道が運用を開始している。北海道防災情報システムは、気象・被害・避難・避難所の各種防災情報を道が一元管理による見える化した当該情報を発信・情報共有を図るシステムとして、北海道と市町村をネットワークで結び、気象情報を市町村へ伝達している他、ホームページやメールで道民や防災関係機関へ防災情報を発信している。

## 別図 北海道防災情報システム（Lアラート）の概念図



引用 北海道総務部危機対策局危機対策課 HP 「北海道防災警報システム」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bousai-system.html>

### オ 一般住民及び被災者からの広聴

災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

#### (4) 災害現地対策本部設置・運用間の災害広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、関係機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

## 4 安否情報の提供

(1) 災害時の安否不明者に係る個人情報の取り扱い

本町は、国の指針等※

に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

ア 安否不明者に係る個人情報の取り扱いは、国の指針等に基づき、当該個人情報の利用目的を特定して、合規適正に取り扱うものとする。

イ 安否不明者の名簿公表を利用目的として特定していない場合は、人命第一の観点から、その公益性及び緊急性に鑑み、取り扱うものとする。

その際、個人情報保護法第 69 条第 2 項※²の規定に基づき、その都度判断ものとする。

ウ 安否不明者の氏名等の公表、若しくは当該情報を提供するにあたり、配偶者からのドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に該当するか否か不明な場合、その他、当該安否不明者を公表又は情報提供により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのある特段の事情を把握した場合は、住民基本台帳法第 12 条の 2※³・第 15 条の 4※⁴及び住民基本台帳法に係る自治省令※⁵の規定に基づき、当該住民基本台帳の閲覧制限の有無を事前に確認するものとする。

その際、個人情報の閲覧制限がある場合、当該理由又は事情に十分配慮の上、公表対象から除かなければならない。

### 【注 釈】

※¹ 防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針

防災分野における個人情報の取り扱いに関する指針（府政防第 297 号・消防災第 47 号）

※² 個人情報保護法第 69 条

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条「利用及び提供の制限」

※³ 住民基本台帳法第 12 条の 2

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 「国または地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付」

※⁴ 住民基本台帳法第 15 条の 4

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 15 条の 4 「除票の写し等の交付」

※⁵ 住民基本台帳法に係る自治省令

本文中の住民基本台帳法に係る自治省令とは、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）第 13 条第 2 項「本人の除票の写し等の交付の請求の受付及び請求につき明らかにしなければならない事項」をいう。

(2) 災害時における安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会者に対する本人確認

(ア) 安否情報照会時における本人確認要領

照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別及び照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

(イ) 安否情報照会時の対応

当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳カード（有効期限内に限る。）及び個人番号カード（通称「マイナンバーカード」という。）等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

イ 当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

別図 照会者と照会に係る被災者との関係性に応ずる提供可能な安否情報の内容一覧

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
A	被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	① 被災者の居所 ② 被災者の負傷若しくは疾病の状況 ③ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
B	① 被災者の親族（Aに掲げる者を除く。） ② 被災者の職場の関係者その他の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
C	被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	被災者について保有している安否情報の有無

上記の表に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

ウ 本町が公表する個人情報の範囲に係る留意事項

安否不明者を識別するために必要な情報の範囲を適切に判断して、公表するものとする。その際、当該安否不明者の住所の詳細は、災害時における空き巣等の犯罪を誘発しやすいことから、防犯について十分配慮する。

### (3) 災害時における安否不明者に係る個人情報の取り扱いに係る基本姿勢

本町は、災害時における安否不明者に係る個人情報の取り扱いをするにあたり、国の指針等に基づき利用目的を特定し、次のとおり対応するものとする。

- ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わる災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲内で回答するよう努めるものとする。
- イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ウ 安否不明者の個人情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- エ 被災者の中に、配偶者からのDV等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底しなければならない。
- オ 災害時の安否不明者の情報提供を利用目的として特定していない場合は、個人情報保護法第69条第2項の規定に基づき、その都度判断するものとする。

## 5 災害時の氏名等の公表

---

本町は、災害時の要救助者及び安否不明者を迅速に把握するため、関係機関の協力を得て、絶え間ない情報収集を行う。その際、安否不明者に関する個人情報について関係機関への情報提供、若しくは安否不明者の氏名等個人情報の公表が必要な場合は、国の指針等に基づき、利用目的を特定し、取り扱うものとする。

また、関係機関に対し、当該個人情報の提供等をする際、利用目的を特定していない場合については、個人情報保護法第69条第2項の規定に基づき、その都度判断するものとする。

## 6 被災相談所の開設

---

本部長が必要と認めたときは、町役場内に被災相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

## 第2節 水防計画

### 1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、別海町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、

洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒、防御及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 2 用語の定義

この計画において、主な水防用語の定義は次のとおりである。

用 語	定 義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。 別海町においては、水防団を組織していないが、消防機関及び消防団がその役割を担っている。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）

上記の表は、次の頁に続く。

用 語	定 義
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したときは、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

上記の表は、次の頁に続く。



用 語	定 義
水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。   本町を流れる西別川は、水位通報河川である。
氾濫注意水位	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

上記の表は、次の頁に続く。

用 語	定 義
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）
内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）

### 3 水防の責務

水防法に定める水防に係る機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりである。

(1) 別海町（水防管理団体）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置 (法第5条)
- イ 水防団員等の公務災害補償 (法第6条の2)
- ウ 平常時における河川等の巡視 (法第9条)
- エ 水位の通報 (法第12条第1項)
- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知 (第13条の2第2項)
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (第14条の2)
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 (法第15条)
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表 (法第15条の2)
- ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告 (法第15条の3)
- コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告 (法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)
- サ 予想される水災の危険の周知 (法第15条の11)
- シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動 (法第17条)
- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償 (法第19条第2項)
- セ 警戒区域の設定 (法第21条)
- ソ 警察官の援助の要求 (法第22条)
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請 (法第23条)
- チ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置 (法第25条、法第26条)
- ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償 (法第28条第3項)
- テ 避難のための立退きの指示 (法第29条)
- ト 水防訓練の実施 (法第32条の2)
- ナ (指定水防管理団体) 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第33条第1項及び第3項)
- ニ (指定水防管理団体) 水防協議会の設置 (法第34条)
- ヌ 水防協力団体の指定・公示 (法第36条)
- ネ 水防協力団体に対する監督等 (法第39条)
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)

- ヌ 水防協力団体の指定・公示 (法第36条)
- ネ 水防協力団体に対する監督等 (法第39条)
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- ハ 水防従事者に対する災害補償 (法第45条)
- ヒ 消防事務との調整 (法第50条)

### (2) 北海道（根室振興局）

- ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
- イ 知事（振興局長）は、気象庁長官（釧路地方気象台長）が気象の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者（町長）にその内容を通知するものとする。

### (3) 居住者等の義務

- ア 水防への従事 (法第24条)  
町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長（消防長）から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。
- イ 水防通信への協力 (法第27条)

## 4 津波における留意事項

---

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 5 安全配慮

---

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

## 6 水防組織

---

### (1) 別海町（水防管理団体）の水防組織

#### ア 目的

その区域内の河川、海岸等で水防を必要とする箇所を警戒防御をする

#### イ 町防災計画本編第2章第3節「別海町災害対策本部」に定める災害対策本部で行うものとする。

### (2) 大規模氾濫減災協議会

ア 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

(ア) 国土交通大臣

(イ) 北海道知事

(ウ) 当該河川の存する市町村の長

(エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

(オ) 当該河川の河川管理者

(カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

(キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

### (3) 北海道大規模氾濫減災協議会

ア 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」という。）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

(ア) 北海道知事

(イ) 当該河川の存する市町村の長

(ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

(エ) 当該河川の河川管理者

(オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区气象台長又は地方气象台長

(カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他北海道知事が必要と認める者

イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

## 7 予報及び警報

気象予報警報を住民に伝達する場合は、町防災計画本編第3章第1節「気象予報警報等伝達計画」によるものとする。

気象官署が発表又は伝達する警報・注意報・予報等の種類及び伝達系統が次のとおりである。

### (1) 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

区 分	種 類	発表機関	摘 要
<b>気象予報警報</b>  <b>法第10条第1項</b> <b>気象業務法</b> <b>第14条の2 第1項</b>	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
<b>洪水予報</b>  <b>法第10条第2項</b> <b>法第11条第1項</b> <b>気象業務法</b> <b>第14条の2 第2項</b> <b>第14条の2 第3項</b>	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
<b>水防警報</b> <b>(法第16条)</b>	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

(2) 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。（なお、「大津波警報」の名称で発表する。）

一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。



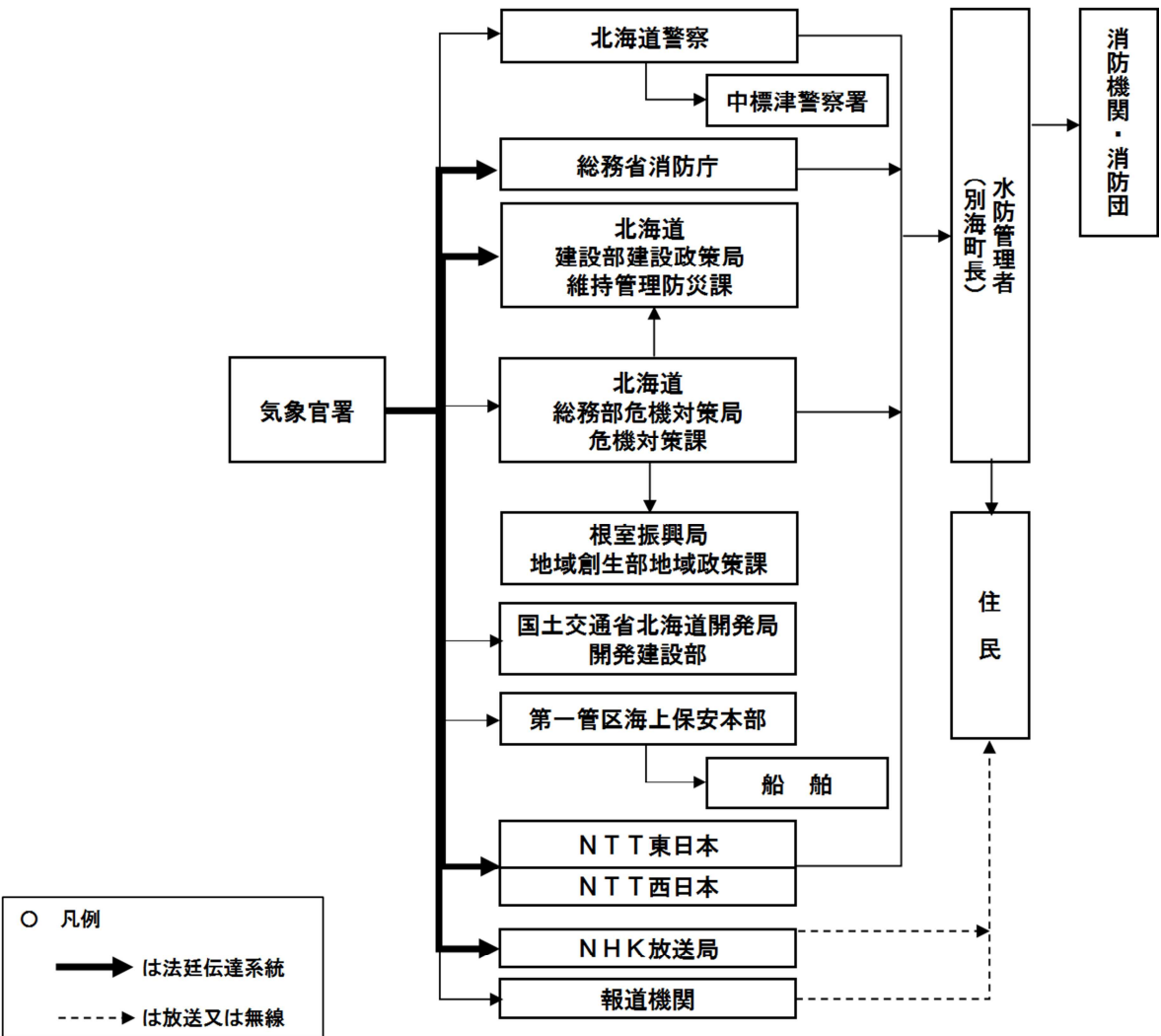
(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

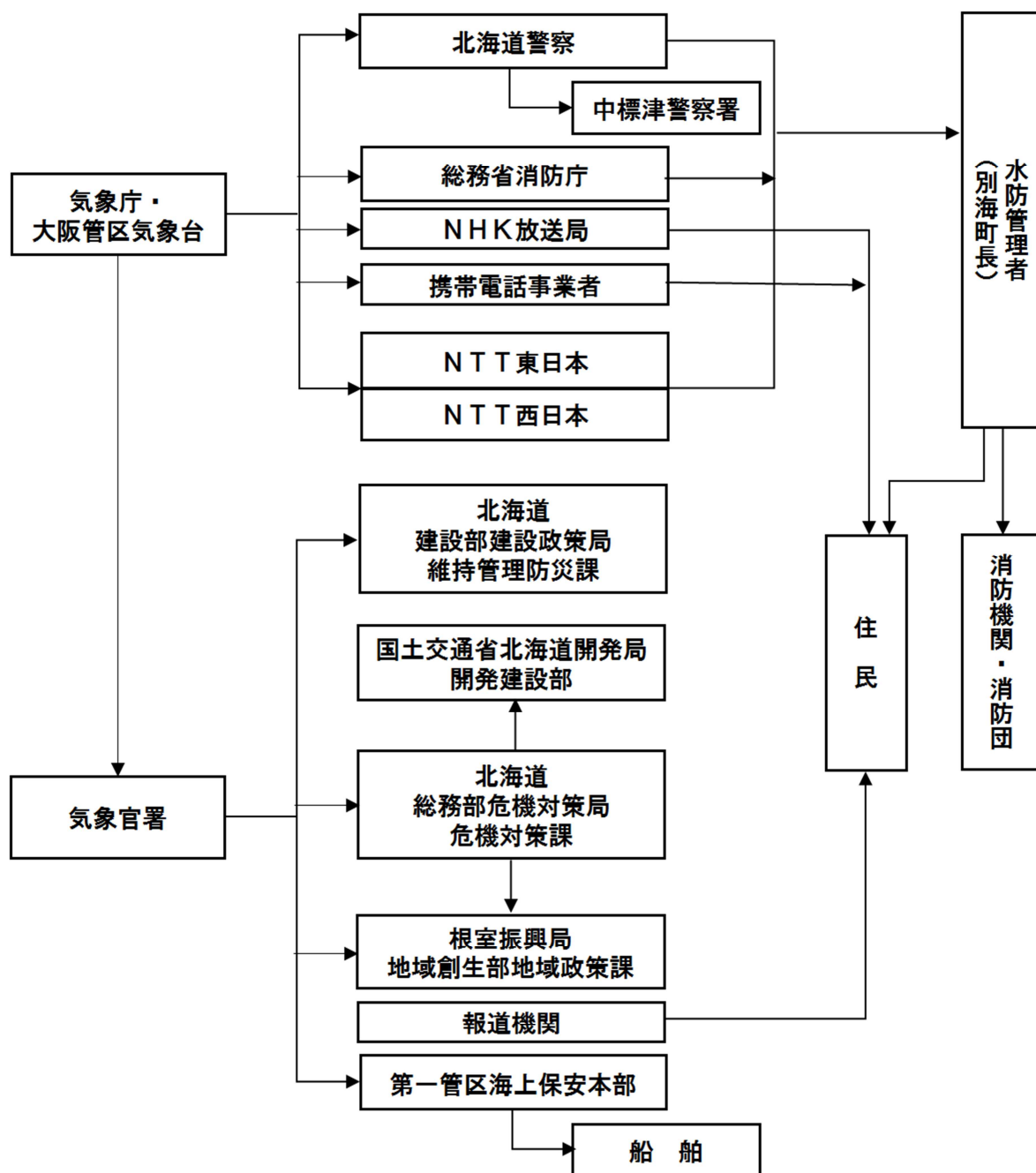
種 類	内 容
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度 分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 警報等の伝達系統及び手段

ア 洪水の場合



イ 津波の場合



(5) 洪水予報河川における洪水予報

ア 発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。

イ 水位の危険度レベル、水位の名称等

水位の危険度 レベル	水位の名称	発表する洪水予報	住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	（発表なし）	水防団待機

ウ 水位周知の種類、発表基準及び内容

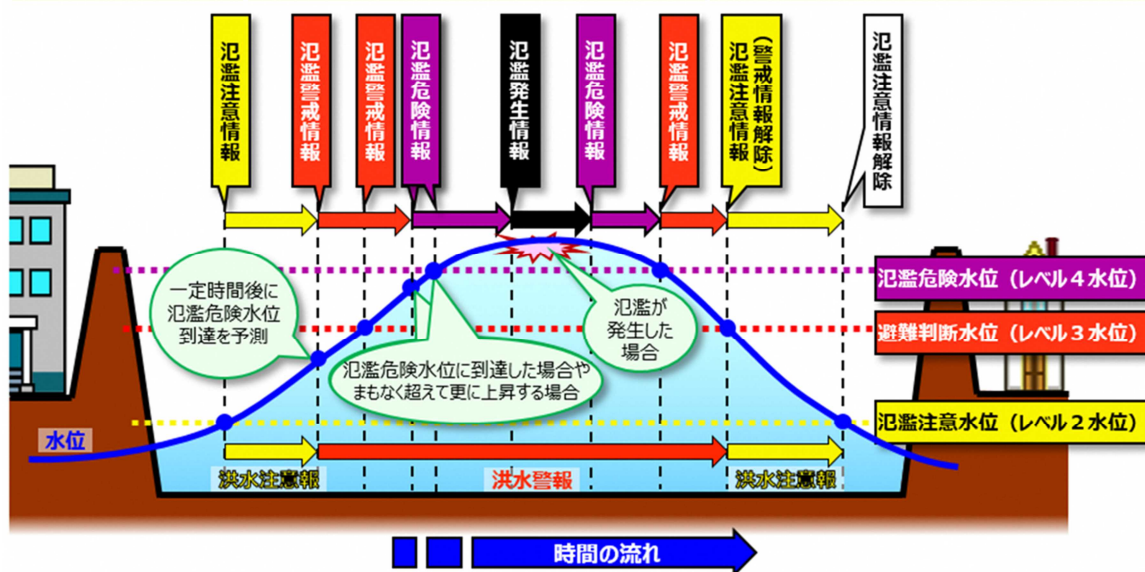
種 類	発表基準	内 容	警戒レベル相当 洪水の場合
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	氾濫注意水位に達した旨を通知するもの。	警戒レベル2 相当情報
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	高齢者等避難の目安となる避難判断水位に到達した旨を通知するもの。	警戒レベル3 相当情報
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。	避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位に到達した旨を通知するもの。	警戒レベル4 相当情報
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。	氾濫が発生し、直ちに安全確保をしなければならない旨を通知するもの。	警戒レベル5 相当情報
氾濫注意情報解除	氾濫注意水位以下に降下し、今後、水位の再上昇がないと見込まれるとき。	氾濫注意水位を下回った旨を通知するもの。	—

引用 釧路総合振興局釧路建設管理部「水防警報等実施要領」(令和5年(2023年)6月)

別表4「水位周知の種類、内容及び発表基準」に一部追記

## 別図 指定河川洪水予報の標題と洪水警報・注意報との関係

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 （洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



引用 気象庁ホームページ「指定河川洪水予報」の「指定河川洪水予報の標題」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>

### （6）水防警報における安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、北海道水防計画における安全確保の原則として、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないものと示されている。



## 9 気象予報等の情報収集

### (1) 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

別海町長（以下「水防管理者」という。）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し必要と認める時は、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

#### ア 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 （統一河川情報システム）	<a href="https://city.river.go.jp/">https://city.river.go.jp/</a>	1 雨量・水位情報 2 レーダー 3 観測情報 4 水防警報、 5 洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	<a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/</a>	潮位・波高
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	1 気象情報 2 解析雨量 3 早期注意情報（警報級の可能性） 4 気象警報/注意報 5 アメダス 6 雨雲の動き 7 今後の雨 8 キキクル（危険度分布） 9 流域雨量指数の予測値等



イ 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	情報提供
国土交通省 「川の防災情報」	<a href="https://www.river.go.jp/">https://www.river.go.jp/</a>	1 雨量・水位情報 2 レーダー 3 観測情報 4 水防警報 5 洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	<a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/">https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/</a>	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	<a href="https://www.bousaihokkaido.jp/">https://www.bousaihokkaido.jp/</a>	1 気象情報 2 避難情報 3 道路情報 4 河川情報 5 メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	<a href="https://www.jmanet.go.jp/sapporo/">https://www.jmanet.go.jp/sapporo/</a>	1 気象情報、解析雨量 2 早期注意情報（警報級の可能性） 3 気象警報/注意報
気象庁ホームページ	<a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	4 アメダス 5 雨雲の動き 6 今後の雨 7 キキクル（危険度分布） 8 流域雨量指数の予測値等

(2) 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」・「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

### イ 地方気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

### ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

### エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

### オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## 10 水防施設及び水防資器材

(1) 別海町（水防管理団体）は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えるものとする。

(2) 水防倉庫1棟あたりの標準面積  
1棟面積33平方メートルを目安とする。

(3) 水防倉庫内の水防資器材の備蓄基準  
水防倉庫1棟33平方メートル当たりの水防資器材の備蓄基準おおむね次のとおりである。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができるものとする。

(4) 北海道が示す水防倉庫1棟33平方メートル当りの水防資器材備蓄基準

品名	数量	適用	品名	数量	適用	品名	数量	適用
掛矢	10		照明灯	10		土のう	3,000	フルコン土のうを含む。
鋸	10		丸太	100	1.2m	ロープ	37.5kg	
斧	10		丸太	50	2m	シート	100	
スコップ	50		丸太	50	1.6m～9.9m	鉄線	80kg	
蛸槌	5		しの	6		ペンチ	5	
鎌	20		竹釘	12				
ツルハシ	10							

(5) 水防管理者は、水防区域を毎年調査し、これに対応する水防工法を検討し、水防活動に必要な資材等を備蓄するなど災害に備えるものとする。  
(町防災計画資料編「水防資材一覧表」参照)

## 11 水防活動

---

(1) 別海町（水防管理団体）の非常配備体制

第2章「防災組織」第4節「非常配備体制」に準ずる。

(2) 巡視及び警戒

ア 平常時

- a 別海町長（水防管理者）、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- b 上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- c 河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- d 水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力の他、必要に応じ、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この際、水防活動に従事する消防機関等が立会又は共同で行うことが望ましい。

イ 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに嚴重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、根室振興局長及び河川等の管理者に連絡し、根室振興局長は知事に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- a 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- b 堤防の上端の亀裂又は沈下
- c 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- d 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- e 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- f 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### (イ) 高潮

水防管理者等は、非常配備体制へ移行した際については、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、根室振興局長及び海岸等の管理者に連絡する。

- a 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- b 堤防の上端の亀裂又は沈下
- c 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- d 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- e 排水門・取水門・開門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- f 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### (3) 水防作業

ア 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防活動に従事する者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

イ 水防管理者は、平常時から水防活動に従事する消防機関、消防団及び水防関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

### (4) 緊急通行

水防法第19条の規定により、緊急通行は、次のとおり行うものとする。

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、以下の者については一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- ア 消防機関に属する者
- イ 消防団長
- ウ 消防団員
- エ 水防管理者
- オ 水防管理者の委任を受けた者（町災害対策本部要員等）
- カ その他の水防関係者

### (5) 損失補填

水防法第19条第2項の規定により、別海町（水防管理団体）は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### (6) 避難のための立退きの指示

水防法第29条第1項の規定により、立退きの指示は、次のとおり行うものとする。

ア 当該区域が洪水、内水、津波、又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者が指示をする場合

当該区域を管轄する中標津警察署長にその旨を通知するものとする。

ウ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合

その状況を根室振興局長に速やかに報告するものとする。

エ 水防管理者による周知

水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

## 12 決壊・越水等の通報

### (1) 決壊・漏水等の通報

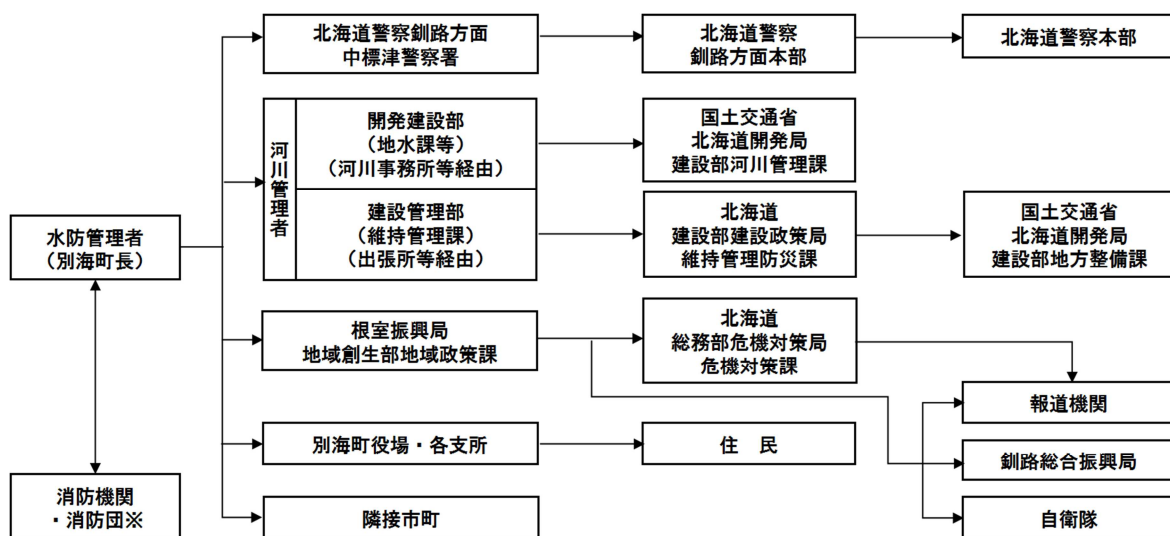
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

### (2) 堤防の決壊・越水等通報系統図

堤防の決壊・越水時の通報系統図は次のとおりである。

別図1 堤防の決壊・越水時の通報系統図



※ 消防機関の長、消防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報系統図に準じ、通報を行うものとする。

## 13 水防配備の解除

---

### (1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、根室振興局長を通じ知事に報告するものとする。

### (2) 消防機関及び消防団等水防活動に従事する者の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。



## 14 水防信号

(1) 水防法第20条の規定により北海道水防計画に示された北海道知事の定める水防信号は、次のとおりである。

ア 第1信号

氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。

イ 第2信号

水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

ウ 第3信号

当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

エ 第4信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

(2) 水防信号

信号別	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－ 休 止 －○－ 休 止 －○－ 休 止 －○－ 休 止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－ 休 止 －○－ 休 止 －○－ 休 止 －○－ 休 止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－ 休 止 －○－ 休 止 －○－ 休 止 －○－ 休 止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○－ 休 止 －○－

### 【水防信号使用時の留意事項】

ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 15 協力、援助及び災害派遣要請の要求

---

### (1) 下水道管理団体としての協力等

下水道管理者（町長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）提供
- イ 氾濫が想定される地点の事前提示
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するための職員（リエゾン）の派遣

### (2) 警察官の援助の要求

水防法第22条の規定により、別海町長（以下「水防管理者」という。）は、水防のため必要があると認めるときは、中標津警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する中標津警察署長と協議を実施して平素から認識を統一しておくものとする。

### (3) 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道知事（要求先は「根室振興局長」）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。その際、派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

## 16 費用負担と公用負担

### (1) 費用負担

水防法第42条の規定により、費用負担については、次のとおりとする。

ア 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議の上、定めるものとする。

イ 水防により著しく利益を受ける自治体の費用負担

北海道水防計画に示された水防により著しく利益を受ける自治体の費用負担については、水防管理団体の水防活動によって、当該水防管理団体の区域以外の自治体（市町村）が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける自治体（市町村）が負担するものとされている。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける自治体（市町村）と協議の上、定めるものとする。当該協議が成立しない場合は、水防管理団体は知事に、あつせんを申請することができる。

### (2) 公用負担

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は、以下に示すアからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

### (3) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、別海町長（以下「水防管理者」という。）、若しくは災害対策本部から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

### (4) 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者またはこれらに準ずる者に直接交付してこれをなすものとする。

## 17 水防報告等

---

### (1) 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録項目を準拠として作成し、保管するものとする。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ウ 警戒出動及び解散命令の時刻
- エ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- オ 水防作業の状況
- カ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- キ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ク 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ケ 応援の状況
- コ 居住者出勤の状況
- サ 警察関係の援助の状況
- シ 現場指導の官公署氏名
- ス 立退きの状況及びそれを指示した理由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 殊勲水防団（殊勲消防団）とその功績
- チ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### (2) 水防報告

別海町長（以下「水防管理者」という。）は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに根室振興局長に報告するものとする。

その際、河川の水位等が警戒水位以下に減じ、水防の必要がなくなったとき、水防管理者は関係機関に通報し、かつその旨を一般住民に周知し、水防活動が終了したときは速やかに記録を整理し、北海道水防計画に基づき、町防災計画資料編「水防活動実施報告書」を作成して根室振興局長に提出するものとする。

## 18 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や関係機関が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

## 19 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

### （1）洪水、内水及び高潮対応

ア 町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第15条の規定により町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

（ア）洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

（ウ）災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

（エ）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

（オ）その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### イ 予想される水災の危険の周知等

水防管理団体の長である別海町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町内の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知する。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

ウ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

(ア) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務

- a 水防法 15 条第 1 項及び国土交通省令で定めるところにより、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- b 本町は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- c 水防法第 15 条の 3 により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

(イ) 本町の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成要領別表に示す別海町の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の所有者または管理者（「施設管理者」という。）は、水防法第 15 条第 1 項第 4 号・同第 15 条の 3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法（「土砂災害防止法」という。）第 8 条の 2 第 1 項・同第 5 号及び津波防災地域づくりに関する法律（「津波法」という。）第 71 条第 1 項に基づき、施設利用者及び職員等の避難確保のため、当該施設の避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施し、その結果を町長へ報告しなければならない。

別表 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

番号	区分	事業所名	住所	浸水想定区域		土砂災害 警戒区域
				西別川	春別川	
1	学校	別海中央中学校	別海緑町116番地4	○	—	—
2	学校	北海道別海高等学校	別海緑町70番地の1	○	—	—
3	学校	中春別小学校	中春別西町34番地	—	○	—
4	医療施設	町立別海病院	別海西本町103番地の9	○	—	—
5	保育園	別海保育園	別海緑町38番地の1	○	—	—
6	保育園	家庭的保育施設おひさま	別海常盤町264番地の2	○	—	—
7	保育園	認定こども園中春別保育園	中春別東町73番地	—	○	—
8	保育園	本別海へき地保育園	本別海2番地	○	—	—
9	幼稚園	別海愛光幼稚園	別海緑町108番地	○	—	—
10	幼稚園	別海くすみ幼稚園	別海旭町206番地	○	—	—
11	児童福祉施設	別海子育て応援スペースMILKIDS	別海緑町119番地の2	○	—	—
12	児童福祉施設	指定放課後等デイサービス「こども広場ひかり」	別海220番地の19	○	—	—
13	児童福祉施設	中央児童館	別海寿町1番地1	○	—	—
14	児童福祉施設	中春別アフタースクールキッズクラブ	中春別東町35番地	—	○	—
15	児童福祉施設	母子健康センター	別海西本町101番地の1	○	—	—
16	障がい者福祉施設	グループホームすずらん	別海鶴舞町6番地の45	○	—	—
17	障がい者福祉施設	グループホームひまわり	別海旭町416番地	○	—	—
18	障がい者福祉施設	グループホームこすもす	別海旭町422番地	○	—	—
19	障がい者福祉施設	NPO法人スワンの家	別海新栄町5番地	○	—	—
20	障がい者福祉施設	ふれあいの家	別海常盤町	○	—	—
21	高齢者施設	特別養護老人ホーム清翠園	別海西本町52番地	○	—	—
22	高齢者施設	デイサービスセンターひだまり	別海西本町52番地の2	○	—	—
23	高齢者施設	老人保健施設すこやか	別海西本町104番地	○	—	—
24	高齢者施設	グループホーム育成会まごころ	別海川上町20番地の11	○	—	—
25	高齢者施設	デイホーム笑楽	別海川上町57番地	○	—	—

### (2) 津波対応

#### ア 町地域防災計画の拡充

町防災会議は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

#### イ 津波ハザードマップの作成・周知

本町は、町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

#### ウ 避難促進施設に係る避難確保計画

- (ア) 津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを別海町長に報告するとともに、公表するものとする。



- (イ) 津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。
- a 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
  - b 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
  - c 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
  - d 避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- (3) 浸水被害軽減地区の指定
- 水防法第15条の6の規定により、水防管理者（町長）は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防、自然堤防、その他帯状の盛土構造物が存在する区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを水害時における浸水拡大抑制を目的とし、当該土地の所有者の同意を得た上で、浸水被害軽減地区として指定することができる。

### 第3節 避難・救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、住民の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、必要と認める地域住民に対して行う安全地域への避難のための立退きの指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という）。及び避難所等を開設するための計画は次に定めるところによる。

また、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、保護すること等について定めるものとする。

## 1 避難計画

### （1）避難実施責任者

避難のための避難指示等を行う責任者は、基本法その他の法律により、次のように定められている。

#### ア 町長（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合に必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を発令し、立退き先を指示するとともに、避難所の開設、被災者の収容等を行い、速やかに知事（根室振興局長）に報告する。（解除の場合も同様とする。）

また、水防管理者（町長）は、避難指示等を発令した場合は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知しなければならない。

#### イ 町長から委任を受けた職員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示する。

#### ウ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条第1項）

町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。その場合直ちに町長に通報するものとする。

また、天災事変等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとることができる。

#### エ 知事またはその命を受けた道職員（基本法第60条、地すべり防止法第25条、水防法第29条）

##### （ア）洪水等による避難指示等

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときに立退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示する。

##### （イ）地すべりによる避難指示等

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときに立退き又は屋内で

の退避等の安全確保措置を指示する。

### オ 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、警察官がその場にいない場合は、避難させるなどの措置をとることができる。

## （2）避難指示及び高齢者等避難の区分

避難実施責任者は、適時・適切に災害発生情報、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令※するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、地域の災害リスク、取るべき避難行動及び避難指示等の意味と内容の説明や、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）及び安全な場所にいる場合は避難場所へ行く必要がないこと等について、日頃から住民等への周知に努めるものとし、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。なお、避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

### ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

気象予警報及び土砂災害警戒情報の発表又は災害の発生が予測される場合に、災害リスクのある区域等（以下「危険な場所」）の高齢者及び要配慮者等が、安全な場所へ避難するべきであるときに発令される情報である。

### イ 避難指示（警戒レベル4）

災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況であるときに発令される情報である。

### ウ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生又は切迫している状況であり、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう促す場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

#### 【注 釈】

※ ただし、上記の情報は、相当する気象警報等が発表された場合に町から必ず発令される情報ではなく、また、災害発生・切迫の状況で避難又は緊急安全確保行動を取ったとしても身の安全を必ず確保できるとは限らないことから、平時から居住者等に災害リスクと取るべき行動を確認するよう促すものとする。

また、避難情報が発令された場合においても、安全な場所に居住しているなど安全を確保できる状態である場合は避難行動を要しない場合がある。

### (3) 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

### (4) 避難指示等の伝達方法

ア 避難指示等の伝達事項

避難指示等の伝達する内容は、概ね次のとおりとする。

(ア) 避難指示等の発信者

(イ) 避難先とその場所名

(ウ) 避難の理由及び警戒レベル

(エ) 警戒レベルに対応したとるべき避難行動

(オ) 避難対象区域

(カ) 避難経路

(キ) 注意事項

a 避難時の戸締まりをする。

b 避難にあたっては、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。

c 大雨、台風災害に備え、家屋の補強、家財道具を安全な場所へ移動する。

d 携帯品は必要最小限にする。

（例えば：食料、水筒、タオル、ティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品等）

- e 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨ガッパ、防寒用具等を携帯する。
- f 会社、工場にあっては、浸水、その他の被害による油脂類の流出、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- g 屋内へ退避する場合は、安全が確保される場所へ退避する。

【警戒レベルの段階区分に応じた住民が取るべき行動】

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※ 必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。     ・ 高齢者等以外の者も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

#### イ 避難指示等の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。  
なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとし、伝達文の内容を工夫することや、その対象を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

##### (ア) 広報車による伝達

町、振興局、警察署、消防本部などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

##### (イ) ラジオ、テレビ放送等による伝達

関係報道機関に対して避難指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送の協力を依頼するものとする。

##### (ウ) インターネットによる伝達

町ホームページ及びSNS等によるものとする。

##### (エ) 避難信号による伝達

水防信号に定める危険信号によるものとする。

##### (オ) 電話による伝達

電話により、住民組織、官公署、会社等に通報する。

(カ) 伝達員による個別伝達

避難指示等を行った時、夜間、停電時で風雨及び風雪が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で伝達班を編成して、個別に伝達するものとする。

(キ) 防災行政無線による伝達

(ク) 自主防災組織等による伝達

(5) 道に対する報告

ア 避難指示等を発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、根室振興局に対しその旨を報告する。

(町長以外の者が発令したときは町長経由)

イ 避難所を開設した時は、知事（根室振興局長）にその旨を報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名

(イ) 開設期間の見込み

(ウ) 収容状況、収容人員

(エ) 炊き出し等の状況

(6) 関係機関への連絡

避難指示等を発令したとき、もしくは警察署から指示又は指示を行った旨の通報を受けたときは、次の要領により必要に応じて、関係機関に対して連絡するものとする。

(ア) 警察署に連絡し、協力を得るものとする。

(イ) 避難所として利用する施設の管理者に対し、連絡をとり協力を求める。

(ウ) 指定の避難所には、速やかに職員を派遣し、避難者への指示、誘導等にあたる。

(7) 避難所等

ア 避難所等の設定

(ア) 避難指示等を発令し、立退き先の指示を必要とした場合の避難所等として当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断して、もっとも安全にして速やかに収容可能な場所、施設を指定する。

(イ) 避難所等の設定は、町内会、距離、物理的条件等を考慮し設定するものとする。

ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空地等を使用するものとし、その地域全体が災害のため使用不能になったときは、他地域の避難所等を使用するものとする。

(ウ) 避難状況の掌握等のため、各避難所等ごとに対象地区を指定する。

イ 避難所等の指定状況

本町において指定した避難所等は、別表のとおりとする。なお、海岸地域に避難所等、炊き出し、備蓄センター等の機能を備えた地域防災センターを設置する等、避難対策を促進するものとする。

### ウ 避難所等の基準

避難所等は、これを指定緊急避難場所及び指定避難所に区分し設定する。

ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (ア) 指定緊急避難場所

##### a 設置目的

津波やその他の災害の危険が迫っている場合に、避難者が緊急的に避難するための場所や施設とする。

##### b 選定基準

町の指定した指定緊急避難場所は、地域全員の安全を確保できるような場所であることを基準に選定する。

##### c 指定緊急避難場所における対象地区の指定の効果

(a) 情報伝達その他各所に連絡が効率的に行える。

(b) 町職員、消防職団員、警察官等の指示で避難することを原則としていることから、整然とした行動が確保できる。

(c) 家庭等の離散状況時における災害発生に対し、家族相互の最終合流場所となる。

(d) 地域の避難状況の掌握、住民相互の協力が可能である。

(e) 避難所への誘導が円滑に行える。

#### (イ) 指定避難所

##### a 設置目的

大雨、洪水、津波、高潮などによる家屋の浸水、流失あるいは、地震、大火災などにより住居を喪失し、又はそのおそれがある時に、避難者を収容するための施設であり、容易に給食や物資を搬送することができる一時的な滞在型の施設とし、指定緊急避難場所と兼ねることができる。

##### b 選定基準

町の指定した避難所は、原則として各地域の小中学校及びその他公共施設であり、おおむね2㎡以下につき1人を基準とし、人が横になれるように配慮する。

なお、避難所の運営において感染症対策を実施する必要がある場合は、可能な限り4.5㎡以下（通路部分を含む）につき1人となるよう配慮するものとし、マスク、アルコール消毒液、検温のための体温計等の衛生用品を備えておくものとする。

また、必要に応じ、指定避難所に発電機を備える等、電力容量の拡大に努めるものとする。

##### c 指定する際の留意事項

老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備し

た福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

### (ウ) 福祉避難所

#### a 設置目的

大雨、洪水、津波、高潮などによる家屋の浸水、流失あるいは、地震、大火災などにより住居を喪失し、又はそのおそれがある時に、各避難所へ避難した避難者のうち、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）、及び町長が特に必要と認める者が指定避難所での生活に困難をきたす場合に開設する避難所。

#### b 選定基準

福祉設備を有した社会福祉施設等を予め指定し、要配慮者の支援にあたる人材の確保や協力体制を促進できる施設とする。

#### c 指定する際の留意事項

老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

### エ 避難所等の指定と周知方法

(ア) 町は、各避難所を別表のとおり指定し、町民に対し平時から避難所等を周知するため、避難所等表示板を避難所等に設置するとともに、町広報紙等を活用して、町民に周知するものとする。

#### (イ) 指定避難所の指定及び取り消しの措置

指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

### オ 指定以外の施設での避難所等の開設

(ア) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等を鑑み、指定避難所だけでは量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設（宿泊施設等）についても、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めるものとする。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者等に対して親戚や友人宅等への避難の検討の促進や、特に要配慮者に対しては、あらかじめ災害発生時等における宿泊施設の活用を検討するなど、良好な生活環境の確保に努めるものとする。

#### (イ) 学校を指定避難所として指定する場合

学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。



別表 別海町指定避難所一覧

【別海町指定避難所一覧】										
地区名	避難所名	指定避難所		指定緊急避難場所					住 所	電話番号
		指定避難所	福祉避難所	津波	高潮	洪水	暴風雪	その他		
別 海	別海町役場本庁舎	○					○	○	別海常盤町280番地	75-2111
	別海町民体育館	○				○		○	別海141番地10	75-2882
	別海町生涯学習センターみなくる	○				○	○	○	別海旭町149番地1	75-2146
	別海高等学校	○							別海緑町70番地1	75-2053
	別海中央中学校	○							別海緑町116番地4	75-2251
	別海中央小学校	○							別海旭町431番地1	75-2054
	特別養護老人ホーム清翠園		○						別海西本町52番地	75-2224
	デイサービスセンターひだまり		○						別海西本町52番地	75-0151
	柏の実学園		○						別海97番地9	79-5111
	老人保健施設すこやか		○						別海西本町103番地3	75-3226
中西別	中西別中学校	○							中西別朝日町14番地	75-6631
	中西別小学校	○							中西別光町48番地	75-6628
	中西別ふれあいセンター	○				○	○	○	中西別光町38番地1	75-6650
中春別	中春別中学校	○							中春別南町17番地	76-2263
	中春別小学校	○							中春別西町34番地	76-2013
	中春別ふれあいセンター	○				○	○	○	中春別東町50番地	76-2354
上春別	上春別中学校	○							上春別旭町30番地	75-6136
	上春別小学校	○							上春別123番地12	75-6364
	上春別地域センター	○				○	○	○	上春別栄町44番地	75-6651
本別海	本別海地域防災センター	○		○	○	○		○	本別海2番地155	75-8400
走古丹	走古丹地域防災センター	○		○	○			○	走古丹1番地44	75-8102
上風連	上風連中学校	○							上風連182番地3	75-7302
	上風連小学校	○							上風連181番地4	75-7102
	上風連地域センター	○					○	○	上風連174番地17	75-7163
尾岱沼	野付中学校	○							尾岱沼潮見町203番地	86-2019
	野付小学校	○							尾岱沼潮見町217番地	86-2013
	別海町東公民館	○		○	○			○	尾岱沼潮見町72番地	86-2141
	北方展望塔前駐車帯			○	○		○		尾岱沼5番地27	86-2449
	尾岱沼地域センター	○		○	○	○	○	○	尾岱沼潮見町213番地1	86-2445
	野付半島避難施設			○	○				野付100番地1	
床 丹	床丹地域防災センター	○		○	○	○		○	床丹4番地46	86-2199
	床丹墓地			○	○				床丹4番地11	
	水口宅裏町有林			○	○				床丹4番地1	
	菅原宅周辺			○	○				床丹4番地147	
西春別 駅 前	上西春別中学校	○							西春別駅前西町270番地1	77-2374
	上西春別小学校	○							西春別駅前西町2番地	77-2050
	西春別体育館	○							西春別95番地53	77-2800
	西春別ふれあいセンター	○				○	○	○	西春別駅前栄町28番地	77-2131
西春別	西春別中学校	○							西春別本久町1番地	77-2061
	西春別小学校	○							西春別宮園町50番地	77-2364
	西春別地域センターみらい館	○				○	○	○	西春別宮園町73番地	77-2531
	西春別公共駐車場						○		西春別321番地46	
合 計 (42ヶ所中)		32ヶ所	4ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	11ヶ所	14ヶ所		

### カ 指定避難所等の開設

(ア) 災害時は、自主防災組織との連携を図りながら、必要に応じ、指定避難所を開設し、当該地区住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、指定避難所等の開設にあたっては、発災当初、町職員等を配置、若しくは派遣するまでの間、避難所開設・運営に係わる自主防災組織と連携して避難施設の被害の有無を確認するとともに、当該施設の構造や立地場所など安全性を確保した上で、速やかに町職員等の指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり、又避難者の安全確保及び混乱の防止を図るものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(イ) 避難所等の施設管理者は本部長の命を受けた町職員の指示に従い、速やかに施設を避難所等に供するよう措置する。

(ウ) 避難所等の開設基準、開設期間等については、救助法が発動された時は同法により、又同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。

ただし、本部長がその必要を認めないときは、その期間を延長することができる。

(エ) 本町の指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、町直営・指定管理・管理委託施設、ホテル・旅館等の民間施設の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように+努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

(オ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(カ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立状態が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(キ) 著しく異常かつ激甚な非常災害により、避難者を収容するための指定避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(ク) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(ケ) 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

- (コ) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。
- (サ) 避難所において、災害関連死に至るのを防ぐための「T（トイレ）」＝排泄  
「K（キッチン）＝食事」「B（ベッド）＝就寝」「W（ウォーム＝採暖）」の処置を一刻も早く行うことに努めるものとする。

### キ 指定避難所の運営管理等

- (ア) 本町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (イ) 指定避難所の運営
  - a 自助・共助の役割分担

当該避難所における自助・共助の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主防災組織による主体的な運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
  - b 指定避難所の運営管理に必要な防災知識の普及

本町は、避難所運営マニュアルを整備し、防災訓練等を通じて避難行動、特に自主防災組織に係わる指定避難所の運営管理に必要な防災知識の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、自主防災組織・住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。なお、実情に合わせて、応援職員や災害ボランティア、「北海道地域防災マスター（ボランティア）」の有資格者による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
  - c 指定避難所における避難生活上必要な情報提供

本町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
  - d 指定避難所に滞在困難な被災者等に係る対応
    - (a) 指定避難所に滞在困難な被災者等に係る情報の把握

本町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期かつ確実に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

### (b) 指定避難所に滞在困難な避難者等に対する生活環境の確保

本町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

### e 指定避難所における避難生活環境への配慮及び改善努力義務

本町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、各機関と連携して、段ボールベッドの導入・備蓄や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努めるものとする。

### f 指定避難所における家庭動物に対する留意事項

本町は、指定避難所における被災者が飼い主である家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めるものとする。当該家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、可能な範囲内で屋内に確保することが望ましい。

ただし、家庭動物を媒介とする避難者に対する感染症感染予防対策の必要がある場合、医療機関・専門家の支援を受けて、その対応要領・処置を定めるものとする。

また、獣医師・専門家・動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

### g 指定避難所での車中泊を伴う避難者受け入れに係る留意事項

本町は、指定避難所において車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療関係者・専門家等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等の災害関連死を防止する予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

### h 指定避難所における食事

本町の指定避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等専門家の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、本町の給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

### (ウ) 指定避難所における男女共同参画の推進

本町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

### (エ) 被災者である要配慮者・性的マイノリティー者・外国人に対する合理的配慮

本町は、指定避難所等における被災者である女性や子供等に対する性暴力・DVの発生、性的マイノリティー者・外国人に対する偏見・蔑視・合理的配慮を欠く行為を防止するため、次のとおり安全に配慮するものとする。

- a 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- b 性的マイノリティー者用として多目的トイレの利用指定する。
- c トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- d 照明を増設して、犯罪発生を抑止する。
- e 性暴力・ドメスティックバイオレンス（通称「DV」という。）についての注意喚起のための啓発活動をする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- f 外国人への配慮として、避難所内の標示は、日本語と当該外国語を併記する。

### (オ) 指定避難所の整理・統合に係る事項

#### a 指定避難所運営の長期化への対応

本町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等の良好な生活環境になるよう努めるものとする。

#### b 指定避難所の早期解消のための考え方

本町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

### (カ) 指定避難所における感染症対策

- a 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

b 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

c 指定避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

### (キ) 指定避難所における入所者登録に係る留意事項

本町は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図る。なお、個人情報の取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

### (ク) 指定避難所における災害関連死防止のための処置事項

発災当初から指定避難所における災害関連死に至るのを防ぐため、以下に示す処置を一刻も早く施すことに努めるものとする。

- a 「T（トイレ 排泄）」
- b 「K（キッチン 食事）」
- c 「B（ベッド 就寝）」
- d 「W（ウォーム 採暖）」

## (8) 避難誘導及び移送等

### ア 避難誘導者

避難の誘導は、町職員、消防職員、消防団員や警察官及び地域の自主防災組織が協力して行うものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。また、町は災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険である場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が散れるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

### イ 避難経路の表示

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により表示板等を設置し、事故防止を図る。

### ウ 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、乳幼児及び傷病者等災害時要援護者を優先的に避難させる。

### エ 避難の方法

- (ア) 避難は、可能な限り自主防災組織単位等で行うこと。
- (イ) 避難は避難者自ら行うことを原則とする。
- (ウ) 自力で避難できない場合、避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者の場合等の避難については、車両等を利用して行う。
- (エ) 避難が広域で大規模な移送を要し、町において対応処理できないときは、根室振興局長に対し応援要請を行う。
- (オ) 避難にあたっては、町職員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路、避難所等の安全確認のため支障となるものの排除を行うものとする。また、町は現状把握の上、危険区域等の避難路の確保を図るものとする。

### (9) 避難路等の整備

危険区域において、避難を必要とする警報が発せられた場合、地域住民が安全かつ迅速な避難を実施できるよう、徒歩による避難、又は車両等を利用した避難を想定し、避難路等の整備を促進するものとする。

(町防災計画資料編「避難路等一覧表」に資料記載)

### (10) 避難所の仮設

避難所が使用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町が指定する他地域の避難所へ移送を行う。

ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行う。

### (11) 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

### (12) 避難所の開設及び被災者救出状況の記録

避難所の開設及び被災者を救出した場合は、次により記録しておかなければならない。

- ア 避難所設置及び収容状況 (町防災計画資料編「避難所設置及び収容状況」に資料記載)
- イ 被災者救出状況記録簿 (町防災計画資料編「被災者救出状況記録簿」に資料記載)

## 2 救出計画

---

災害時において、避難に遅れた者、生命及び身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にある者を捜索、救出し、その保護に万全を期するものとする。

(1) 救出実施責任者

町長は、警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難な場合は、町防災計画本編第5章第17節「自衛隊の災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事（根室振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

(2) 救出を必要とする者

災害のために、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で概ね次に該当する者とする。

ア 災害の際、火中に取り残されたような場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合

## 3 広域避難

---

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該都府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、前項によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。



## 第4節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食・調味料の供給、並びに炊き出し等は、道地域防災計画に定める食料供給計画に基づくもののほか、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 町長が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合、知事が行い、町長はこれを補助する。  
ただし、救助法第30条第1項の規程により委任された場合は町長が行う。

### 2 供給の対象者

---

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家が被害を受け炊事のできない者
- (3) 住家が被害を受け、一時縁故先へ避難する者
- (4) 災害地において応急作業に従事している者

### 3 供給品目

---

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

### 4 食料の調達供給方法

---

- (1) 米穀  
町長は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあり、被災者に対して炊き出し等の給食を必要とする場合に、町内の業者から調達するものとするが、応急用米穀類等を町内で確保できないときは、その確保について振興局長を通じ知事に要請するものとする。  
なお、災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法等に係る事務手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に定めるところにより、知事又は町長は、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下、「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

(2) 麦製品等

町内業者から調達する。

ただし、町において調達が不可能である場合、又は必要数量を満たし得ぬ場合は知事にその斡旋を依頼するものとする。

(3) 副食、調味料

副食、調味料については町内業者から調達する。ただし、町において調達が不可能である場合、又は必要数量を満たし得ぬ場合は知事にその斡旋を依頼するものとする。

(4) 乳児食の調達

乳児に対する食料は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて町内業者から調達し、支給するものとする。

## 5 炊き出し計画

---

(1) 炊き出し及びその給与は、福祉対策部が行うものとする。

(2) 炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は指定施設が被災等で使用不能の場合は、仕出し業者、旅館等を利用するものとする。

(3) 必要に応じて日本赤十字奉仕団、女性団体、自主防災組織、自衛隊等の協力、応援を求め、避難場所又は近くの適当な場所を選んで実施する。

(町防災計画資料編「炊き出し施設一覧」に資料記載)

## 6 食料の輸送

---

食料の輸送は町防災計画本編第5章第12節「輸送計画」の定めるところによる。

## 7 食料の配布

---

(1) 被災者に対する食料の配布は、原則として避難所等において実施する。

(2) 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所等において配布する。

(3) 食料の配布については、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

## 8 備蓄調達

---

(1) 食料の調達は、原則として町内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を町において備蓄するものとする。

また、住民に対し最低3日程度の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

- (2) 緊急調達に備え、事前に町内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。

## 9 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 10 炊き出しの給与状況の記録

---

炊き出しを実施した場合は、町防災計画資料編「炊き出し給与状況」により記録しておかなければならない。

## 第5節 衣料・生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営む事が困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画である。

### 1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は知事が行い、町長は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとする。なお、物資の調達に困難なときは、知事に斡旋又は調達を要請する。

### 2 実施の方法

- (1) 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- (2) 給与又は貸与の対象者は次のとおりとする。
  - ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者
  - イ 被服、寝具その他生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 3 調達の方法

- (1) 物資調達の方法  
救助法の適用の有無にかかわらず、世帯構成員別被害状況を把握のうえ物資購入（配分）計画書を作成し、調達するものとする。
  - ア 世帯構成員別被害状況
  - イ 物資購入（配分）計画書  
(町防災計画資料編「世帯構成員別被害状況」、「物資購入（配分）計画書」に資料記載)
- (2) 給与又は貸与物資の種類
  - ア 寝具 (タオルケット、毛布、布団等)
  - イ 外衣 (洋服、作業衣、子供服等)

- ウ 肌着 (シャツ、パンツ等)
- エ 身の回り品 (タオル、靴下、かさ等)
- オ 炊事道具 (茶碗、皿、箸等)
- カ 日用品 (石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉等)
- キ 光熱材料 (マッチ、ローソク等)
- ク 衛生用品 (マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等)
- ケ その他、指定避難所において必要なもの

### (3) 備蓄品調達方法

ア ライフライン確保のために必要な物資については、調達に要する時間等を考慮し、発電機、冬期の暖房器具等も含めて応急的に対応するための一定数量を町備蓄計画に基づき整備、調達及び保管するものとする。

また、感染症感染防止のためのマスク等の衛生用品については、町備蓄計画による。

イ 日本赤十字社別海町分区は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要な時は、日本赤十字社別海町分区長に要請をする。

(町防災計画資料編「災害救助物資備蓄一覧表」に資料記載)

## 4 給与及び貸与の方法

---

町長は、調達物資の受払い状況を明確にし、給与又は貸与については、前項の物資購入（配分）計画書に基づき自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

## 5 義援金品の取り扱い

---

町に送付された義援金品の取扱いは、総務対策部が担当する。

受付の記録、保管、被災者への配分等は町長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

## 6 費用の限度及び供給期間

---

救助法の基準による。

## 7 物資の給与状況の記録

---

物資を給与した場合は、町防災計画資料編「物資の給与状況」により記録しておかなければならない。

なお、救助法による救助物資とその他義援金とは明確に区分して処理する。

## 第6節 給水計画

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなったとき、必要最小限の飲料水を供給して、生活の保護を図るために行う応急給水は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 応急給水は、町長が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

### 2 給水対象者

---

- (1) 災害のため飲料水を得ることができない者。
- (2) 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び住民情報を基に決定する。

### 3 給水の方法

---

- (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水資材（給水タンク等）により補給水源から取水し、被災地内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

（町防災計画資料編「給水資材一覧」に資料記載）

- (2) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

- (3) 給水施設の整備

給水を容易にできるよう耐震性貯水槽及び浄水装置の整備を促進するとともに、利用可能な水源（公共施設等の受水槽やプール等）を調査の上、事前に災害時に使用できるよう協議を行い、飲料水の確保に努めるものとする。

## 4 住民の周知

---

- (1) 給水にあたっては、広報車の巡回、防災行政無線（同報系）等により住民に周知する。
- (2) 広報内容
  - ア 給水拠点の場所及び応急給水方法
  - イ 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
  - ウ その他必要事項

## 5 給水施設の応急復旧

---

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に給水指定業者の協力を得て応急復旧を行う。

## 6 給水応援の要請

---

町長は自ら行う飲料水の供給を実施することが困難な場合は、自衛隊、道、又は他市町村への飲料水の供給の実施、又はこれに要する要員及び給水資材の応援を要請する。

- (1) 補給水利の種別所在数量（町防災計画資料編「補給水利の種別所在数量一覧」に資料記載）

## 7 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 8 給水の記録

---

給水を実施した場合は次により記録しておかなければならない。

- (1) 飲料水の供給簿（町防災計画資料編「飲料水の供給簿」に資料記載）

## 第7節 医療及び助産計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足、もしくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合は町長が実施する。

### 2 医療及び助産の対象者及びその把握

---

- (1) 対象者
  - ア 医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
  - イ 災害の発生日前後7日以内の分娩者及び分娩予定者で、災害のため助産の途を失った者
- (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず自主防災組織等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し、町長に通知するものとする。

通知を受けた町長は、直ちに救護に関し、医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部署に指示するものとする。

### 3 応急救護所の設置

---

応急救護所は、原則として避難所のうち地区ごとに小学校を使用するものとするが、必要に応じて他の公共施設を使用する。



## 4 医師会に対する出動要請

---

(1) 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、社団法人根室市外三郡医師会、一般社団法人釧路歯科医師会に対して出動要請を行うものとする。

なお、出動要請については、両医師会との協定書に基づいて出動要請を行うものとする。

ア 要請する場合には、次の事項を通知する。

(ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況

(イ) 出動の時期及び場所

(ウ) 出動を要する人員及び資材

(エ) その他必要な事項

「災害時の医療救護活動に関する協定」	平成8年7月16日締結
「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」	平成14年3月18日締結

## 5 救護班の要請

---

町長は、災害により医療を必要とする場合は、応急医療にあたる。その診療能力を越える場合等においては、社団法人根室市外三郡医師会長、一般社団法人釧路歯科医師会長に救護班の派遣を要請し、応急医療にあたるものとする。

## 6 医薬品の確保

---

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生器材が、町内での確保が困難又は不可能なときは、町長は知事に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

## 7 患者の移送

---

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、最寄りの病院に移送するものとする。

## 8 関係機関の応援

---

町長は、災害規模等必要に応じ、知事（根室振興局長）に対し次の関係機関の応援要請を行う。

(1) 救護班の支援（日本赤十字社救護班）

(2) 患者移送（自衛隊）

## 9 医療機関等の状況

---

- (1) 医療機関
  - (2) 助産機関
  - (3) 医療薬品取扱機関
- (町防災計画資料編「医療機関等一覧」に資料記載)

## 10 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による

## 11 救護班の活動状況等の記録

---

救護班の活動状況等について次により記録しておかなければならない。

- (1) 救護班活動状況
  - (2) 病院診療所医療実施状況
  - (3) 助産台帳
- (町防災計画資料編「救護班活動状況」、「病院診療所医療実施状況」、「助産台帳」に資料記載)

## 第8節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び活動の実施は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

### 2 防疫の種別と方法

#### (1) 消毒活動

ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所その他の不潔な場所の消毒は1日1回以上、クレゾール、オルソ剤等を用い実施する。

ウ 井戸の消毒をする。井戸の消毒はその水1m³あたり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、十分攪拌した後2時間以上放置させ使用するものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

#### (2) 被災世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水などで拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。

イ 便所はクレゾール水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳を投入・攪拌する。

#### (3) 感染症患者等に対する措置

被災地に一類、二類感染症患者及び当該感染症に罹災していると疑われる者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは速やかに保健所に連絡し、適切な措置をとる。

第2種感染症 指定医療機関	医療機関名	住所	病床数
	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1番12号	4
	市立根室病院	根室市有磯町1丁目2番地	4

一類感染症が集団発生した場合、一般の医療機関に緊急避難的に感染症患者を入院させることがあるため、保健所の指示に基づき適切な措置をとる。

### (4) 臨時予防接種

被災地の感染症を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

### (5) 避難所の防疫指導

町長は、避難所の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

#### ア 検病調査等

避難者に対しては少なくとも1日1回検病調査をするものとし、調査の結果検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、健康診断を受けさせるものとする。

#### イ 清潔方法、消毒方法等の実施

避難者に衣服類等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行ない、便所、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、クレゾール石鹼液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

#### ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

#### エ 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度消毒させるものとする。

## 3 防疫資機材の調達

---

災害時において、根室家畜伝染病自衛防疫推進協議会及び根室振興局（中標津保健所）並びに近隣市町村より借用するものとする。

## 4 家畜の防疫

---

### (1) 実施機関

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとし、家畜保健衛生所長が実施する。

### (2) 被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する消毒菌により汚染され伝染病が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パーンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

## 第9節 清掃計画

災害時における被災地のごみの収集、し尿の汲み取り及びへい獣の処理等の清掃業務については本計画の定めるところによる。

ただし住居又は、その周辺に運ばれた土石等の除去については、町防災計画本編第5章第11節「障害物除去計画」による。

### 1 実施責任者

- (1) 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとする。
- (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村長及び知事に応援を求め実施するものとする。

### 2 清掃の方法

- (1) ごみの収集処分の方法

#### ア 収集

- (ア) 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたる。
- (イ) 被災地の住民に協力を要請し、台所のくず類を優先的に収集し、感染症の原因となる汚物から順に収集するものとする。
- (ウ) 一般的なごみはその後収集するものとする。
- (エ) 災害の状況により、現有ごみ収集車両によって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動又は民間業者から車両を借り入れて実施するものとする。

#### イ 処分

町長が指定する臨時集積場に運搬集積し、焼却・埋め立て処理するものとする。

- (2) し尿収集処分の方法

#### ア 収集

- (ア) 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。
- (イ) 避難が実施された場合には、避難所及び被災地域を重点的に収集にあたるものとし、状況により応急仮設便所を設置するものとする。

#### イ 処分

町のし尿処理場を使用して処分を行うものとする。

### 3 死亡獣畜の処理方法

---

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が不明であるとき、又は所有者が実施する事が困難なときは町長が実施するものとする。
- (3) 死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、死亡獣畜取扱所において集中焼却又は埋葬処理をするものとする。
- (4) 移動しがたいものについては、知事（保健所長）の許可を経てその場で他に影響がない限りにおいて埋葬又は焼却するものとする。  
なお、埋葬する場合は、1 m以上覆土するものとする。

## 第10節 行方不明者の搜索及び死体処理並びに埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、死体に関する収容処理及び埋葬の実施については本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

(1) 町長

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規程により委任された場合は町長が行うものとするが、死体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

### 2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ 搜索の実施

町長が消防機関、警察官及び海上保安官の協力により搜索班を編成し実施する。この場合、被災の状況により、関係機関、関係市町村及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 搜索の方法

搜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

エ 応援要請

(ア) 関係市町村への要請

本町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂流していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索の応援を依頼する。

(イ) 応援の要請事項

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 行方不明者が埋没又は漂流していると思われる場所
- b 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

### (2) 死体処理

#### ア 対象者

災害により死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができないもの。

#### イ 死体の処理

死体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合は、遺族等により身元確認が困難な場合は、又は引取人がいない場合、町長が行うものとする。

##### a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別のため、死体の洗浄、縫合、消毒をし、及び遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

##### b 死体の一時保存

死体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、又死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定な場所（町内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所）へ埋葬の処理をするまで収容安置する。

##### c 安置場所の確保

死体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

### (3) 死体の埋葬

#### ア 対象者

災害時の混乱の際に死亡したもの及び遺族が災害のために埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない死体を埋葬するものとする。

#### イ 埋葬の方法

(ア) 町長は、死体を土葬又は火葬に付し、又は棺桶、骨壺等を遺族に支給する等、現物支給をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とする。

(ウ) 町長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

## 3 火葬場の状況

火葬場名	所在地	火葬炉	電話番号
別海斎場	中西別 161 番地の 13	2 墓	0153-75-6649



## 4 他市町村における被災の漂着処理

---

町長は、被災された市町村より漂流した死体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 死体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

ア 道内の他市町村から漂流した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

イ 道外の他市町村から漂流した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

(2) 死体の身元が判明していない場合

ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の死体が漂着した場合は、死体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

イ 死体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた死体であることが推定できない場合は、町長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

## 5 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 6 搜索等の記録

---

行方不明者の搜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 死体搜索状況記録簿

(2) 死体処理台帳

(3) 埋葬台帳

(町防災計画資料編「死体搜索状況記録簿」、「死体処理台帳」、「埋葬台帳」に資料記載)

(町防災計画資料編「埋葬地の所在地」に資料記載)

## 第11節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

(1) 町長

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

(2) 道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、河川法その他関係法に定めるそれぞれの施設の管理者が行う。

### 2 障害物除去の対象

---

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりとする。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 3 障害物の除去の方法

---

(1) 実施責任者は、自らの応急対策機具を用い、又は状況に応じ、要請による災害派遣出動中の自衛隊及び別海町建設業協会等の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

## 4 除去した障害物の集積場所

---

除去した障害物は、それぞれの実施機関に於いて付近の遊休地等を利用し、集積するものとする。

## 5 除去に必要な機械器具等の確保

---

町有機械のみでは、障害物の除去を実施する事ができないときは、別海町建設業協会等から車両などの機械器具を借り上げて確保するものとする。

## 6 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

## 7 障害物除去の状況の記録

---

障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 障害物除去の状況（町防災計画資料編「障害物除去の状況」に資料記載）

## 第12節 輸送計画

災害時における災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援もしくは救護のための資材、物資の輸送を迅速、確実に行うための方法及び範囲等は本計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における輸送は、町長が実施するものとする。（基本法第50条第2項）

### 2 災害時輸送の方法

本町における災害時における輸送の考え方は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、当時の状況において、特に住民の避難行動、救援・救護のための物資・資材等優先度の高いものに関しては、当時の実行可能なあらゆる輸送方法を駆使して、速やかに本町内の被災地区、若しくは町内の災害拠点へ輸送しなければならない。その際、災害の種類・規模、緊急輸送※1、幹線輸送※2及び端末輸送※3のための輸送路（航空路・海上路含む）の状況、輸送する物資・資材の優先度、内容及び量に係る輸送所要、確保できる輸送力、輸送間の安全確保等を明らかにして総合的に勘案し、次の各輸送方法のうち迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握する等、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

#### ※1 緊急輸送

災害直後から、住民の避難、救助活動をはじめ、物資供給等の応急活動のための輸送をすること。

#### ※2 幹線輸送

大量の物資を集積した拠点から、他の地域・地区の集積拠点まで輸送力をもって大量輸送すること。

#### ※3 端末輸送

幹線輸送の端末地において、指定避難所等への小口の集荷、配送をすること。

#### (1) 道路輸送

##### ア 道路の状況

町内における道路の状況について、関係機関と連絡をとりつつ、被災状況を明らかにして把握し、複数の輸送路（主・予備）を確保するものとする。

イ 車両等の確保

災害発生のおそれがあり、又は発生した場合は必要と認める車両を待機させ使用するものとする。（町防災計画資料編「町有車両の状況」に資料記載）

ただし、災害の規模により、町有車両のみでは輸送をすることができないと認めるときは、必要な車両を確保するための他の機関又は民間車両の借り上げを行う。

（町防災計画資料編「別海町建設業協会保有車両の状況」に資料記載）

（2）海上輸送

町長は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、海上輸送力確保のため、災害発生直後から陸上及び空中輸送と同時並行的に海上保安部等関係機関又は民間運送機関に要請し、船艇による海上輸送力を確保するものとする。

なお、町内4地区の漁港においては、各地区の被災状況、特に港湾内の瓦礫の流入、岸壁等の破損状態を確認して当該漁港における輸送船艇の接岸可能度を把握、接岸可能な当該漁港から優先的に緊急物資・資材を荷揚するための受け入れ体制を速やかに構築するとともに町外の漁港とも連携を図る。

（3）空中輸送

ア 空中輸送の要請

町長は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、空中輸力確保のため、災害発生直後から陸上及び海上輸送と同時並行的に根室振興局長を通じ、北海道知事に対する自衛隊所管航空機の派遣要請依頼も含めた自衛隊の災害派遣要請の要求をするとともに、海上保安庁所管、又は北海道警察所管航空機の各派遣要請をするものとする。

イ 物資投下可能地点

各避難所として指定する小中学校の校庭とし、その都度定める。

ウ ヘリコプター離発着可能地点

（ア）災害時等の救急を要する場合は、町防災計画資料編「ヘリコプター着陸可能地選定条件」を満たすヘリコプターの救急離着陸場を確保するものとする。

（イ）ヘリコプター着陸可能地点は町防災計画資料編「ヘリコプター離着陸可能地」のとおりである。

（ウ）北海道消防防災ヘリコプターの指定離着陸場は以下のとおりとする。

指定離着陸場（北海道防災航空室）			
所在地	名称	着陸場所面積	電話番号
別海町別海旭町 431-1	別海中央小学校グラウンド	17,800 m ²	0153-75-2054
別海町西春別 75-4	上西春別中学校グラウンド	16,420 m ²	0153-77-2374

### 3 輸送の範囲

---

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他特に必要を要する輸送

### 4 緊急輸送業務に従事する車両の表示

---

基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合は、町長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として知事又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

- (1) 標章
- (2) 緊急通行車両確認証明書  
(町防災計画資料編「標章」、「緊急通行車両確認証明書」に資料記載)

### 5 費用の限度及び期間

---

救助法の基準による。

### 6 輸送状況の記録

---

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 輸送記録簿（町防災計画資料編「輸送記録簿」に資料記載）

### 第13節 労務供給計画

災害時における応急対策の実施に必要な労務者の雇い上げ、供給については本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

---

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、災害対策本部長（町長）が雇用を行う。

#### 2 動員の順序

---

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

- （１） 災害応急対策の協力団体員の動員要請
- （２） 近隣者に対する協力要請
- （３） 労働者の雇い上げ

#### 3 動員の要請

---

応急対策のため労務要員を必要とする場合は、次の事項を明示して、速やかに労務供給計画を作成し労務の供給を行うこととする。

- （１） 労務要員を必要とする理由
- （２） 作業の内容
- （３） 従事する場所
- （４） 就労予定期間
- （５） 所要人員数
- （６） 集合場所
- （７） その他参考事項

#### 4 労務者雇用の範囲

---

- （１） 被災者の避難のための労務者
- （２） 医療助産の患者移送労務者
- （３） 被災者の救出のための機械器具その他資材の操作の労務者
- （４） 飲料水供給のための労務者
- （５） 死体の捜索、処理のための労務者
- （６） その他災害応急対策のために必要な労務者

## 5 公共職業安定所長への要請

---

災害応急対策の実施に労務者を町長が雇い上げ不可能な時、又は必要人員を雇い上げ出来ない場合は、根室公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして、求人申し込みをするものとする。

- (1) 職種別所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

## 6 費用の限度及び期間

---

- (1) 費用は町が負担するものとし、賃金は一般の水準によりその都度町長が定める。  
ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合はこれによるものとする。
- (2) 期間は、当該救助の実施期間以内とする。

## 7 労務者雇用の記録

---

労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 人夫雇い上げ台帳（町防災計画資料編「人夫雇い上げ台帳」に資料記載）



## 第14節 文教対策計画

学校等の施設の被災により通常教育に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 町立小中学校における応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行うものとする。  
なお、救助法が適用された場合の児童・生徒に対する学用品の給与は知事が行い、町長はこれを補助する。  
ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。
- (2) 各学校の被災発生に伴う応急措置は、各学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。
- (3) 道立高校における応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、知事及び道教育委員会が行うものとする。

### 2. 応急教育対策

- (1) 休校措置  
災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。  
ア 登校前の措置  
休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、ラジオ、テレビ、その他確実な方法で各児童生徒に周知徹底させるものとする。  
イ 授業開始後の措置  
帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、地区別に集団下校を原則とし、低学年児童にあつては教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 学校施設の確保と復旧対策  
ア 応急復旧  
被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。  
イ 校舎の一部が使用できない場合  
特別教室、屋内運動場等を利用し、なお不足するときは2部授業の方法をとるものとする。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

(ア) 公共施設又は最寄の学校の校舎を利用するものとする。

(イ) 校舎の大部分又は全部が使用不能となり他の施設の確保ができない場合は、応急仮校舎等の建築を検討するものとする。

### (3) 教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別の教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

(イ) 教育の場所が学校施設以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、点検の行き安全な通学路を確保する。

(エ) 学校が避難所に充当された場合には、収容により授業に支障をきたさないよう留意する。

(オ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

### (4) 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は当該被災学校の教職員のみで実施が不可能なときは、教育委員会に報告し、教育委員会は教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡を取り、教職員の確保に努めるものとする。

### (5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

### (6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- イ 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- ウ 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽の汲み取りを実施すること。
- エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

### (7) 教科書及び学用品の調達並びに支給

#### ア 支給対象者

住宅が全壊、全焼、流失、半壊、又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書及び学用品を喪失又はき損した者に対して支給する。

#### イ 支給品目

- (ア) 教科書及び教材
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

#### ウ 調達方法

教育委員会は学校長と緊密な連絡を保ち、その数量を速やかに調査し道教育委員会に報告するとともに、町内の教科書供給書店及び文房具店等から調達するものとする。

なお、町内において調達困難な時は、知事に依頼し調達するものとする。

#### エ 支給方法

教育委員会は、各学校長と緊密に連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

#### オ 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

#### カ 学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

- (ア) 学用品の給与状況（町防災計画資料編「学用品の給与状況」に資料記載）

### 3 文化財の保全対策

---

(1) 応急措置

ア 文化財が被災した場合は、その管理者（又は所有者）は、直ちに所管の消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。

イ 管理者（又は所有者）は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化財にあつては町教育委員会へ、国、道指定の文化財にあつては道教育委員会へ報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を実施する。

(2) 保全措置

文化財の所有者及び管理者は防災責任者を定めるなどの責任体制を確立し保全に努める。また、搬入可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時に当たっての保全に努める。

（町防災計画資料編「別海町文化財一覧」に資料記載）

## 第15節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### (1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

#### (2) 別海町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 2 実施の方法

#### (1) 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### (2) 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### (3) 応急仮設住宅

##### ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

##### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

##### ウ 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

### エ 建設型応急住宅の建設用地

道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

### オ 建設戸数（借上げを含む。）

町長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

### カ 規模、構造、存続期間及び費用

（ア） 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した使用とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

（イ） 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

（ウ） 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

### キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

### ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

## （4） 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

## （5） 住宅の応急修理

### ア 対象者

（ア） 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

（イ） 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

### イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅に建設に準じて行う。

### ウ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

## (6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 別海町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c 滅失戸数が別海町区域内住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- a 被災地の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数が別海町区域内住宅戸数の1割以上のとき

### イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において建設する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

### ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

- a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2  
ただし、激甚災害の場合は4分の3
- b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2

### 3 資材等の斡旋、調達

---

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- (2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

### 4 住宅の応急復旧活動

---

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

---

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 応急仮設住宅台帳
- (2) 住宅応急修理記録簿  
(町防災計画資料編「応急仮設住宅台帳」、「住宅応急修理記録簿」に資料記載)



## 第16節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持するための中標津警察署（以下「警察署」という。）が実施する災害警備についての計画は、以下のとおりである。

### 1 災害に関する警察の任務

---

警察署は管内の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持することを目的として、総合的な警察活動を行うことを任務とする。

### 2 災害警備活動の体制及び種別

---

警察署における災害警備体制は、発生した災害の規模、態様に応じて、警察署内で定めるところにより災害警備本部、又は災害警備対策室を設置するものとする。

### 3 災害警備活動

---

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害の実態把握
- (3) 被災者の救出活動
- (4) 危険地域における住民等の避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 気象予報及び警察の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の搜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 防災関係機関が行う防災業務に対する協力

## 4 町長の出動要請及び事前措置

---

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請しなければならない。

(2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長から、基本法第59条に基づいた要求があったときは、同法第1項に規定する指示を行うことができる。この場合において、同法に規定する指示を行ったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

この場合にあっては、町長が当該措置の事務処理を行うものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成及び提供

町長は基本法第49条の十乃至十三に定められた避難行動要支援者に対する必要な措置を実施し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町防災計画が定めるところによる避難支援等関係者に作成した名簿情報を提供するものとする。

## 5 災害時における災害情報の収集

---

(1) 災害情報の収集

警察署長は、必要がある場合には町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集するものとする。

警察が収集する災害情報は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害が発生した日時、場所、又は地域
- ウ 当該地域の気象情報
- エ 被害の概要及び主要被害の状況
- オ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
- カ 警察関係の被害状況
- キ 治安状況

(2) 災害情報の連絡

警察署は収集した災害情報を必要と認められる場合には、町長その他の関係機関に通報するものとする。

### (3) 災害要員（リエゾン）の派遣

警察署長は、必要があると認められる場合は、関係機関に災害要員（リエゾン）を派遣するものとする。

## 6 災害時における広報

---

- (1) 警察署が行うべき広報は、警備措置上必要な災害の状況及びその見通し、並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他警察措置に関する事項とする。
- (2) 警察署は、保有する広報資機材を活用して積極的に広報を行うものとする。

## 7 避難対策

---

- (1) 警察官は基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示等を行うものとする。

この場合において、警察官がとった処置について、順を経て報告するものとする。

- (2) 前号の場合においては、町防災計画資料編「地域別指定避難場所等一覧」に定める避難先を指示するものとする。ただし、災害の種別、規模、現場の状況等により町防災計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察署長は速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

- (3) 警察官が基本法第61条の避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の各号に掲げる事項を明らかにしてこれを行うものとする。

ア 避難すべき時期

イ 避難すべき理由

ウ 避難先における給食等の準備状況

- (4) 避難の誘導にあたっては町、消防、水防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努めるものとする。

## 8 救出・救助活動

---

- (1) 警察署長は、生命、身体が危険な状態にある被災者の救出救助を実施する。また、町長等災害救助の責任を有する機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急救護に努めるとともに、状況により知事（根室振興局長）又は町長の行う災害活動に協力するものとする。

## 9 警戒区設定及び物的・人的応急公用負担

---

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。  
警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後措置は町長が行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項、9項及び同法第65条第2項に基づき応急公用負担（物的、人的応急公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。
- (3) 警察官が応急公用負担を行った場合の損失補償等の事後処理については、町長が行うものとする。

## 10 災害時における通信計画

---

- (1) 警察署長は、現有通信施設等を適切に運用し、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- (2) 町長は、基本法第57条及び第79条の規定により、緊急を要し、特に必要であると認めるときには、警察通信施設を利用することを求めることができる。  
この場合の手続きは、あらかじめ協議しておくものとする。

## 11 交通応急対策

---

- (1) 警察署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において道路における危険を防止し、交通安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 交通規制を実施するときは、次の方法により実施する。
  - ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
  - イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識を設置して行う事が困難なときは、現場警察官等の指示等によりこれを行う。

## 12 緊急輸送のための交通規制

---

- (1) 北海道公安委員会は、基本法第76条の規定に基づき、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域、又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 町長は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、事前届出を積極的に行うものとする。
- (3) 災害時において、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に提示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備えるものとする。

## 第17節 自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊の災害派遣要請については、自衛隊法第83条（昭和29年法律第165号）の規定により、北海道知事からの要請により部隊等を派遣することを原則としていることから、災害が発生し、又は、まさに発生しようとする場合で応急措置を行う必要があると認めるときは、別海町長が根室振興局長へ災害派遣要請の要求をするものとする。

さらに、災害対策基本法第68条（昭和36年法律第223号）の規定により、別海町長が北海道知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求ができないときには、災害の状況等を防衛大臣または防衛大臣の指定する者に通知するものとする。

災害における自衛隊の災害派遣要請については、次により行うものとする。

### 1 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請を依頼するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

### 2 災害派遣要請の要領等

#### (1) 災害派遣要請方法

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書（町防災計画資料編「自衛隊災害派遣要請について」に資料記載）をもって知事（根室振興局長）に対し要請を依頼するものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。なお、電話等ではケーブル破損等により依頼不可能な場合を想定し、防災行政無線等による連絡方法について検討し、速やかに依頼できる体制づくりを確立していくものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊との連絡方法

### (2) 緊急を要する災害派遣要請方法

町長は、人命の緊急救助等に関し、知事に要請を依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、町防災計画資料編「緊急を要する場合の連絡先」の部隊に通報できるものとする。この場合においても、その後速やかに知事に連絡し、所定の方法により文書を提出するものとする。

## 3 災害派遣部隊の受入れ体制

---

### (1) 受け入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

#### ア 資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのための措置及び準備をするものとする。

#### イ 連絡員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

#### ウ 作業計画の準備

担当部隊は、受入れのため次の事項に関し計画をたて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

##### (ア) 応援を求める作業の内容

##### (イ) 機材等の確保

##### (ウ) 派遣部隊の車両及び機材等の保管場所の準備

##### (エ) 派遣部隊の待機・展開場所（町防災計画資料編「派遣部隊の待機・展開場所」に資料記載）、指揮所

### (2) 派遣部隊到着後の措置

#### ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとする。

#### イ 知事への報告

派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

##### (ア) 派遣部隊の長の官職氏名

##### (イ) 隊員数

##### (ウ) 到着日時

##### (エ) 従事している作業内容及び進捗状況

##### (オ) その他参考となる事項

## 4 経費負担等

---

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入れ側（町）において負担する。
  - ア 資材費及び機器借上料
  - イ 電話料及びその施設費
  - ウ 電気料・水道料
  - エ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

## 5 連携強化等

---

- (1) 連絡体制の確立  
町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。
- (2) 連絡調整  
町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と緊密な連絡調整を行うものとする。
- (3) 連携の強化  
町長は、平常時から自衛隊と共同の防災訓練を実施するなど、密接な連携強化に努めることとする。

## 6 自主派遣

---

自衛隊は、自衛隊法第83条第2項ただし書きに基づき、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等との連絡を確保し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、自衛隊が自主的に災害派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。



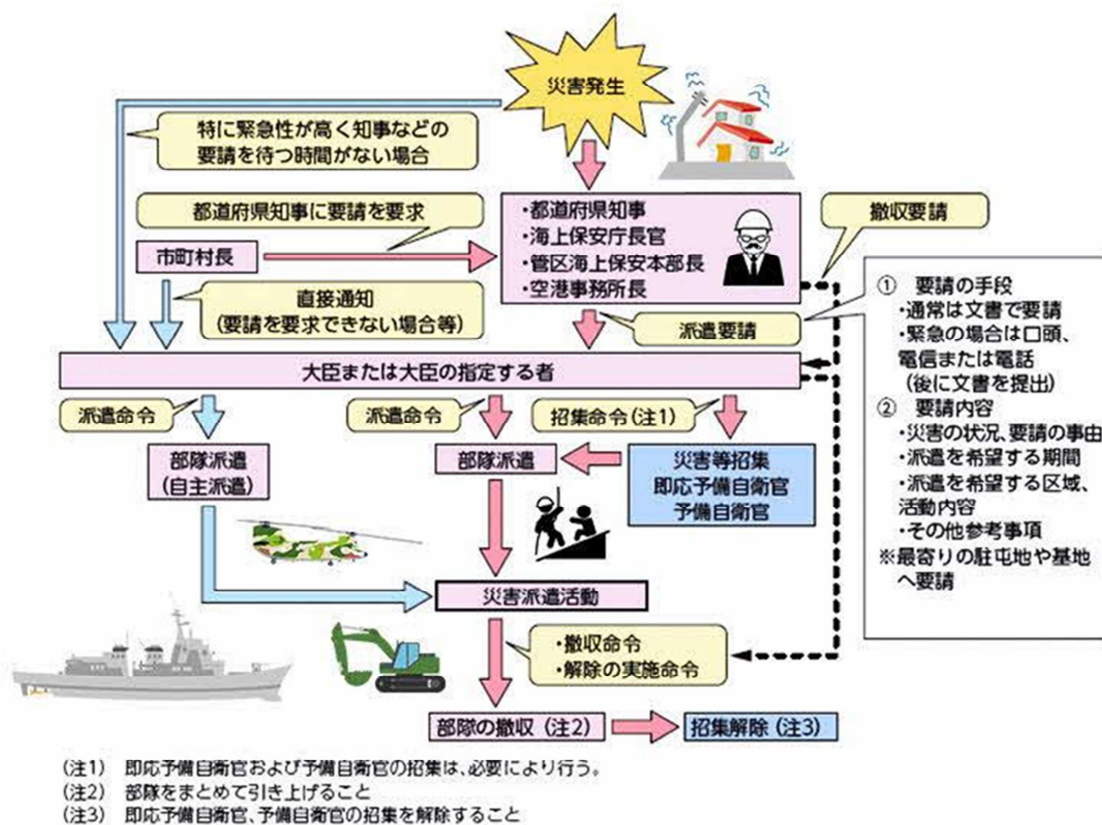
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないとき。

## 7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請依頼の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（町防災計画資料編「自衛隊災害派遣について」に資料記載）をもって知事に対し、撤収要請を依頼するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### 別図 自衛隊の災害派遣の要請から撤収までの流れ



引用 防衛省 自衛隊 HP「要請から派遣、撤収までの流れ」

<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/about.html>

## 第18節 ボランティアの受入れ計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関することについては、本計画の定めるところによる。

### 1 ボランティア活動の意義

---

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建や援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるようその活動環境の整備を図るものとする。

### 2 ボランティア受付窓口

---

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることから、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定する。

この場合、ボランティア活動に全面的に係わりをもつことは、ボランティア本来の主旨に反することから、社会福祉協議会などの関係団体と協議し、又連携を図って、相互に協力して受付を行うものとする。この受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておかなければならない。

ただし、災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請し、その市町村において受付窓口を設けるものとする。

また、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 3 ボランティア活動状況の把握

---

町は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、又どこでボランティアを必要としているかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

また、平時からボランティア団体と相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行い、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保に努める。

### 4 ボランティアの主な活動内容

---

ボランティア活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 救援物資などの物資搬入・配布作業
- (2) 被災地などの清掃活動
- (3) 炊き出し
- (4) その他、被災者の支援活動

### 5 災害時におけるボランティア活動の環境整備

---

- (1) 町は、平常時から地域団体、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア等と協力して、災害時の連携についても検討するものとする。
- (2) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町は、ボランティア等と連携し、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 6 専門ボランティアの登録

---

町は、災害時には、被災地におけるニーズの把握に努めるとともに、福祉関係団体と連携し、外国語、高齢者介護等の専門的ボランティアの確保、登録に努めるものとする。

## 第19節 相互応援（受援）体制整備計画

災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条により、町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に町内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員及び関係機関職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類に応じた対応マニュアルを策定し、地域防災計画や業務継続計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員。

### 2 要請手続き等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣は、知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣を求める理由
- イ 派遣を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

### 3 派遣職員の身分取扱

---

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、双方の協議により決定するものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

### 4 相互応援（受援）体制の整備

---

- (1) 基本的考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や当該地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

- (2) 相互応援（受援）体制の整備における留意事項

- ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時、町のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

## 第20節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画に定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

- (1) 被災地における放浪犬等の管理は町長が行うものとする。
- (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで放浪犬等の捕獲・収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。

### 2 飼養動物の取扱

---

- (1) 動物の管理者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適正な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。
- (3) 災害発生時において、町は関係機関の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど、適切な処置を講ずるとともに、町民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。  
(町防災計画資料編「飼育動物等収容台帳」に資料記載)

## 第6章 地震・津波対策計画

### 第1節 地震災害対策計画

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策は、本計画によるものとする。

## 1 地震の想定

### (1) 基本的な考え方

ア 北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震を大別するとプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。そのため、道は、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定し、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行った。

イ 北海道地域防災計画(以下「道地域防災計画」という。)において北海道で想定される地震に関しては、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、本町では、日本海溝・千島海溝周辺及び道東内陸部を震源域とする地震活動が極めて多く、これまでに平成6年(1994年)北海道東方沖地震などM8クラスの地震が多数発生し、地震、津波による被害を及ぼしている。「平成30年(2018年)北海道胆振東部地震」では、北海道で初めて震度7を観測し、多くの被害が発生した。この地震による被害の特徴は、震源地周辺で発生した斜面崩壊、札幌市や北広島市等の住宅地及び苫小牧港等で発生した地盤液状化による被害、そして、震源地に近い苫東厚真火力発電所の被災に伴う全道での全戸停電(ブラックアウト)の発生し、本町においても停電が発生している。

### ウ 本町に係る地震想定経緯

(ア) 昭和45年2月20日地震予知連絡会は、北海道東部地域を特定観測地域に指定したが、昭和48年、根室半島でマグニチュード7.4の地震が発生し、陸上においても現在も地震前の大きな地殻の歪みが残ったままであることから、昭和53年8月21日に再度、特定観測地域に指定した。

(イ) 平成27年2月、内閣府は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を設置し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る検討が成され、その報告によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸部の領域において、最大クラスの津波を伴う地震が切迫している状況にあるとされている。



- (ウ) 令和2年4月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（概要報告）」において、日本海溝・千島海溝沿いを震源域とする巨大地震モデルの基本的考え方、震度分布・津波高・浸水域等の推計を公表し、国の中央防災会議の下、北海道から千葉県にわたる東日本太平洋沿岸部の広大な範囲で想定されるマグニチュード9クラスに及ぶ2つの巨大地震モデル（日本海溝モデル・千島海溝モデル）について地震・津波による当該地域の被害想定及び減災対策を検討するため、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置している。
- (エ) 令和3年7月、その考え方を基本とする北海道の浸水想定設定ワーキンググループが「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」において最大クラスの地震・津波が発生した場合を想定、この時の北海道から千葉県までの広域にわたる人的被害、建物被害、ライフライン、インフラの甚大な被害発生を推計し本町における津波浸水想定区域が決定され公表している。
- (オ) 令和4年3月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会最終報告」において、本町における地震津波様相は、日本海溝モデルで最大震度3以下、満潮時では最大津波高4m、千島海溝モデルで最大震度6強、最大津波高4.7m、満潮時には7mに及ぶ津波を伴う巨大地震を推計している。この時、道東の厚岸町で最大震度7（千歳海溝モデル）、根室市で最大津波高22m（千島海溝モデル）も公表している。時期を同じくして、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、東日本全域の人的被害約100,000人（千歳海溝モデル）という甚大な被害推計も公表している。
- (カ) 令和4年7月、道は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表、その際、防災対策により被害を軽減することが可能となることも推計している。本町においても巨大地震の際の人的被害、建物被害、低体温症対処者数等の甚大な地震・津波被害が推計されている。
- (キ) 令和4年9月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第9条に基づき、本町は、津波による指定基準に該当する対象地域となり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域」に指定されている。
- (ク) 本町として、これらの経緯を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を推進しなければならない状況にある。

### (2) 本町に被害を及ぼすと考えられる地震

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、次のとおりである。

#### ア 海溝型地震

##### (ア) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がなされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるマグニチュード（以下「M」という。）8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

##### a 三陸沖北部(T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9の「1968年十勝沖地震」、1994年M7.6の「平成6年(1994年)三陸はるか沖地震」が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

##### b 十勝沖(T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の「平成15年(2003年)十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は9%とされている。

##### c 根室沖(T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の「1973年6月17日根室半島沖地震」が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年6月13日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年(2003年)十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は80%程度とされている。

##### d 色丹島沖(T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

##### e 択捉島沖(T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

### (イ) 500 年間隔地震 (T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約 6,500 年間に 10 数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約 500 年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500 年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6 の超巨大地震が予想されている。直近のものは 17 世紀初めに発生しており、既に約 400 年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

### (ウ) プレート内のやや深い地震 (P1~P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ 100km ほどのところで破壊して発生する地震であり、釧路沖の 1993 年 M7.5 の「平成 5 年（1993 年）釧路沖地震」地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

- a 釧路沖 (P1)
- b 厚岸直下 (P2)
- c 日高中部 (P3)

を想定する。

## イ 内陸型地震

### (ア) 標津断層帯 (N9)

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7 程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

### (イ) 既往の内陸地震である弟子屈地域 (E1)

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも 1938 年 M6.0、1959 年 M6.2、1959 年 M6.1 及び 1967 年 M6.5 の地震があり被害を出している。

## ウ 本町に被害を及ぼす蓋然性のある主要な活断層の長期評価

本町に被害を及ぼす蓋然性のある標津断層帯の長期評価については、地震の規模であるマグニチュードは 7.7 程度、地震発生確率は不明である。

(3) 地震想定

ア 前述のような実情を踏まえ、本計画において本町が蓋然性のあるものとして想定する地震について、内陸型地震である標津断層帯地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を本町に被害を及ぼす蓋然性のある地震として想定している。

イ 標津断層帯地震

本地震は、北海道の地震被害想定調査から、次のとおり想定するものである。

標津断層帯地震	マグニチュード(M)	最大震度
	M7.7以上	6強

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

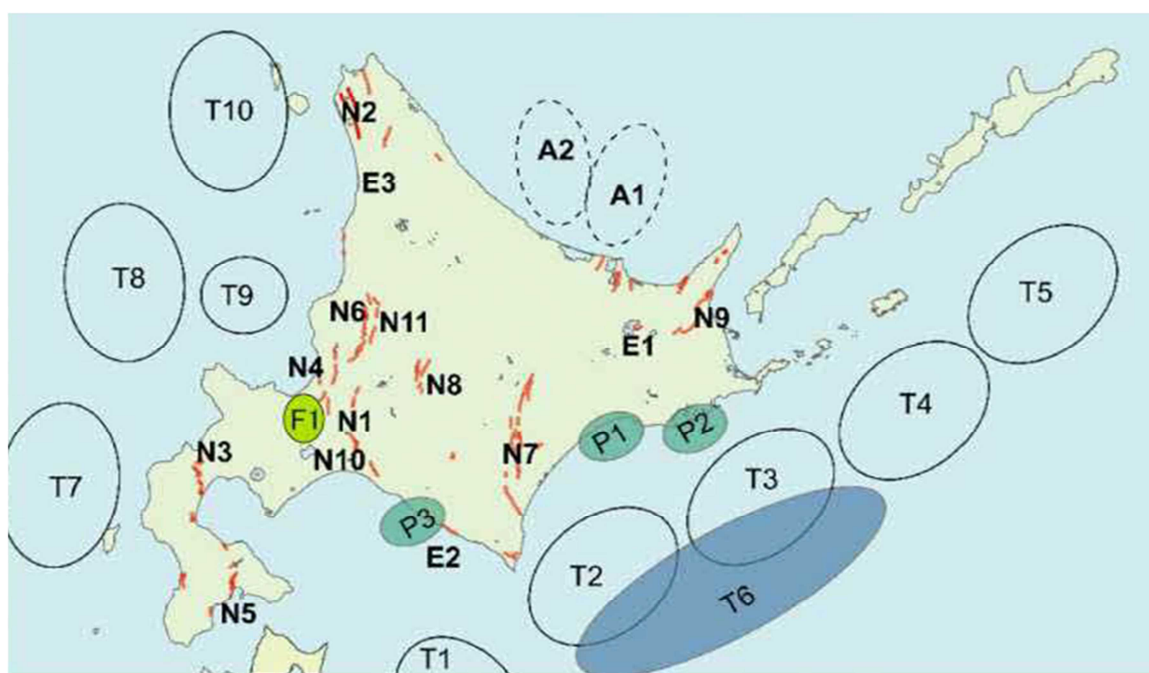
本地震は、国の中央防災会議の公表資料から、次のとおり想定するものである。

海溝型地震	マグニチュード(M)	モーメント マグニチュード(Mw)	最大震度
日本海溝モデル	M8.0～M8.6	Mw9.1	3以下
千島海溝モデル		Mw9.3	6強

別表1 本町に被害を及ぼす蓋然性のある海溝型地震及び内陸型地震

震源の型		蓋然性のある地震		断層モデル公表 元機関名	前回発生 (年)	震源 位置	マグニチュード	長さ (km)
		名称						
海溝型地震	日本海溝・ 千島海溝	T1	三陸沖	地震調査研究本部	1968	既知	8.0	—
		T2	十勝沖		2003	既知	8.1	—
		T3	根室沖		1894	既知	7.9	—
		T4	色丹島沖	中央防災会議	1969	既知	7.8	—
		T5	択捉島沖		1963	既知	8.1	—
		T6	500 年間隔地震		未知	推定	8.6	—
プレート型		P1	釧路沖	地震調査研究本部	1993	既知	7.5	—
		P2	厚岸直下		1993 年型	推定	7.2	—
		P3	日高中部		1993 年型	推定	7.2	—
内陸型地震 (活断層帯)		N9	標津	地震調査研究本部		既知	7.7 以上	56
内陸型地震 (既往地震)		E1	弟子屈	—	1938	推定	6.5	—

別図 蓋然性のある地震の震源域



引用 北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）第1章第7節 図1 「想定される地震」

別表2 本町に被害を及ぼす蓋然性のある主要な海溝型地震の長期評価

領域又は地震			マグニチュード	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生年代
				10年以内	30年以内	50年以内		
千島海溝沿い	超巨大地震(17世紀型)		8.8程度以上	2～10%	7～40%	10～60%	約340～380年	17世紀
	十勝沖		8.0～8.6程度	0.3%	10%程度	40%程度	80.3年	18.3年前
	根室沖		7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%以上	65.1年	48.5年前
	色丹島沖及び択捉		7.7～8.5前後	20%程度	程度60%	80%程度	35.5年	—
	ひとまわり小さいプレート間地震	十勝沖 根室沖	7.0～7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
		色丹島沖 択捉島沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震(地震津波等)		8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震		8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—
	沈み込んだプレート内のやや深い地震		7.8程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
	海溝軸の外側で発生する地震		8.2前後	—	—	—	—	—
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)		7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%	1400～3900年程度	約2100年前
	北海道西方沖の地震		7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年	81.4年前
	青森県西方沖の地震		7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年	38.6年前

## 2 想定地震津波

### (1) 基本的な考え方

本町に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、次のとおり国・道から公表されており、その蓋然性から当該地震津波の規模だけでなく、最も厳しい条件下（厳冬の早期避難率が低い場合）の被害推計は甚大であるとされている。そのため、最新の津波浸水予測を踏まえた対策計画を策定・修正し、人的被害を含めた減災を図る。

令和2年4月 国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルを公表

道が当該津波断層モデルを基に検討

令和3年7月 道の浸水想定設定ワーキンググループが、太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直して公表

令和4年7月 道が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表

上記の津波浸水予測を踏まえて本計画は作成及び修正したものであり、今後も本町の防災・減災に係る対策を推進していく。

### (2) 津波想定

町名	最大津波高	影響開始時間	第1波到達時間	最大波到達時間
別海町	2.5m～4.7m	16分～99分	24分～50分	30分～50分

引用 道津波浸水想定設定ワーキンググループ

「太平洋沿岸の津波浸水想定について」（令和3年7月19日）

## 3 応急対策活動

地震による災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合は、町長は本部を設置し、指定地方行政機関、道、町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

## 4 通信連絡の対象

### (1) 防災関係の通信施設

通信連絡は、町防災計画本編第3章第2節「災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等との情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター、車両等の機動力を動員し連絡体制を図るものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの派遣は、知事（防災航空室長）に要請するものとする。

## 5 広報活動

---

(1) 広報の準備

広報車等は、突発時において直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

ア 地震（後発地震含む。）・津波災害の規模、警戒レベル等に応じ、デマ・憶測が発生・拡散しないよう広報内容を精選し周知するものとする。

イ 地震・津波災害に関する情報のうち、本町又はその周辺において被災の可能性がある場合には、札幌管区気象台発表の地震情報を確認し、周知するものとする。

ウ 周知する広報内容は、次のとおりとする。

(ア) 避難所等 (位置、経路等)

(イ) 交通通信状況  
(交通機関運行状況、不通場所、開通見込日時、道路交通状況、通話可能区域)

(ウ) 火災状況 (発生場所、避難指示等)

(エ) 電気、水道等公益事業施設状況  
(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)

(オ) 医療救護所の開設状況

(カ) 給食、給水実施状況 (供給日時、場所、種類、量、対象者等)

(キ) 衣料、生活必需品等供給状況 (供給日時、場所、種類、量、対象者等)

(ク) 河川、港湾、漁港、橋梁等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)

(ケ) 住民の心得等、人身の安全及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞、広報車両、郵便局、インターネット、防災行政無線等）を充実・強化するほか、防災情報システムのメールサービスを利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。



## 6 消火活動

---

町防災計画本編第4章第2節「消防計画」に定めるもののほか、必要に応じて国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

- (1) 地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これらの火災発生及びその拡大を最小限度に食い止めるため、初期消火活動を迅速に行うことが必要であり、このため消火作業上必要な第一次的措置については、消防署（団）において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、関係機関等に応援の派遣要請をするものとする。

(2) 危険物の保安活動

ア 災害発生時及び発生のおそれのあるときは、町長（本部長）は、火薬類、プロパン、石油、薬品等の製造業者に対して製造、販売、使用等の一時禁止又は制限についての協力を求める。

イ 町長（本部長）は、被害が広範囲にわたり危険物に引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内の住民に対する避難、立ち退きの指示をする。

ウ 町長（本部長）は、火災の性質、状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、火災消防車の派遣要請等、他機関の応援を受ける。

エ 流出及び転倒した石油及び薬品タンク等に対しては、町長（本部長）は、使用の停止を命じ、危険物の排除を実施させる。

オ 町長（本部長）は、石油及び薬品等の危険物が漏出した場所、その他危険区域をロープ等で区画し、係員を配置する。

## 7 避難救出計画

---

避難救出対策については、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」に定めるもののほか、避難所等、救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

- (1) 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、搜索の命を受けた職員が当たるが、避難誘導に当たっては、高齢者、幼児、傷病者及び女性等を先に行うものとする。

- (2) 救出に当たっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び自主防災組織等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

## 8 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

---

町防災計画本編第5章「災害応急対策実施計画」に基づき万全なる対策を講ずるものとする。

## 第2節 津波応急対策計画

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の安全と被災者の保護等を図るため、本計画を次のとおり定める。

### 1 津波の特性

---

- (1) 津波には、有感地震の前兆がある場合と、震源が遠距離のため無感の場合がある。  
また、津波は押しで始まる場合も引きで始まる場合もある。
- (2) 震源が海岸近く浅い場合には、地震発生後直ちに津波が来襲することがある。  
震源が遠距離でもマグニチュードが大きい場合は、地震が発生してから数時間後に津波が来襲することがある。

### 2 災害対策本部の設置

---

町長は、津波予報が発表された場合又は津波の発生するおそれがある場合は、必要に応じ、災害対策本部を設置し、職員を非常配備（町防災計画本編第2章第3節「別海町災害対策本部」のとおり）するとともに指定地方行政機関、道、町内の公共的団体の協力を得て、応急対策を実施するものとする。

ただし、津波警報（津波・大津波）が発表された場合にかぎり、同時に災害対策本部を設置するものとする。

### 3 警報の伝達と周知

津波予報が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、町防災計画本編第3章第1節「気象予報警報等の伝達計画」の「気象予報警報等伝達系統図」により、沿岸住民に対し防災無線、町広報車、消防署サイレン、打鐘、消防車により伝達、周知を行うものとする。

なお、防災無線による緊急情報伝達文及び緊急情報解除伝達文の放送内容は次のとおりとする。

#### (1) 緊急情報伝達文

予報の種類		避難情報	広 報 文	反復回数
津波注意報		—	「津波注意報が発表されました。海岸・川沿いの地域の方は、十分に注意してください。」	2回
津波警報	津 波	避難指示	「津波警報が発表されました。津波が予想されます。海岸・川沿いの地域の方は、高台など安全なところへ速やかに避難するよう指示します。」	3回
	大津波		「大津波警報が発表されました。大津波が来襲します。海岸・川沿いの地域の方は、直ちに高台など安全なところへ避難するよう指示します。」	3回

#### (2) 緊急情報解除伝達文

広 報 文	反復回数
「発表されました津波注意報（又は津波警報・大津波警報）は解除になりました。」	2回

### 4 広報活動

災害の規模、今後の動向、被害状況等の情報を的確に周知させ、人心の安定、社会秩序の維持のため、次により迅速なる広報活動を行うものとする。

#### (1) 広報内容

- ア 津波に関する情報 (札幌管区气象台発表の情報周知)
- イ 避難所等 (位置、経路等)
- ウ 交通通信状況 (通信状況、道路状況、不通場所、開通見込日時)
- エ 電気、水道等公益事業施設状況 (被害状況、復旧状況、注意事項)
- オ 医療救護所状況 (開設場所等)
- カ 給食、給水実施状況 (供給日時、場所、量、対象者等)
- キ 衣料、生活必需品等供給状況 (供給日時、場所、量、対象者等)
- ク 住民の心得、社会秩序維持のため必要事項

#### (2) 広報の方法

町防災計画本編第5章第1節「災害広報計画」に定めるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、防災無線等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

## 5 避難

避難指示等については、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」の定めによるが、特に次の措置を講じ住民の避難が円滑かつ安全に行われるよう努めるものとする。

### (1) 避難指示等

町長は、避難の時期を失しないよう速やかに避難の指示を行うものとし、災害時要援護者を優先的に避難させるとともに、危険区域内の全住民を避難させるものとする。なお、津波予報が発表された場合の避難指示等は次のとおりとする。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		避難情報
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	避難指示※
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	—

### ※ 避難指示

災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況であるときに発令される情報をいう。

### (2) 避難の誘導

避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織等、その他指示を受けた者が当たるものとする。

### (3) 避難救出

救出に当たっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び自主防災組織等の住民による自主救出の実施を促進する。

### (4) 漁船避難

漁船及び船舶は、津波予報が発表された場合又は津波の発生するおそれがある場合は、港外へ避難し又は岸壁に固定若しくは陸上に引き上げ固定する。

乗組員は、安全な場所に避難し、人命を最優先した措置を講ずる。

## 別図 津波警報の情報発表の流れ



引用 政府広報オンライン HP 図表「津波警報の情報発表の流れ」

政府広報オンライン HP「緊急地震速報と津波警報等 いざそのとき、身を守るために」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>

## 6 津波災害対策訓練

---

津波災害対策を円滑に実施するため、町長は津波に関する知識の向上と住民の生命、財産の保護を目的とした津波災害対策訓練を次の区分で実施する。

また、本計画に定めるほかは、町防災計画本編第5章「災害応急対策計画」に基づき、万全なる対策を実施するものとする。

### (1) 津波災害対策に係る防災訓練を実施する機関

津波災害対策に係る防災訓練は、住民の生命を守り、関係機関との連携に資するため、指定地方行政機関、道、公共的団体等又は津波災害上重要な施設の管理者と本町との共同開催を基本とする。その際、防災訓練を計画する津波災害警戒区域内の町内会自主防災組織を参画させ自助・共助意識の啓発を図るものとする。

### (2) 津波災害対策に係る防災訓練の種別

#### ア 情報通信訓練

(ア) 多元化した通信手段を用いて、地震・津波・後発地震に係る災害情報の伝達要領を演練

(イ) 通信障害発生時における地震津波災害情報の収集及び報告・連絡要領を演練

(ウ) 自主防災組織による要配慮者等の安否確認～災害対策本部との連携要領を演練

#### イ 広報訓練

(ア) 災害対策本部広報対策班が所属する総務部を主対象として広報要領を演練

(イ) 安否不明者の氏名等公表に係る個人情報の取り扱い手順・流れを演練

#### ウ 要配慮者等安否確認訓練

災害対策本部福祉対策部である福祉部と連携して自主防災組織による要配慮者等安否確認要領の演練

#### エ 避難所開設訓練

自主防災組織による合理的配慮を施した指定避難所開設要領の演練

#### オ 避難訓練

警報発令～住民避難～避難所開設までの一連の流れを実動で演練

#### カ 炊き出し、給水訓練

自衛隊等の関係機関と連携した炊き出し、給水車による給水所開設の演練

#### キ 指揮統制訓練

災害対策本部及び関係機関との連携、状況に応ずる対応要領を図上で演練

#### ク 緊急輸送訓練

(ア) 道及び根室管内の自治体と釧根地方石油業協同組合の連携による管内重要施設への燃料輸送～給油（通称「根室モデル」）を演練

(イ) 関係機関と連携した物資輸送～卸下を演練

#### ケ 救出救護訓練

関係機関との連携による被災者の救出救護要領を演練

## 第3節 津波避難計画

### 1 総則

#### (1) 計画の修正

この計画は、最新の科学的な知見を反映した国・北海道などの諸計画等を踏まえ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

#### (2) 用語の意味

用語	意味
津波浸水想定区域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想区域に基づき地域単位に定める。
指定避難所	津波の危険から避難するため、避難者を津波警報が解除されるまでの間、一時的に保護する場所をいう。
指定緊急避難場所	不測の事態により指定避難所に避難できない場合や、逃げ遅れた避難者を勧誘して設定する高台等をいう。
避難路	避難所までの経路として、住民が日頃から考えておく経路をいう。
影響開始時間	地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動(初期水位±20cm)が生じるまでの時間をいう。
第1波到達時間	地震発生から津波第1波が海岸に到達するまでの時間(津波は繰り返し来襲するため第1波が最大となるわけではないので注意が必要。)をいう。

#### (3) 想定する津波浸水予想

##### ア 経緯

(ア) 令和2年4月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について(概要報告)」において、日本海溝・千島海溝沿いを震源域とする巨大地震モデルの基本的考え方、震度分布・津波高・浸水域等の推計を公表し、国の中央防災会議の下、北海道から千葉県にわたる広大な範囲で想定されるマグニチュード9クラスに及ぶ2つの巨大地震モデル(日本海溝モデル・千島海溝モデル)について地震・津波による当該地域の被害想定及び減災対策を検討するため、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置している。

(イ) 令和3年7月、その考え方を基本とする北海道の浸水想定設定ワーキンググループが「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」において最大クラスの地震・津波が発生した場合を想定、この時の北海道から千葉県にわたる東日本太平洋沿岸部の広大な範囲で想定される人的被害、建物被害、ライフライン、インフラの甚大な被害発生を推計し、本町における津波浸水想定区域が決定され公表している。

(ウ) 令和4年3月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会最終報告」において、別海町における地震・津波の様相は、日本海溝モデルで最大震度3以下、満潮時では最大津波高4m、千島海溝モデルで最大震度6強、最大津波高4.7m、満潮時では7mに及ぶ津波を伴う巨大地震を推計している。

この時、道東の厚岸町で最大震度7（千島海溝モデル）、根室市で最大津波高22m（千島海溝モデル）も公表している。

時期を同じくして、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、東日本全域の人的被害約100,000人（千歳海溝モデル）という甚大な被害推計も公表している。

(エ) この計画は、北海道が令和3年7月に公表した「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」（以下、「津波浸水想定」という。）に基づくものとする。

イ 津波浸水想定について、次の点に留意しなければならない。

(ア) れまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、対象地域における最大クラスの津波を想定している。

(イ) 津波は近年、観測・予測技術が向上し精度が高くなったものの、自然現象であることから、正確に予測することは困難で本浸水想定よりも被害が拡大する場合もありうる。また、避難行動の妨げとなる正常性バイアスの要因となりうる過小評価に陥りやすい。

## 2 避難計画

### (1) 避難対象地域

避難対象地域は、以下の点に留意し津波浸水想定に基づき指定したものである。

ア 避難対象地域の指定にあたっては、避難指示等を発令する場合に対象の地域名が住民等に正確に伝わる事や、避難の際に地域内での助け合い等が迅速に行われる事が重要であることから、地域単位を基本とする。

イ 津波浸水想定では、一部のみ浸水するとされている地域であっても、避難指示等を発令する際は地域名で発令を行う。日頃から、津波の浸水のおそれがある箇所をハザードマップ等から確認するものとし、いざという時に備えるものとする。

なお、北海道が令和3年7月に公表した「津波浸水想定区域図」は次項のとおりとなる。

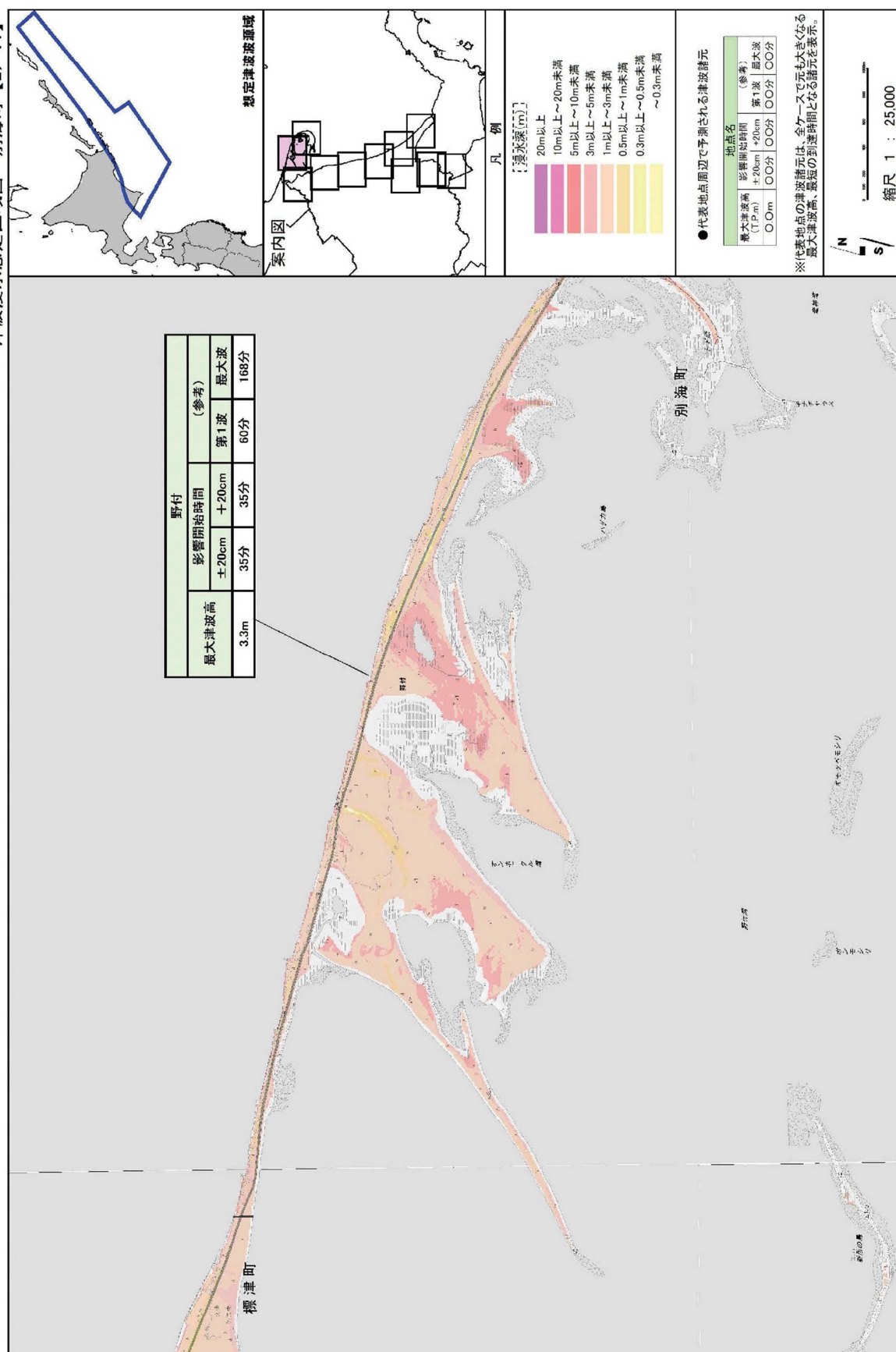
ウ 避難対象地域（順不動）

避難対象地域	1 野付半島
	2 尾岱沼
	3 床丹
	4 本別海
	5 走古丹

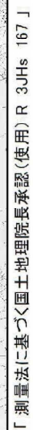




津波浸水想定区域図 別海町【2/11】

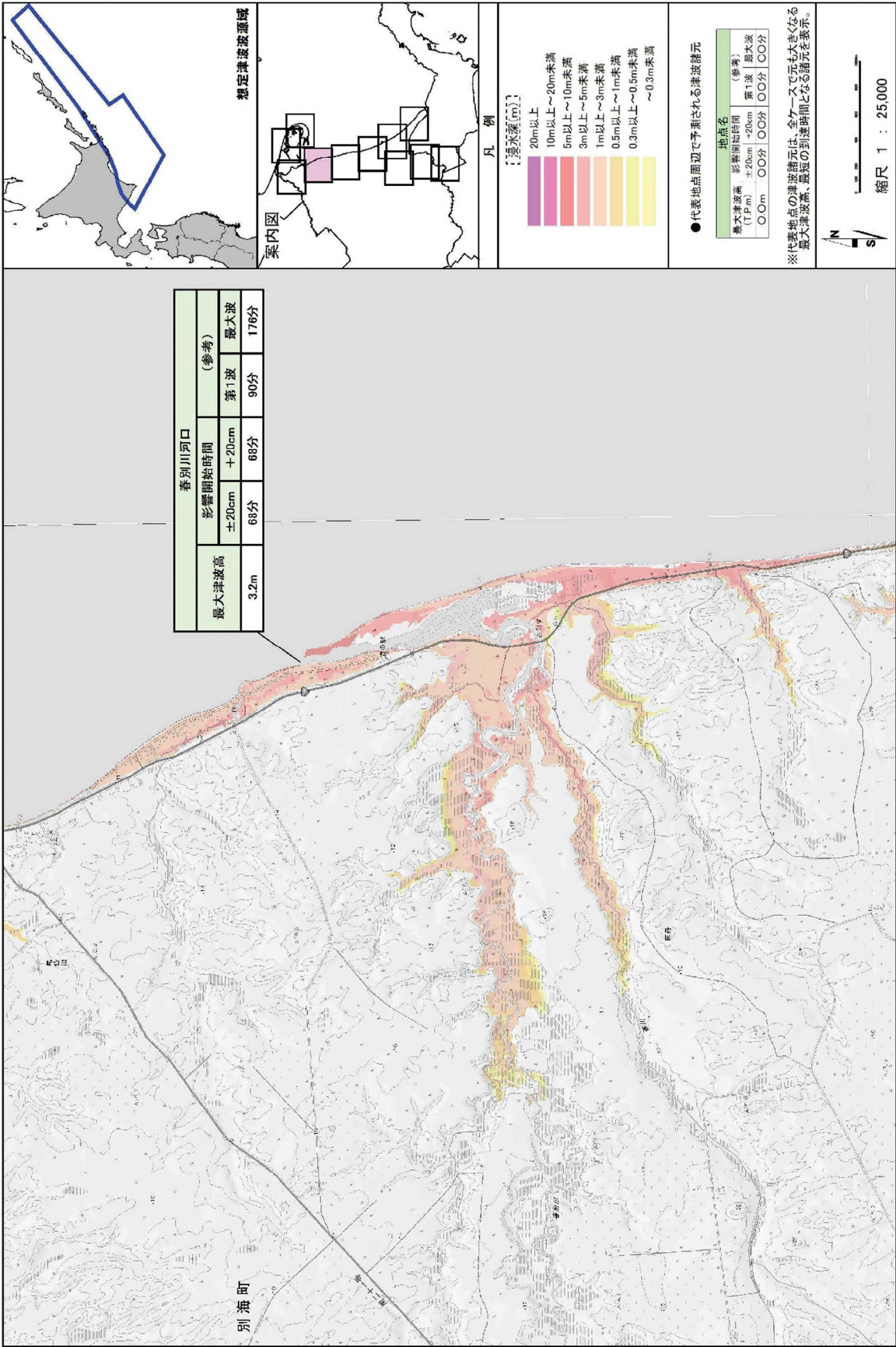


「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 3JHs 167」



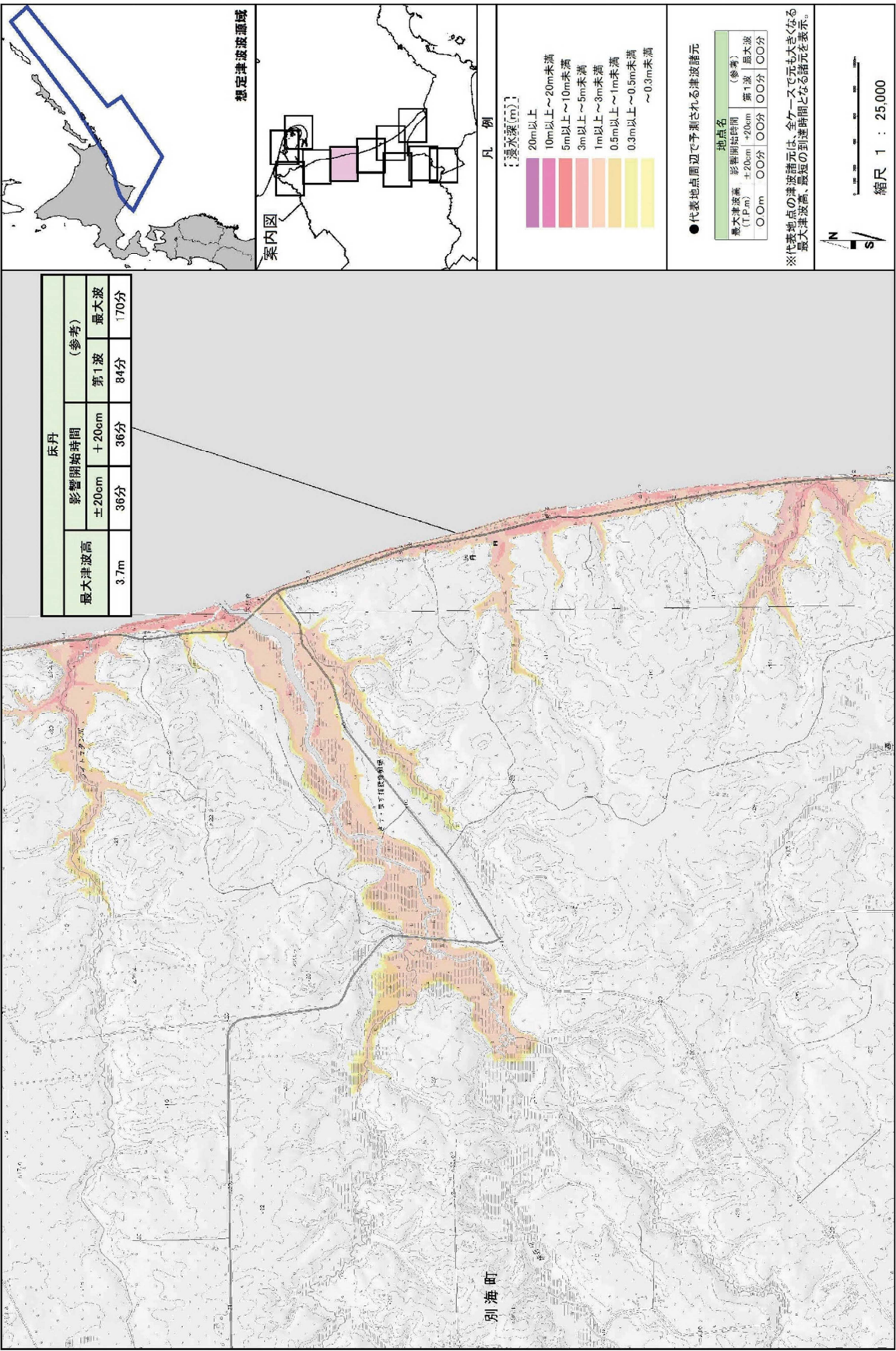


津波浸水想定区域図 別海町【4/11】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

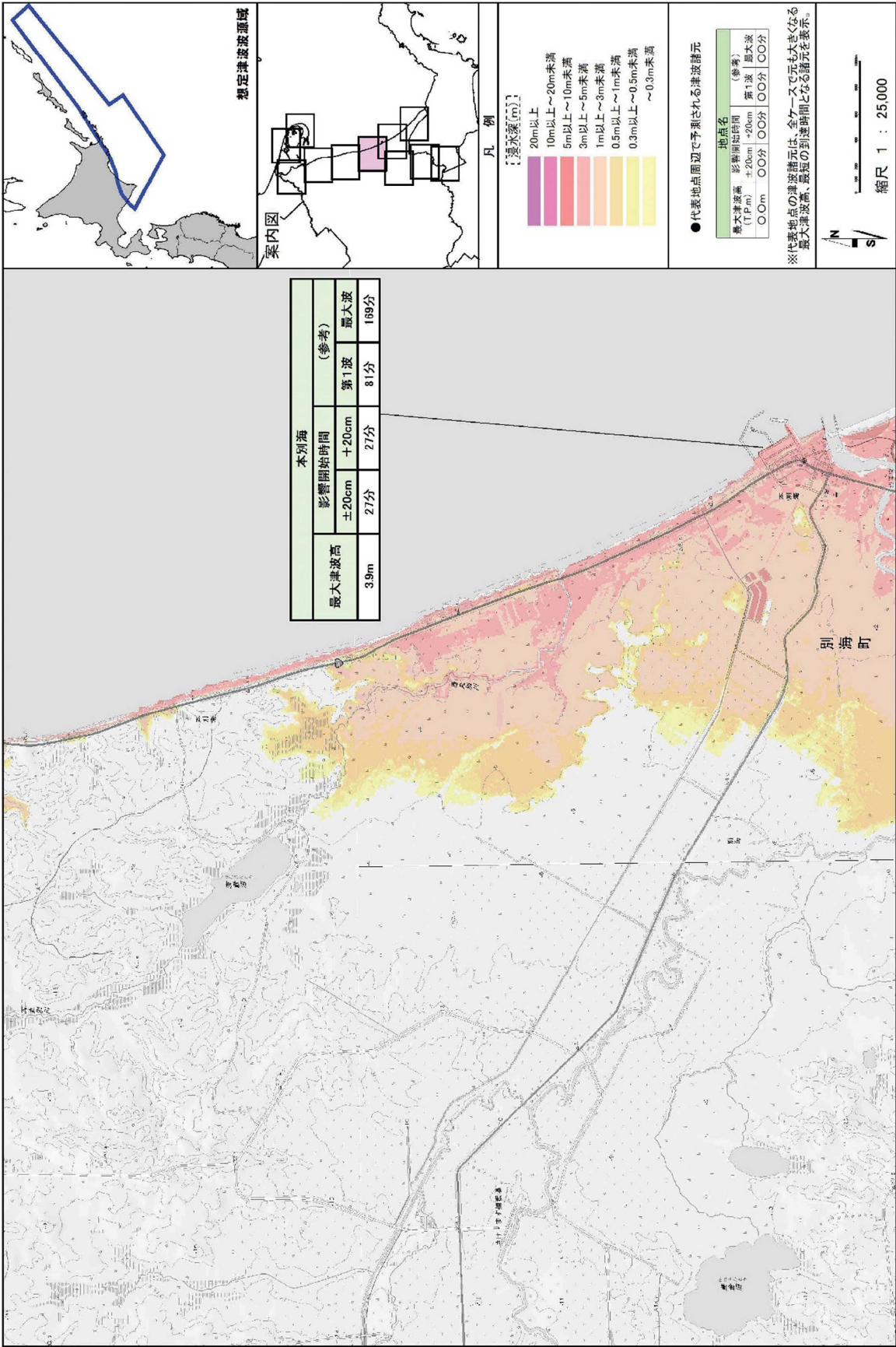
津波浸水想定区域図 別海町【5/11】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

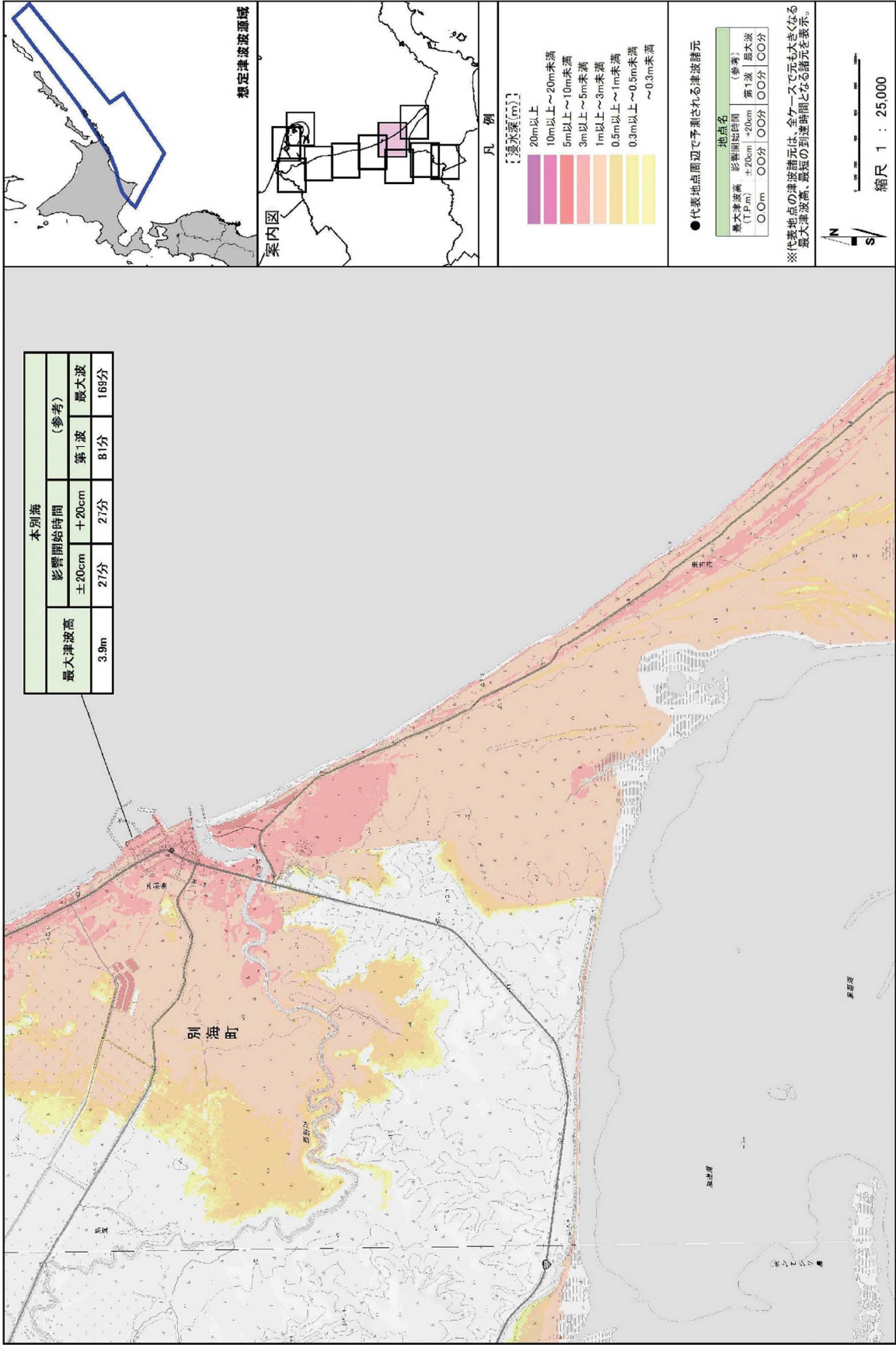


津波浸水想定区域図 別海町【6/11】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3UHs 167」

津波浸水想定区域図 別海町【7/11】

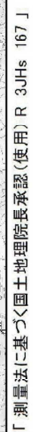


「測量法に基づく国土地理院最承認(使用) R 3JHs 167」



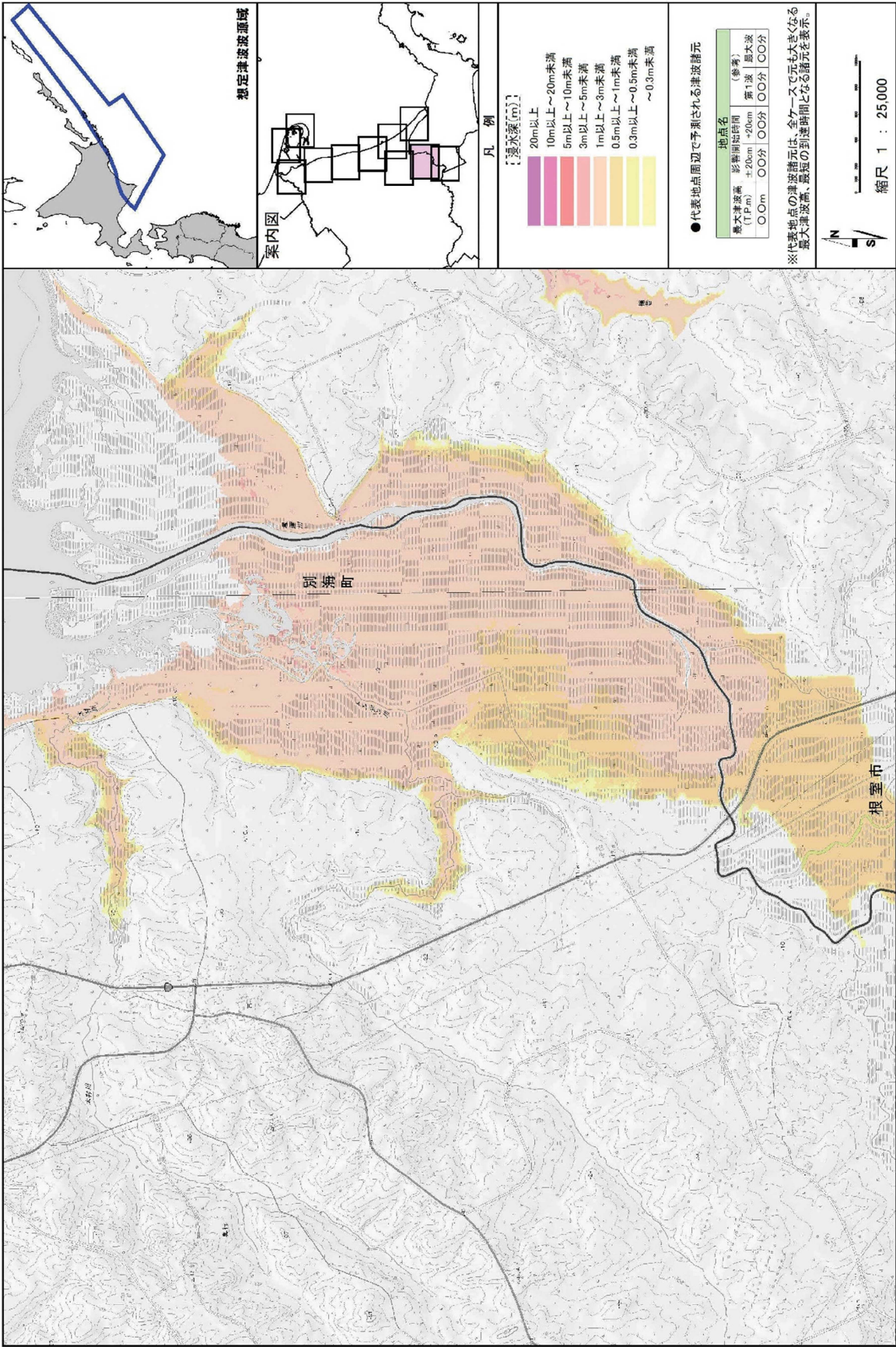








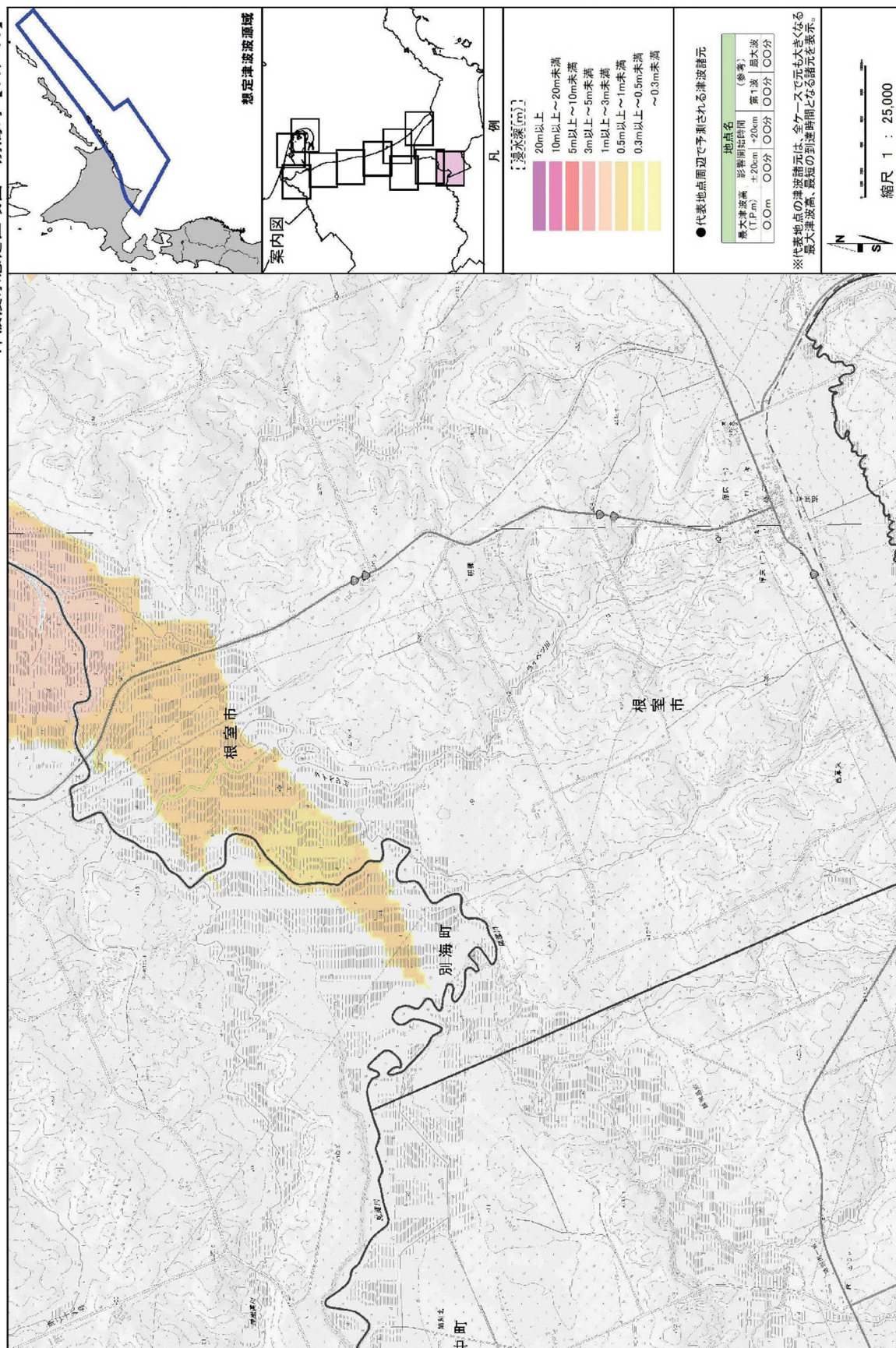
津波浸水想定区域図 別海町【10/11】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3UHs 167」



津波浸水想定区域図 別海町【11/11】



「測量法に基づく国土地理院最承認(使用) R 3JHs 167 J」

(2) 津波到達予想時間※¹

津波到達予想時間は、津波浸水想定に基づき設定されたものである。

地点名	最大津波高	影響開始時間	第1波到達時間	最大波到達時間
野付	3. 3m	3 5分	6 0分	1 6 8分
尾岱沼	2. 9m	8 2分	9 2分	1 7 9分
床丹	3. 7m	3 6分	8 4分	1 7 0分
本別海	3. 9m	2 7分	8 1分	1 6 9分
走古丹	3. 4m	2 3分	7 7分	1 7 0分

※¹ 上記に示す第1波到達時間は、北海道により実施された津波浸水想定に基づくものである。

津波の危険がある場合には、必ず、気象庁から発表される津波情報を基に適切な避難を行うものとする。

(3) 指定避難所

津波の危険から避難するため、避難者を津波警報等が解除されるまでの間、一時的保護する場所とし、津波浸水想定区域の外に設定するが、想定される津波に対応できる施設はこの限りではない。また、津波警報等が解除された後、居住場所が被災した場合には内陸にある避難所を提供し移動できるものとする。

(4) 指定緊急避難場所

不測の事態により、指定避難所に避難できない場合や、逃げ遅れた避難者等を勘案して高台等を緊急避難場所として設定するものとする。

(5) 避難方法

ア それぞれの避難対象地域においては、津波到達予想時間が指定避難所までに移動に要する時間より長い地域が多いため、避難に当たっては指定避難所を目指すものとし、落橋等や経路の寸断等によって避難所を目指すことが困難な場合は、高台等の指定緊急避難場所を設定しておくものとする。

イ 避難方法は徒歩避難を原則とする。

下記の場合においては、避難における自動車の使用を認めるものとする。

(ア) 高齢者や体の不自由な人等、自力で避難できない場合

(イ) 津波到達時間内に徒歩で指定避難所に避難することが困難な場合

ウ 自動車避難に係る留意事項

自動車避難は、過去の大規模災害の教訓事項として、自動車避難中に2次災害に巻き込まれ、避難後の災害関連死に起因した事例もあることから、その特性を理解した上で、発災時の避難指示、若しくは警報発令時における自動車避難の可否については、(ア)の場合を除き、自分の身は自分を守る「自助」として判断することを原則とする。そのため、早期避難行動を前提として日頃から防災訓練等の機会を活用し、避難経路、避難所要時間を確認・把握しておくものとする。

エ あらゆる事態を想定し、指定緊急避難場所を日頃から確認しておくものとする。

オ 避難行動について、平素から地域住民と協議し、不測の事態に備えるものとする。

### 3 地震・津波に対する措置等

#### (1) 住民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、道民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。地震・津波発生時に、住民は、「自分の身は自分で守る」「自分達の地域は自分達で守る」といった意識を持ち、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

#### (2) 家庭における措置

##### ア 平常時の心得

- (ア) 地域の避難場所・避難経路、家族の集合場所及び連絡方法を確認する。
- (イ) 地震に起因した崖（がけ）崩れ、津波の前兆となる引き波に注意する。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をする。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (オ) 消火器の用意をする。
- (カ) 「最低3日間、推奨1週間」分の備蓄品及び非常持出品を準備するものとする。

##### a 備蓄品の一例

食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー・ポータブルストーブ等

##### b 非常持ち出し品の一例

リュックサック等に入れ、すぐに持ち出せるよう本町のハザードマップに記載されている「備蓄品および非常持ち出し品」を参考に準備しておくものとする。

- (a) 貴重品、現金、証書類、マイナンバーカード等の身分証明書、健康保険証
- (b) 個人専用のもの（入歯、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器等）
- (c) 懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話の充電器
- (d) 救急品、マスク等の新型コロナウイルス感染症等の感染症感染予防のための衛生用品
- (e) 生理用品、生理用ショーツ、紙おむつ（大人用）
- (f) 替え用の下着類  
女性は性犯罪被害防止のため、黒・灰色・紺色等汚れが目立たない色のブラトップ、ボクサータイプのショーツを推奨
- (g) 粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ
- (h) ビニール袋、新聞紙
- (i) ペットを連れて避難する場合のゲージ・リード・ペットフード
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (ク) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

#### イ 地震発生時の心得

(ア) まずわが身の安全を図る。

(イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

(ウ) 揺れがおさまったら、落ち着いて迅速に火の始末をする。万一、出火した場合は、初期消火に努める。

(エ) 二次災害の防止

過去の大震災において、倒壊あるいは破損した家具において、災害復旧により電気が使用可能となったことで、断線していた電気配線がショートし発生する通電火災が多数発生し被害を大きくした教訓から、地震発生時避難する前に、必ず電気ブレーカーを遮断すること。

(オ) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

(カ) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。

(キ) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。

(ク) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。

(ケ) みんなが協力し合って、応急救護を行う。

(コ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

(サ) 発災後、避難したら、秩序を守り、衛生に注意する。

#### ウ 空港やショッピングモール等の集客施設でとるべき措置

(ア) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。

(イ) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。

(ウ) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

#### エ 街など屋外でとるべき措置

(ア) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。

(イ) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。

(ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

#### オ 運転者のとるべき措置

ケース	対応時の行動
走行中	走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
	走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

上記の表は次の頁に続く。

ケース	対応時の行動
走行中	車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、以下の行動をとるものとする。       1 エンジン「切」     2 エンジンキーを付けたまま。     3 窓を閉め、ドアはロックしないこと。     4 駐車の際は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
避難時	被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

## カ 津波に対する心得

### (ア) 一般住民

- a 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- b 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- c 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- d 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- e 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- f 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- g 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- h 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- j 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- l 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- m 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(イ) 船舶関係者

- a 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ケース	対応時の行動
津波到達時刻まで時間的余裕がある場合	荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。
津波到達時刻まで時間的余裕がない場合	荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

- b 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- c 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。



## 4 地震・津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### (1) 緊急地震速報※²

#### ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

#### ※² 緊急地震速報（警報）

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

### (2) 津波警報等の種類及び内容

#### ア 津波警報等の種類

##### (ア) 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

##### (イ) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想される時に発表する。

##### (ウ) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

### (3) 地震・津波情報の発表基準・解説及び発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類は別表1 参照

別表1 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合     - 震度3以上    - 津波警報等の発表    - 若干の海面変動が予想される場合    - 緊急地震速報（警報）を発表した場合	- 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表    - 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	- 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表    - 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表    - 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

上記の表は、次の頁へ続く。

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等     ・ マグニチュード 7.0以上    ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場	・ 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表    ・ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）

別表2 津波警報等の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		被害想定及び避難行動例	避難情報
		数値での発表 (津波の予想高さ)	巨大地震 の場合		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 高さが高いところで 3mを超える場合	10m超	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	避難指示
		10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の 高さが高いところで 1mを超え、 3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波3m以下の場合が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところで 0.2m以上、 1m以下の場合であ って、津波による災害 のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤ 1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、小型船舶が転覆等する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	—

## (4) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## (5) 津波に関する情報

ア 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

イ 津波観測に関する情報の発表内容

(ア) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

(イ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表

最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(ウ) 沿岸で観測された津波の最大波に関する発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2mを超える	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	数値で発表 津波の高さを極小さい場合 「微弱」と表現

ウ 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

(ア) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

(イ) 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。

(ウ) 大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。

(エ) 最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(オ) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）に関する発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	すべての場合	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

(6) 津波情報等の留意事項

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

別図1 津波警報の情報発表の流れ



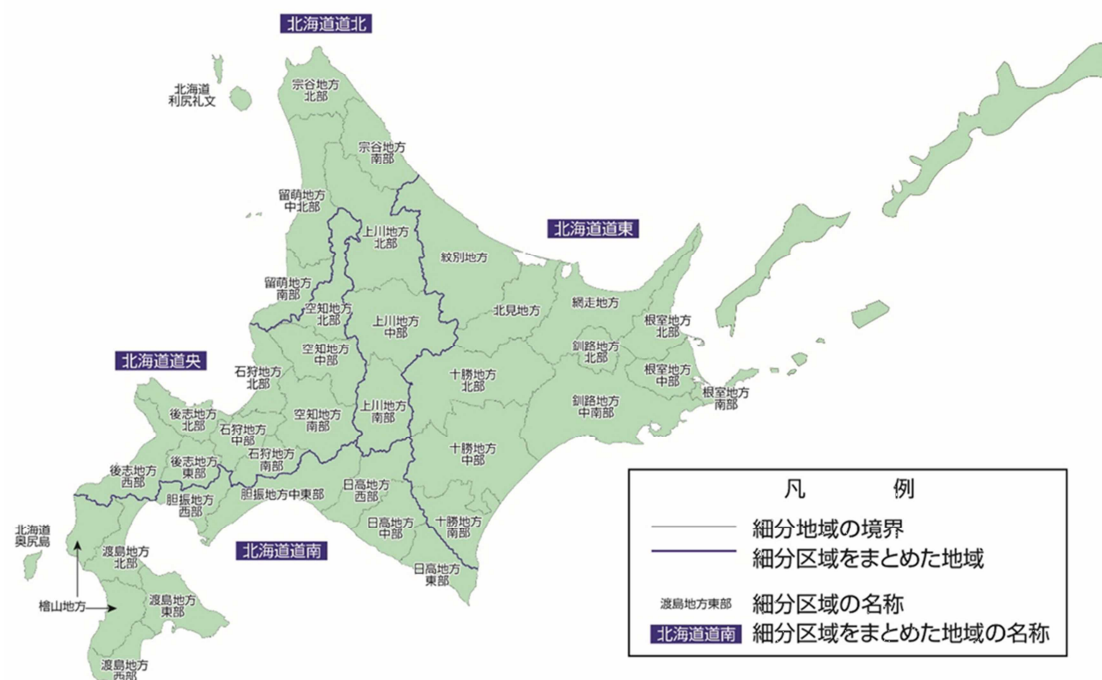
引用 政府広報オンライン HP 図表「津波警報の情報発表の流れ」

政府広報オンライン HP 「緊急地震速報と津波警報等 いざそのとき、身を守るために」

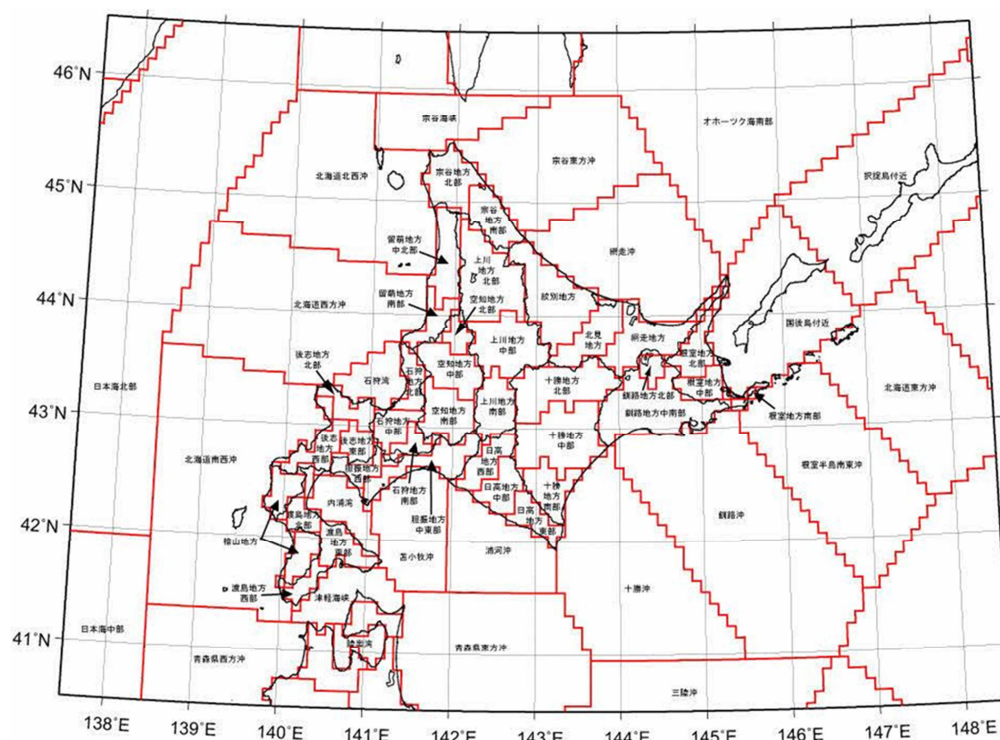
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>



別図2 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



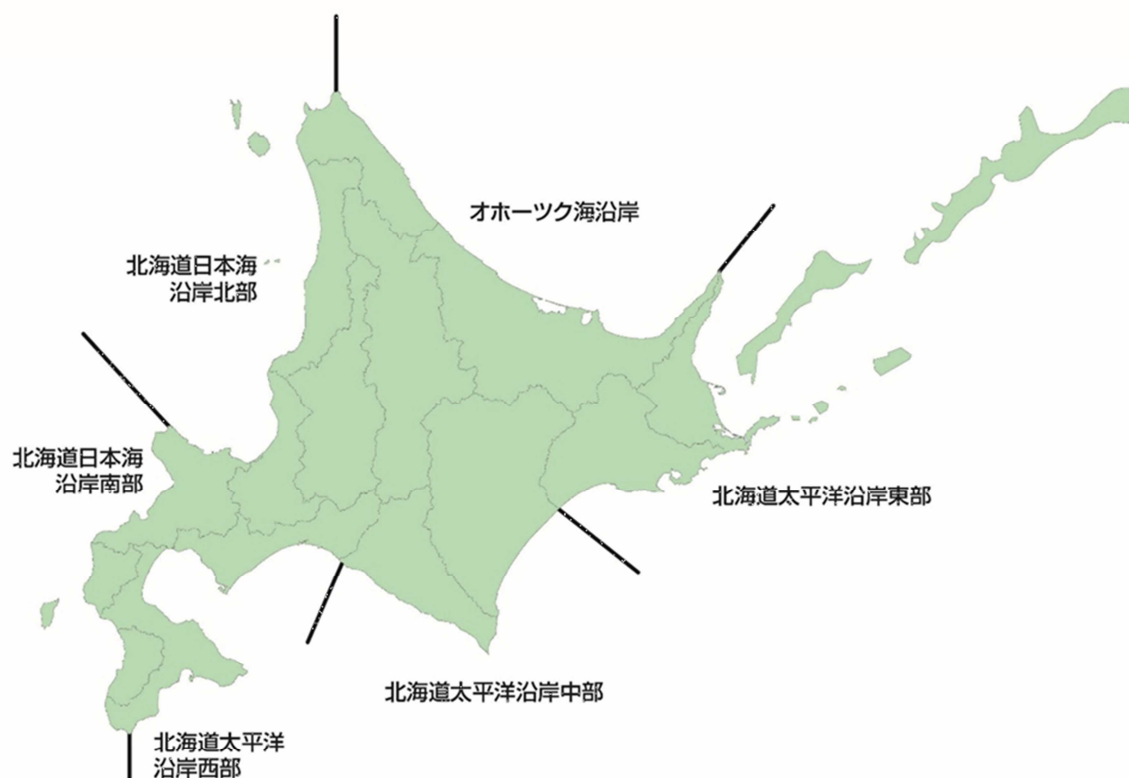
別図3 震央地名



引用 気象庁 HP「地震情報で用いる震央地名（北海道地方）」

<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/epi1.html>

## 別図4 津波予報区



## 別表3 津波予報区域

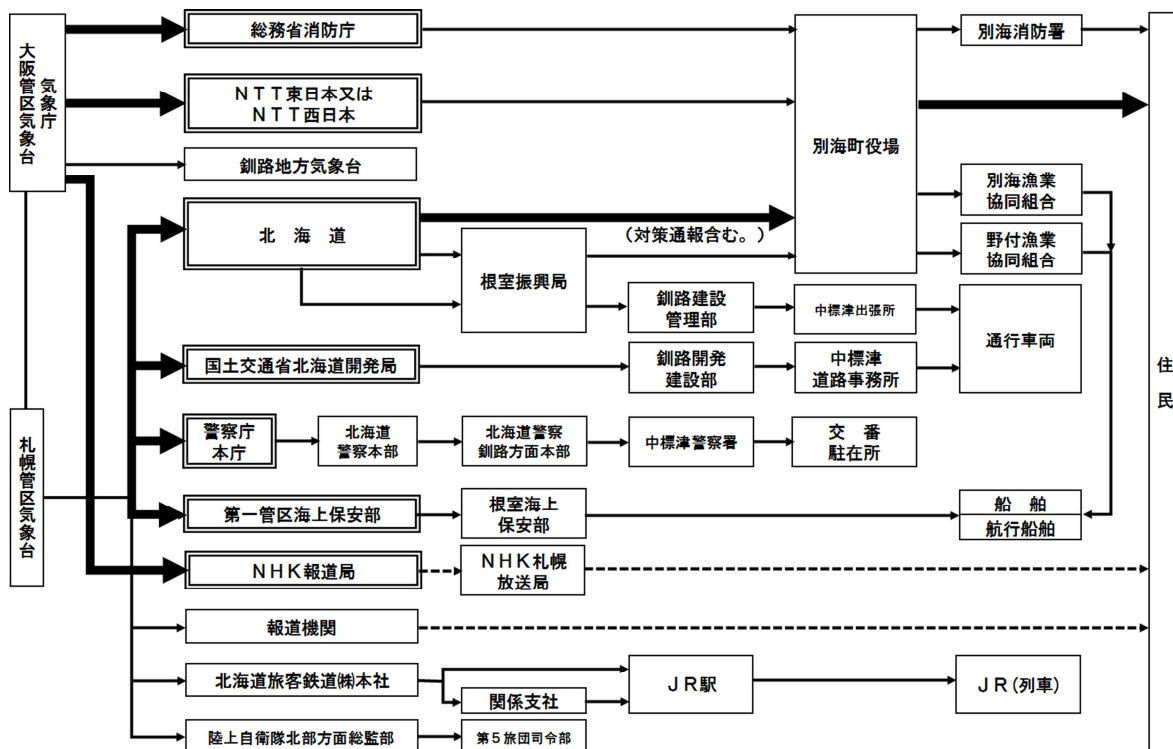
津波予報区名	津 波 予 報 区 域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

(7) 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

津波警報が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、以下の伝達系統図により、沿岸住民に対し防災行政無線、町広報車、消防サイレン、打鐘、消防車により伝達、周知を行うものとする。

別表4 津波予報・警報伝達系統図



○ 凡例



二重線に囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先



太線は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達



は放送



は、気象業務法に基づく通知当の義務及び放送以外の伝達

- ・ NTT東日本及びNTT西日本には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。
- ・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

## 5 避難指示等の発令

### (1) 避難実施責任者及び措置内容

地震、津波、地震に伴う火災、土砂崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

#### ア 町長（基本法第60条）

(ア) 災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

- a 避難のための立退きの指示
- b 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- c 緊急安全確保措置の指示
- d 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(イ) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(ウ) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに根室振興局長に報告する。  
(これらの指示を解除した場合も同様とする。)

#### (エ) 町長から委任を受けた職員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

イ 水防管理者(水防法第29条)

(ア) 水防管理者(水防管理者水防管理団体である町長等)は、津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(イ) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する中標津警察署長にその旨を通知する。

ウ 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

警察官又は海上保安官は以下の場合、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

(ア) 避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合で、警察官又は海上保安官に、その指示を求める要求があった時

(イ) 町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができないと警察官又は海上保安官が認める時

エ 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(ア) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)

(イ) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)

(ウ) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

(エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)

(オ) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

(2) 発令基準

種別	発令基準	基準
避難指示	大津波警報(特別警報) 津波警報	災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況であるときに、避難のための立退きを指示する行為をいう。

(3) 避難指示等の伝達方法

ア 防災行政無線による伝達

防災行政無線による緊急情報伝達文及び解除文の放送内容は次のとおりとする。

表1 緊急情報伝達文

予報の種類	避難情報	広報文	反復回数
津波注意報	—	「津波注意報が発表されました。海岸・川沿いの地域の方は、十分に注意してください。」	<u>2回</u>
津波警報	避難指示	「津波警報が発表されました。津波が予想されます。海岸・川沿いの地域の方は、高台など安全なところへ速やかに避難するよう指示します。」	<u>3回</u>
大津波警報 (特別警報)		「大津波警報が発表されました。大津波が来襲します。海岸・川沿いの地域の方は直ちに、高台など安全なところへ速やかに避難するよう指示します。」	<u>3回</u>

表2 解除文

広報文	反復回数
警報・注意報別で以下のとおり発表   「発表されました津波注意報は解除になりました。」   「発表されました津波警報は解除になりました。」   「発表されました大津波警報（特別警報）は解除になりました。」	2回

## イ その他の伝達の種類と方法

表3 その他の伝達の種類と方法

種類	方法
広報車	町、道、警察署、消防本部などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
ラジオ テレビ放送等	報道機関に対して避難指示等を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送の協力を依頼するものとする。
電話	電話により、住民組織、官公署、会社等に通報する。
自主防災組織等	自主防災組織等の協力を得て、住民等へ伝達するものとする。
緊急速報情報のメール配信	携帯電話会社が提供する緊急速報のメール配信による伝達をするものとする。

## 6 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

### (1) 連絡

本町は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

### (2) 助言

本町は、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。本町が避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間で災害時における連絡体制を整備するよう努めるものとする。

### (3) 避難指示等の周知

本町は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

ア 避難指示等の理由及び内容

イ 指定緊急避難場所等及び経路

ウ 火災、盗難の予防措置等

エ 携行品等その他の注意事項

### (4) 避難方法

ア 避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

本町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に任ずる者の安全の確保に努めるものとする。

イ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、海岸部の各地区において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、本町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

ウ 町職員、消防職・団員、水防団員、警察官など避難誘導等に当たる者の2次災害等の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。避難誘導等の訓練を実施することにより、避難誘導等における問題点を把握・検討し、避難行動におけるルールを必要に応じて見直すものとする。

### (5) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とする。

避難者の自力による避難が不可能な場合は、住民の生命と安全確保を最優先とし、関係機関に対する要請や民間業者との契約等適切な方法・手段を用いて町が車両、船艇等によって移送する。

イ 避難者移送の実施が困難な場合、道に対し、応援を求めるものとする。



### (6) 避難行動要支援者の避難行動支援

#### ア 避難行動要支援者の避難支援

本町は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

#### イ 避難行動要支援者の安否確認

本町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

#### ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

本町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ア) 指定避難所への移動

(イ) 病院への移送

(ウ) 施設等への緊急入所

#### エ 応急仮設住宅への優先的入居

市町村は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

#### オ 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

#### カ 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### (7) 外国人に対する対策

本町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

#### ア 多言語による広報の充実

#### イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

#### ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

(8) 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

(9) 被災者の受入れ及び生活環境の整備

ア 本町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

イ 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 1 総則

(1) この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域の指定受け

本町は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波対策特別強化地域」の指定基準※³を満たすことから、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定について」（危対第1445号（令和4年（2022年）9月30日））により日本海溝特措法第3条及び第9条に基づき、令和4年9月30日付けで日本海溝・千島海溝型地震津波対策特別強化地域に指定された。

本計画をもって、地震防災対策を推進する。

※³「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波対策特別強化地域」の指定基準  
津波により、30 cm以上の浸水が地震発生から40分以内に発生する地域

(3) 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、町防災計画本編第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 2 本町における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

### (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震想定及び推計に係る経緯

ア 平成27年2月、内閣府は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を設置し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る検討が成され、その報告によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸部の領域において、最大クラスの津波を伴う地震が切迫している状況にあるとされている。

イ 令和2年4月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（概要報告）」において、日本海溝・千島海溝沿いを震源域とする巨大地震モデルの基本的考え方、震度分布・津波高・浸水域等の推計を公表し、国の中央防災会議の下、北海道から千葉県にわたる東日本太平洋沿岸部の広大な範囲で想定されるマグニチュード9クラスに及ぶ2つの巨大地震モデル（日本海溝モデル・千島海溝モデル）について地震・津波による当該地域の被害想定及び減災対策を検討するため、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置している。

ウ 令和3年7月、その考え方を基本とする北海道の浸水想定設定ワーキンググループが「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定」において最大クラスの地震・津波が発生した場合を想定、この時の北海道から千葉県までの広域にわたる人的被害、建物被害、ライフライン、インフラの甚大な被害発生を推計し本町における津波浸水想定区域が決定され公表している。

エ 令和4年3月、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会最終報告」において想定される巨大地震の規模は、日本海溝沿いの領域（通称「日本海溝モデル」という。）において、モーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）9.1、北海道で最大震度6弱、千島海溝沿いの領域（以下「千島海溝モデル」という。）において、Mw9.3、北海道で最大震度7とされている。

本町における地震津波様相は、日本海溝モデルで最大震度3以下、満潮時では最大津波高4m、千島海溝モデルで最大震度6強、最大津波高4.7m、満潮時では7mに及ぶ津波を伴う巨大地震を推計している。この時、道東の厚岸町で最大震度7（千歳海溝モデル）、根室市で最大津波高22m（千島海溝モデル）も公表している。時期を同じくして、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」において、東日本全域の人的被害約100,000人（千歳海溝モデル）という甚大な被害推計も公表している。

オ 令和4年7月、道は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」を公表、その際、防災対策により被害を軽減することが可能となることも推計している。

本町においても巨大地震の際の人的被害、建物被害、低体温症対処者数等の甚大な地震・津波被害が推計されている。

カ 令和4年9月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第9条に基づき、本町は、津波による指定基準に該当する対象地域となり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地

域」に指定されている。

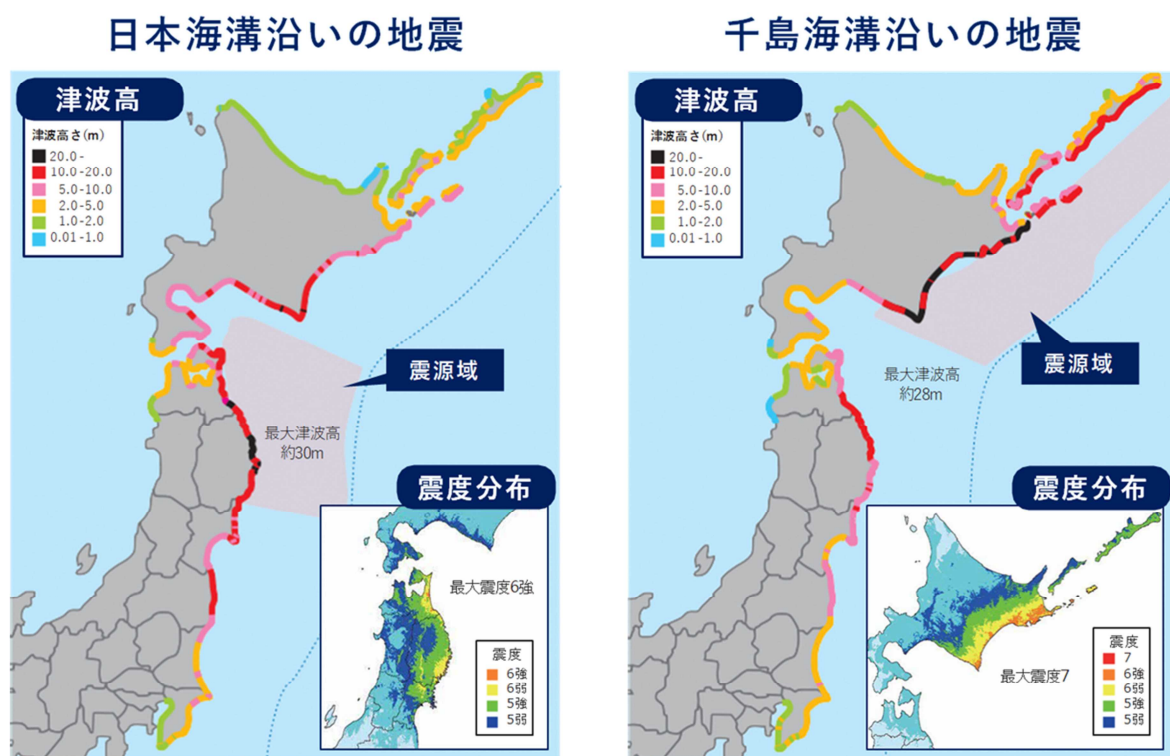
キ 本町として、これらの経緯を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策を推進しなければならない状況にある。

## (2) 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

ア 日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（以下「M」という。）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデル（以下「日本海溝・千島海溝モデル」という。）において推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、最大震度3以下、本町における最大深度襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域がMw9.3、最大震度6強であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

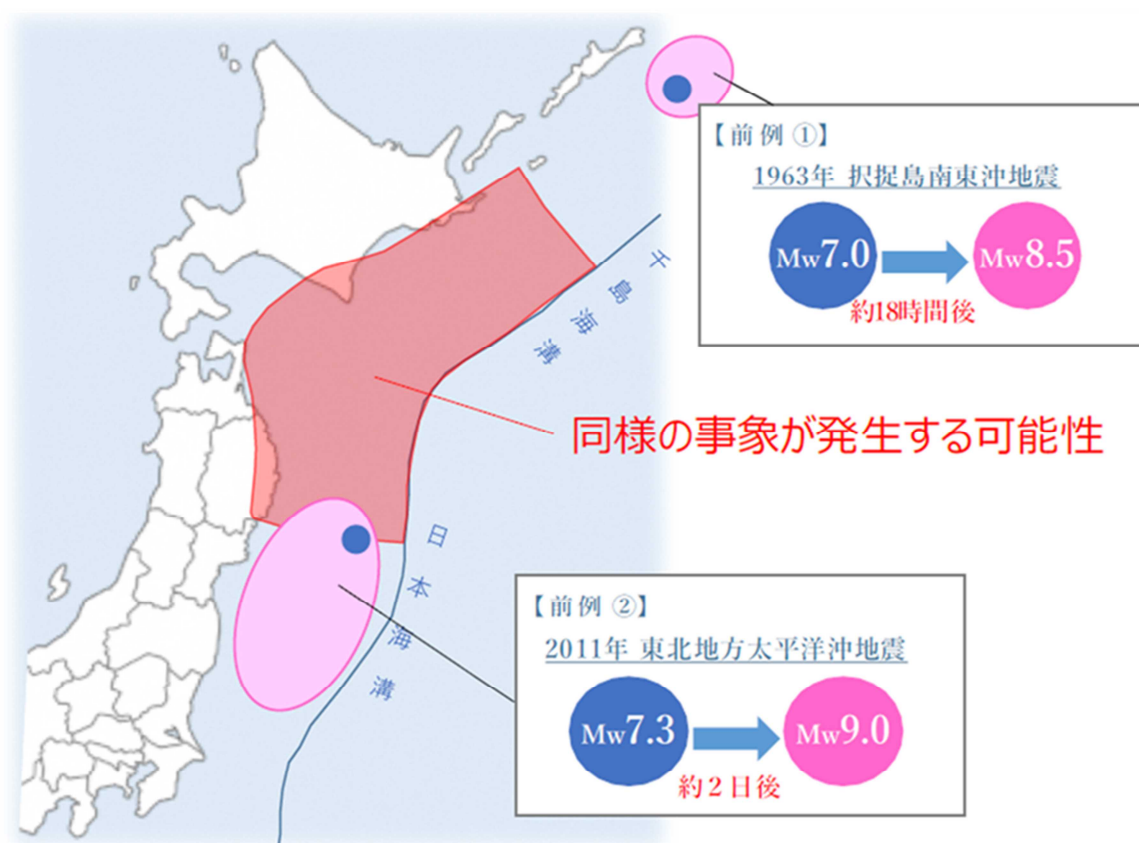
別図1 日本海溝・千島海溝モデル



引用 内閣府（防災担当）・気象庁 「北海道・三陸沖後発地震注意情報チラシ」

イ 道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年7月28日）では、最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合、本町に甚大な被害を及ぼすとされている。それに加えて、国が公表した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（令和4年11月8日）では、過去の事例からモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）7クラスの先発地震※2が発生した後7日以内に Mw 8クラス以上の大規模地震（以下「後発地震」という。）が発生する可能性がある。

## 別図2 日本海溝・千島海溝沿いでの後発地震の発生事例



内閣府（防災担当）「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（令和4年11月8日）20頁「日本海溝・千島海溝沿いでの後発地震の発生事例」より引用  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/122089.html>

### (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が公表した北海道太平洋沿岸部における津波浸水想定区域図（令和3年7月19日）、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年7月28日）及び国が公表した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（令和4年11月8日）等に基づく被害想定

（R4）等における被害の特性は次のとおりである。

#### ア 津波による被害

（ア） 津波による被害が地震の揺れによる被害よりも甚大である。

千島海溝を震源域とする千島海溝モデルにおいて本町では、最大震度6強の巨大地震が推計されており、道が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」（令和4年7月28日）津波浸水想定における本町の最大津波高の推計は、2.5m～最大4.7m、最大津波到達時間は148分～220分及び浸水想定面積は5.232haに及ぶ。

（イ） 建物被害は道の被害想定推計において、時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で全壊棟数390棟に及ぶ。

（ウ） 人的被害は道の被害想定推計において、冬の深夜帯で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）の死者数が最大となり、約370人に及ぶ。しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、86.5%減の約50人と推計される。

#### イ 揺れに伴う被害

揺れに伴う本町での全壊棟被害は道の被害想定推計において、積雪荷重などの影響により冬の夕方から深夜帯が最大となり、約160棟に及ぶ。

また、液状化による全壊棟も40棟に及ぶ。

#### ウ 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が增大することから、地震時の出火の危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

また、低体温症要対処者は道の被害想定推計において、冬の深夜帯に屋内への2次避難が困難な場所へ避難をした場合、約210人に及ぶ。

#### エ 長周期地震動による被害

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、2003年十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

### 3 関係者との連携協力の確保に関する事項

#### (1) 資材、人員等の配備手配

##### ア 物資の備蓄・調達

(ア) 本町は、発災後適切な時期において、本町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等による調達可能な流通備蓄量等について、主要な品目別に確認するものとする。

(イ) 本町は、(ア)に掲げる把握した数量及び道との調整結果等を踏まえ、本町で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、道に対して調達、供給の要請を行うものとする。

##### イ 物資等の調達手配

(ア) 本町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

(イ) 本町は、居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のための物資等の供給が必要となる緊急時において、本町のみでは対応困難で必要やむを得ない状況と認められる場合は、道に対して要請するものとする。

##### ウ 人員の配備

地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急対策を実施するため、必要な資材の点検、整備及び配備等については、平常時より準備しておくものとする。

また、活動人員については町防災計画本編第5章第13節「労務供給計画」を準用する。

##### エ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

地震が発生した場合において、本町の地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の平常時より準備を行うものとする。

#### (2) 他機関に対する応援要請

ア 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は町防災計画資料編「応援協定」を準用する。

イ 町は必要があるときは、アに掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

##### ウ 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、町防災計画本編第5章第17節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。



## 4 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### (1) 津波からの防護

津波災害警戒区域内における以下の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

ア 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、遮断ゲートの閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

イ 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 防潮堤、堤防、遮断ゲート等の点検方針、計画

(イ) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画

(ウ) 防災行政無線等の整備の方針及び計画

### (2) 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は町防災計画本編第3章第1節「気象予報警報等の伝達計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

ア 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範囲に伝達されること、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること

イ 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町からの津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

ウ 本町が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

エ 船舶に対する津波警報等の伝達及び船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。この、場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

オ 管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報収伝達体制を整備するものとする。

カ 必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。

(3) 地域住民等の避難行動等

本町は、避難対象地域の居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

ア 津波避難計画の改正

(ア) 津波避難計画は、避難対象地域の居住者等に対し改正の都度、十分周知するとともに、各防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて同計画の内容を見直す。

(イ) 避難対象地域（順不同）

<b>海岸線沿い地区名</b>	<b>野付</b>
	<b>尾岱沼</b>
	<b>床丹</b>
	<b>本別海</b>
	<b>走古丹</b>

(ウ) 次の事項について避難対象地居住者等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- a 想定される危険（浸水域）の範囲
- b 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- c 指定緊急避難場所に至る経路
- d 避難指示の伝達方法
- e 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- f その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品等）

イ 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

ウ 避難のための指示

(ア) 本町は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ階上への緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、本町が必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

(ウ) 避難指示は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、SNS等の手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

### エ 避難指示の発令

以下の点に留意し発令基準を定め、適切に避難の指示を行うものとする。

- (ア) 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合
- (イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき
- (ウ) 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

### オ 避難場所の維持・運営

- (ア) 本町が避難所等を開設した場合は、当該避難所等に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- (イ) 避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

### カ 避難場所における救護

- (ア) 本町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、以下のとおりとする。
  - a 受入施設への受入れ
  - b 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
  - c その他必要な措置
- (イ) 町は(ア)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
  - a 流通在庫の引渡し等の要請
  - b 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
  - c その他必要な措置

### キ 避難行動要支援者の避難支援他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、以下の点に留意するものとする。

- (ア) 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- (イ) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示等が行われたときは、(ア)に掲げる者の避難所等までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団、自主防災組織等が指定する者が担当する者とし、町は自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ク 避難誘導等

(ア) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(イ) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(ウ) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

ケ 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意思啓発のための方策を実施する。

(4) 消防機関等の活動

ア 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集、伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

イ アに掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、町消防計画に定めるところによる。

(5) 水道、電気、通信、放送関係

ア 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

イ 電気

(ア) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする需要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

(イ) 指定公共機関北海道電力株式会社中標津営業所が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置

ウ 通信

(ア) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店が行う措置

(イ) 道が行う支援の措置

エ 放送

指定公共機関日本放送協会札幌放送局（釧路放送局）が行う措置

### (6) 交通対策

#### ア 道路

町、北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

冬期においては、緊急輸送道路や避難所等へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

#### イ 海上

(ア) 根室海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に地域から安全な海域へ船舶の退避を実施する等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

### (7) 町直営・指定管理・管理委託施設等に関する対策

#### ア 不特定かつ多数の者が出入する施設

町が管理する庁舎、地域会館、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

##### (ア) 各施設に共通する事項

##### a 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達するものとする。

##### b 入場者等の避難のための措置

##### c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

##### d 出火防止措置

##### e 飲料水、食料等の備蓄

##### f 消防用設備の点検、整備

##### g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### h 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

##### (イ) 個別事項

##### a 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置

##### b 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

- c 学校等にあつては、
  - (a) 当該学校等が、本町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
  - (b) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- d 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- (ウ) 地震津波発生時に浸水が想定される海岸地区（野付・尾岱沼・床丹・本別海・走古丹）における津波災害警戒区域内に所在する町の直営、指定管理及び管理委託施設の防災対策

以下は、日本海溝特措法第6条及び日本海溝特措法施行令第3条（以下「法令」という。）に該当する別海町直営・指定管理・管理委託の各施設であることから、次の表に示す当該施設の管理者等は、別冊「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に係る様式集」に示す「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（別海町直営・指定管理・管理委託施設共通）」又は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規定」のいずれかの様式に従い作成するものとする。

当該施設の管理者等は、作成した同計画又は規定に基づき、発災時における当該施設利用者の避難の安全確保に関する措置を講じるものとする。

別表1 法令に基づく防災対策計画作成対象の町直営・指定管理・管理委託の各施設

地区名	施設名	種 別	運営又は 管理形態	住所及び電話番号
床丹地区	床丹会館 床丹ファミリースポーツハウス	集会場	指定管理	野付郡別海町床丹9番地の50 電話番号 0153-86-2677
本別海地区	認定こども園本別海へき地保育園	保育園	直 営	野付郡別海町本別海2番地の155 電話番号 0153-75-8120
本別海地区	本別海地域防災センター	集会場	直 営	野付郡別海町本別海2番地の155 電話番号 0153-75-8400
本別海地区	本別海地域センター	集会場	指定管理	野付郡別海町本別海2番地の24 電話番号 0153-75-8163
走古丹地区	走古丹地域防災センター	集会場	直 営	野付郡別海町走古丹1番地の44 電話番号 0153-75-8102
走古丹地区	走古丹屋内多目的広場	集会場	管理委託 (走古丹 町内会)	野付郡別海町走古丹1番地の44
野付半島	野付半島ネイチャーセンター	事業場	指定管理	野付郡別海町野付63番地の3 電話番号 0153-82-1270

## イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)の(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者はアの(ア)又は(イ)の掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資材の搬入、配備に協力するものとする。

## ウ 工事中の建設等に対する措置

工事中の建設物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### (1) 整備方針

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画及び日本海溝特措法を踏まえて作成し、推進するものとする。

また、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順番及び方法について考慮するものとする。

### (2) 地震防災上緊急に整備すべき施設

#### ア 目的

住民等の生命を守るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波及び同先発地震に起因した後発地震に備える災害応急対策における地震防災上の施設等は、計画的に整備を推進し、既存施設は改修、または補修により機能維持を図る。

#### イ 緊急整備目標

本町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けたことから同地震津波被害の蓋然性が高い海岸地区における整備・改修を最優先とするものとし、地震防災上の施設整備に関して五箇年（2023年度から2027年度）程度を目途として緊急整備目標を掲げ、以下のとおり整備・改修していくものとする。

別表2 別海町における津波避難対策緊急整備目標※⁴

事業別	使用目的等の区分	避難施設等の緊急整備目標	工事別	達成予定年度及び事業規模
避難施設の整備事業	避難場所 津波避難施設 地域防災拠点施設	走古丹地区 1箇所 (走古丹地域防災センター)	既設 改修	2023年度（令和5年度） 屋上防水改修工事
				2026年度（令和8年度） 電気設備工事(LED化)
		本別海地区 1箇所 (本別海地域防災センター)	既設 改修	2024年度（令和6年度） 外壁等改修工事
				2026年度（令和8年度） 電気設備工事(LED化)
	場外着陸場 地域防災拠点施設 その他多目的運用施設	床丹地区 1箇所 (床丹地域防災センター)	既設 改修	2026年度（令和8年度） 電気設備工事(LED化)
		別海町別海地区 1箇所 (別海町営スケートリンク (仮称))	新設	2026年度（令和8年度） 調査・設計 2027年度（令和9年度） 新設工事



※⁴ 本目標は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進における中期的（2023年度から2027年度まで）な整備目標である。

### （3）地震防災上整備すべき施設

- ア 建築物、構造物等の耐震化
- イ 避難地の整備
- ウ 避難路の整備
- エ 津波対策施設
- オ 消防用施設の整備等
- カ 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港施設の整備
- キ 通信施設の整備
  - （ア）町防災行政無線
  - （イ）その他防災機関等の無線

### （4）長周期地震動への対応等

本町は、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、今後、町内で高層建物、長大構造物が建設され長周期地震動対策の必要性が生じた場合、速やかに検討し、その対応に努めるものとする。

## 6 防災訓練計画

---

（1）町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

（2）（1）の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。

（3）（1）の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。

（4）町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

（5）町は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- エ 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

## 7 防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### (1) 町職員等に対する教育

ア 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

イ 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する一般的な知識

(ウ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(エ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(オ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(カ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

(キ) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

### (2) 住民等に対する教育、広報

ア 町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

イ 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する一般的な知識

(ウ) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(エ) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(オ) 正確な情報の入手方法

(カ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容  
各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(キ) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(ク) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(コ) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(サ) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

(シ) 避難所生活における要配慮者及び性的マイノリティー者に対する合理的配慮

ウ 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

エ 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

### (3) 児童、生徒等に対する教育及び広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

ア 過去の地震及び津波災害の実態

イ 地震や津波の発生の仕組みと危険性

ウ 地震や津波に対する身の守り方と心構え

エ 地域における地震・津波防災の取組等

### (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、本町及び機関等が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

### (5) 自動車運転者に対する教育、広報

自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

### (6) 相談窓口の設置

町は、町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 8 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード（以下「M_w」という。）7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、M_w8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、本町から居住者等及び観光客等に対して注意を促すものとする。

### （1）後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び道から受けた後発地震への注意を促す情報等を次に示す各種伝達手段を用いて伝達する。

#### ア 後発地震注意情報における対象別の各種伝達手段

対象別	伝達手段
住 民	防災行政無線、広報車、町広報誌・チラシ等の紙媒体、インターネット 防災アプリ、SNS、新聞・ラジオ・テレビ等のメディア利用
町職員	総合行政ネットワーク環境の電子メール、Logo チャット、防災アプリ SNS、防災携帯電話（貸与職員対象）、庁内放送
関係機関	総合行政ネットワーク環境(LG-WAN)の電子メール、防災アプリ、SNS

#### イ 後発地震への注意を促す情報を伝達する際の着意事項

（ア） アに掲げる各種伝達手段を用いて町内会自主消防組織及びその他の公共的団体の組織協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

（イ） 居住者等及び観光客等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

（ウ） 状況の変化等に応じ、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

#### ウ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達

外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

### （2）災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、町防災計画本編第3章第3節「別海町災害対策本部」及び第4節「非常配備体制」に準ずる。

### (3) 災害応急対策をとるべき期間等

ア 本町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

イ 内閣府・気象庁から後発地震への注意を促す続報を受け、防災対応をとるべき期間の延長等変更の必要性が生じた場合は、速やかに地域住民に対し周知を図るものとする。

### (4) 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の本町のとるべき措置

ア 本町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、関係機関及び町内会自主防災組織と協力して地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。その際、後発地震注意情報発信後も経済活動を維持継続することから地域住民に冷静な対応を呼びかけるとともに、デマ情報の拡散防止に努める。また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

イ 居住者等及び観光客等への周知体制及び問い合わせへの対応

町防災計画第2章第3節「別海町災害対策本部」に示す対策任務分担を準拠とし、同本部内に編成された総務対策部広報対策班をもって、一元的に対応することを基本とする。

## 第7章 特殊災害対策計画

### 第1節 海上災害対策計画

海上において船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機械故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

#### 1 実施担当及び実施機関等

各種対策を実施する担当及び機関等は次のとおりである。

実施機関 及び団体	別海町、根室海上保安部、釧路地方気象台、釧路労働基準監督署 根室振興局、中標津警察署、各漁業協同組合、各水難救難所
--------------	--------------------------------------------------------------

#### 2 海難予防対策

##### (1) 海事関係法令等の違反防止

船舶安全法令等の海事関係法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いため、関係機関は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導に努めるものとする。

- ア 海技従事有資格者の乗船確認
- イ 無線従事有資格者の乗船確認
- ウ 救命器具並びに消火器等の設備確認

##### (2) 気象情報の常時把握

船舶所有者及び船長は、次により常に気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図るものとする。

- ア 船舶気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象情報の把握に努める。
- イ 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する海上保安部からの指導、指示が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

##### (3) 海難防止の指導

海難防止推進機関は、法令の定めるところにより適切な予防措置を講ずるほか、北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。

- ア 船体、機関、救命設備（救命器具、信号機器、消防設備等）及び通信施設の整備
- イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

- ウ 漁船乗組員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行及び相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

### 3 実施項目

---

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）漁業協同組合
  - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
  - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
  - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
  - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力の整備に努めるものとする。
- (2) 根室海上保安部、根室振興局、中標津警察署、町、各漁業協同組合、各水難救難所
  - ア 迅速、かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
  - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備、充実に努めるものとする。
  - ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
  - エ 海難発生時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
  - オ 海難発生時の緊急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
  - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
  - キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、各漁業協同組合に対し、気象情報の常時伝達と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
    - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
    - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切なその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの指導、指示が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

## 4 災害応急対策

---

海上災害情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統は「情報通信連絡系統図」(別図1)のとおりとする。
- (2) 各関係機関は情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に情報提供し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 5 応急活動体制及び搜索活動

---

町長は、海難が発生し、又は発生のおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、災害応急対策を実施する。

また、海難船舶の搜索活動は関係機関が相互に緊密に連携のうえ、各漁業協同組合及び各水難救難所の協力を得て実施するものとする。

## 6 救助救出活動

---

- (1) 根室海上保安部(海上保安庁法第5条)

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行うものとする。
- イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うものとする。

- (2) 町(基本法第62条、水難救護法第1条)

- ア 遭難船舶を認知したときは、根室海上保安部及び中標津警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- イ 救護のため必要のあるときは、住民を招集し、船舶、車両その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。
- ウ 中標津警察署(水難救護法第4条)  
警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。
- エ 各漁業協同組合  
所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡にあたるものとする。
- オ 船舶交通の障害の除去に関すること。

- (3) 協力機関

各救難所は、根室海上保安部長及び町長から要請があった場合、又は自ら海難を認知した場合は、人命若しくは船舶を救助するものとする。

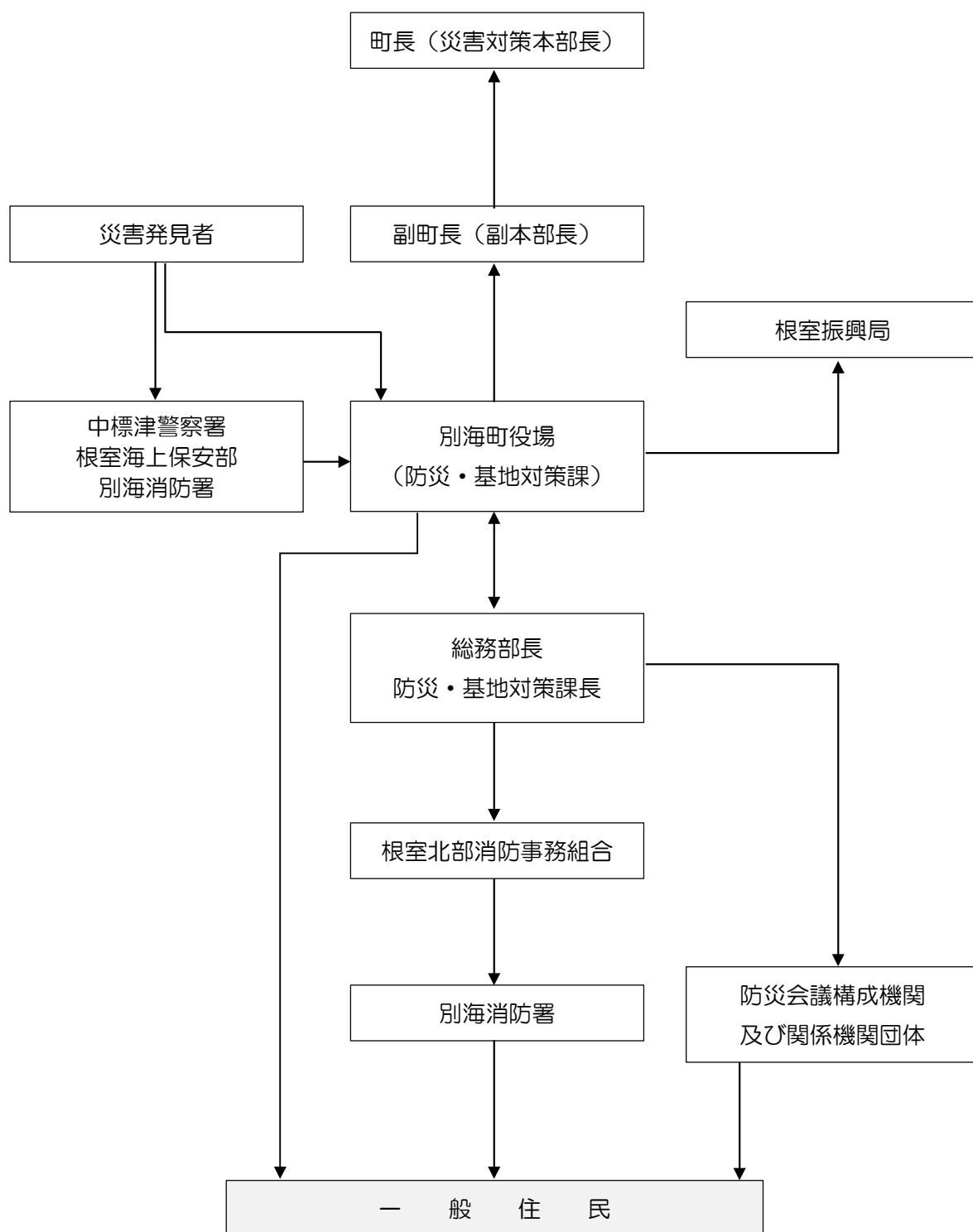


## 7 各種対策

---

その他の必要な各種対策等については、次の各号の一に準じて実施するものとする。

- (1) 消防活動（町防災計画本編第4章第2節「消防計画」のとおり）
- (2) 広報活動等（町防災計画本編第5章第1節「災害広報計画」のとおり）
- (3) 衣料救護活動（町防災計画本編第5章第7節「医療及び助産計画」のとおり）
- (4) 行方不明者の搜索等（町防災計画本編第5章第10節「行方不明者の搜索及び死体の収容並びに埋葬計画」のとおり。）
- (5) 自衛隊派遣要請（町防災計画本編第5章第17節「自衛隊災害派遣要請計画」のとおり）



## 第2節 林野火災対策計画

林野火災の予防及びこれを消火するための対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 組織

林野火災の予防対策を推進するため、次の組織を設け構成機関相互に連絡、情報交換、計画の実施及び指導等予防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 名称

別海町林野火災予消防対策協議会

(2) 実施機関

別海町、根室北部消防事務組合別海消防署、別海消防団、根釧東部森林管理署、根釧西部森林管理署、標茶森林事務所、根室振興局、釧路森づくりセンター、根室森づくりセンター、陸上自衛隊別海駐屯地、中標津警察署及び各派出所、別海町森林組合、各農業協同組合、各漁業協同組合、釧路開発建設部、釧路建設管理部中標津出張所、森林保全巡視指導員、森林河川保全巡視員

(3) 協力機関

別海町教育委員会、別海町観光協会、別海町交通安全協会、町内郵便局、町内各連合町内会、猟友会別海支部、阿寒バス株式会社、根室交通株式会社、別海町商工会

### 2 気象情報対策

林野火災の発生は気象条件が極めて大きな要素となることに鑑み、気象予報警報を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台から発表及び終了の通報が行われる。火災気象通報の通報基準及び通報系統は次のとおりである。

ア 通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が12m/s以上が予想される場合。

なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、釧路地方気象台から火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行われるものとする。なお、通報系統は、「林野火災気象通報伝達系統図」(別図1)のとおりとする。

### (3) 火災警報発令基準

町長は、振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

#### ア 発令基準

実効湿度 60%以下となり、最大風速 12m/s 以上で長時間（おおむね 3 時間）継続すると予想する場合

### (4) 関係機関の措置

#### ア 根室振興局

通報を受けた根室振興局は、通報内容を別海町へ通報するものとする。

#### イ 別海町

通報を受けた本町は、通報内容及び取るべき措置等を関係機関へ通報するとともに、一般住民への周知徹底を図るものとする。

なお、町長は林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が林野火災発生危険があると認めたときは火災警報を発令することができる。

#### ウ 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

## 3 林野火災予防対策

---

### (1) 発生別原因対策

林野火災の発生原因のほとんどが人為的によるもので、町及び森林所有者は、次により原因別に対策を講ずるものとする。

#### ア 一般入林対策

ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者に対する対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火による危険性について、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の許可、届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

#### イ 火入れ対策

林野火災危険週間（概ね 3～6 月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）及び別海町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

### ウ 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (ア) 己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (イ) 巡視員の配置
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

### エ 林野内事業者対策

林野内において森林施業、道路整備等の事業を行うものは、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所並びに、たき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

### オ 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 演習地出入者に対する防火啓発
- (イ) 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- (ウ) 危険地帯の標示
- (エ) 防火線の設定
- (オ) 巡視員の配置

## 4 応急対策

---

### (1) 情報通信

#### ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「林野火災発生通報系統図」(別図2)のとおりとする。

#### イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- (エ) 町及び根室振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

### (2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民に対して行う広報は、町防災計画本編第5章第1節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

#### ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

#### イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の情報
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

### (3) 応急活動体制

#### ア 道の災害対策組織

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ北海道地域防災計画本編第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

#### イ 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### ウ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### (4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次により消防活動を実施するものとする。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、町防災計画本編第5章第12節「輸送計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

### (5) 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、町防災計画本編第5章第3節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

### (6) 交通規制

中標津警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、町防災計画本編第5章第16節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

### (7) 自衛隊派遣要請

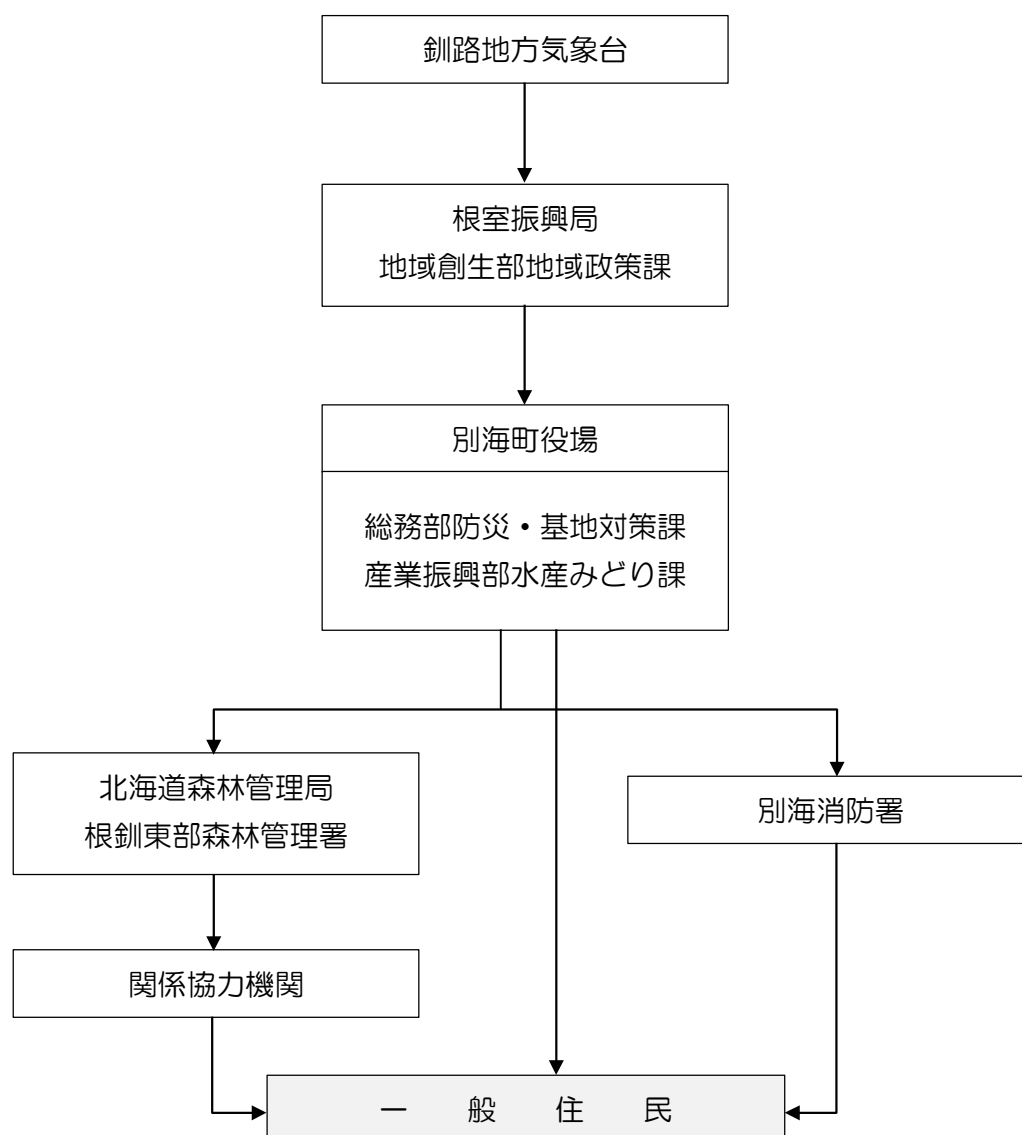
林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、町防災計画本編第5章第17節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、知事に対して自衛隊派遣要請をするものとする。

### (8) 広域応援

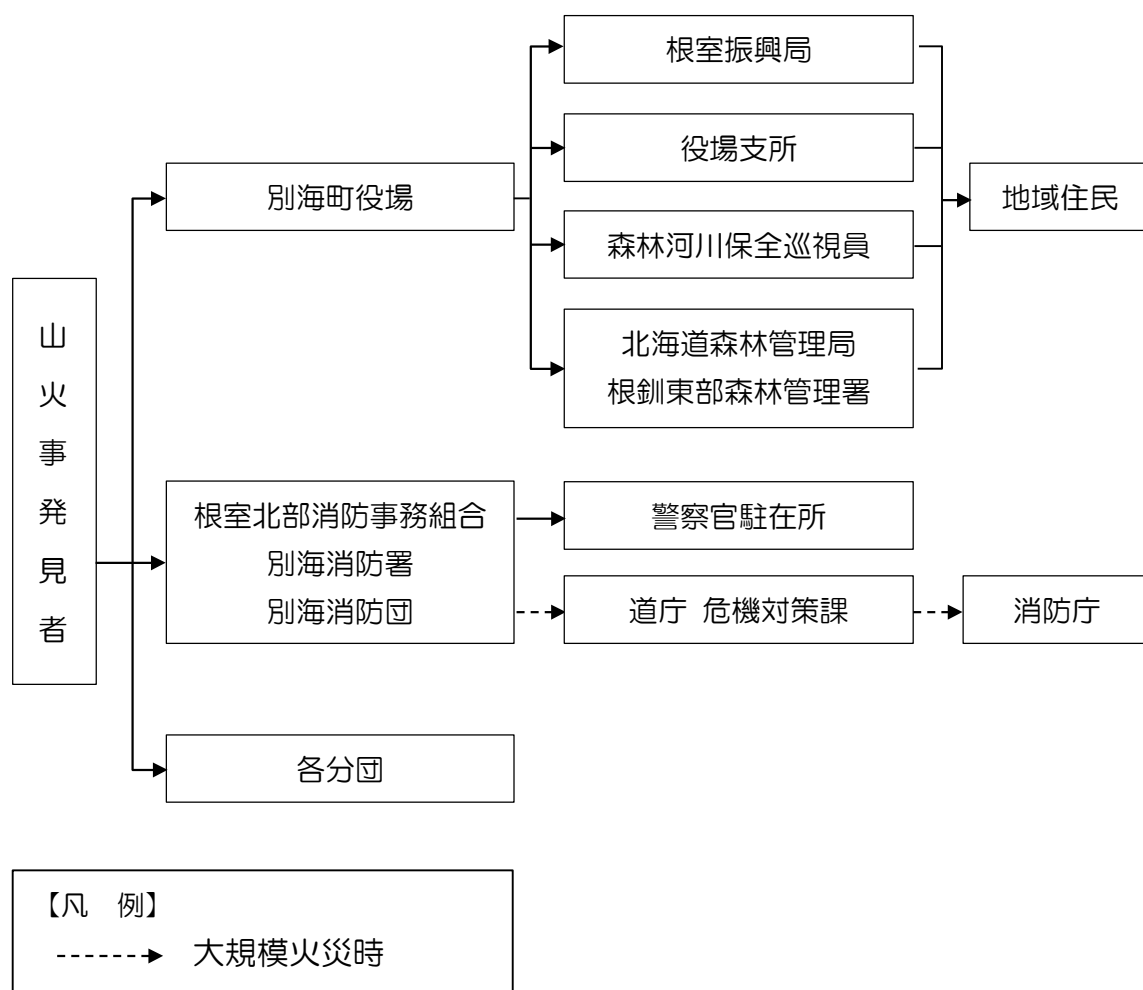
町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、町防災計画資料編「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他市町村に対して応援要請をするものとする。



別図1 林野火災気象通報伝達系統図



別図2 林野火災発生通報系統図



### 第3節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 1 災害予防

町は、関係機関と相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

### (1) 実施事項

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るよう努めるものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するよう努めるものとする。
- ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うよう努めるものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するよう努めるものとする。
- カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

## 2 災害応急対策

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

## 第8章 災害復旧計画・被災者援護計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため公共施設等の復旧は単なる原型復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧にその実施を図るものとする。

### 第1節 災害復旧計画

#### 1 実施責任者

町長その他の執行機関、北海道、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有するものは、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

#### 2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図るものとする。

#### 3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は概ね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 漁港
- ケ 下水道
- コ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上水道災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 都市施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

## 4 激甚災害の指定等

---

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう務めるものとする。

## 第2節 被災者援護計画

### 1 罹災証明書の交付

#### (1) 町

ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制の確立に努めるものとする。

イ 町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

カ 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用できるものとする。

#### (2) 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して、被災した町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の自治体にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各自治体における課題の共有や対応の検討、各自治体へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災自治体間の調整を図るものとする。なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

## 第3節 災害復旧融資制度

災害復旧融資制度は、次のとおりである。

融 資 の 名 称	内 容 ・ 資 格 ・ 条 件 等	取 扱 機 関 等	関 係 法 令 等	備 考	
災害復興住宅資金	災害援助資金 貸付の対象 低所得者 対象被害 救助法の適用とならない小規模な災害及び、火災等の自然災害以外の場合 限度額 500,000円 償還期限 7年以内 利率 年3%	別海町 社会福祉協議会	生活福祉資金貸付	(民生委員の相談援助活動を前提とする。)  据置期間 1年以内	
災害援護資金	内容 救助法による救助の行われた災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対して、生活建て直しに資する資金の貸付を行う。 資格 当該被害を受けた都市の前年の所得額が次の定める額に満たない世帯	別海町	災害弔慰金の支給等に関する法律  別海町災害弔慰金の支給等に関する条例	据置期間 3年 (特別の事情のある場合は5年)	
	世帯人員				町民税における総所得額
	1人				2,200,000 円
	2人				4,000,000 円
	3人				5,800,000 円
	4人				6,700,000 円
	5人以上				一人増すごとに 670 万円に 30 万円を加えた額
	ただし、その世帯の住民が滅失した場合にあたっては 1,270 円とする				
災害復興住宅資金	補修の基準 家屋の床面積、構造の制限はないが建築基準法の規定に適合し各戸に居室、便所及び炊事場を備えなくてはならない。  建設の場合の限度額 住宅 10,900,000 円以内 土地 6,700,000 円以内 整地 3,300,000 円以内  償還期間 耐火構造 35 年以内 準耐火構造 30 年以内 木造住宅 25 年以内  利率 その都度定めるものとする。  購入の場合の限度額 新築住宅 1,760,000 円以内 中古住宅 1,480,000 円以内  償還期間 耐火構造 新築住宅 25 年以内 中古住宅 20 年以内  準耐火住宅 新築住宅 25 年以内 中古住宅 20 年以内  木造住宅 新築住宅 25 年以内 中古住宅 15 年以内  利率 その都度定めるものとする。  補修の場合の限度額 住宅 6,000,000 円以内 移転費 3,300,000 円以内 整地費 3,300,000 円以内  償還期間 20 年以内  利率 その都度定めるものとする。				
天災資金	経営資金貸付の対象者	漁協	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	天災とはすべて政令で指示する天災をさす。	
	被害農業者	農協 等			
	被害林業者	林業を主な業務とするもので、天			

## 第8章 災害復旧計画

		災による林産物の損失額が、その者の平年における総収入の10%以上であるもの又は所有施設の損壊等の損失額が当該施設の被災時における価格の50%以上のもの			
	被害漁業者	漁業を主な業務とするもので、天災による魚類等の損失額が、その者の平年における総収入の10%以上である者又は天災により所有施設の損壊等の損失額が当該施設の被災時における価格の50%以上のもの			
	被害組合	農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等であって天災により所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたもの			
	貸付限度額 損失額を基準として政令で定める額、又は3,500,000 円の範囲内でどちらか政令で定める低い額の範囲内				
	償還期間 6年の範囲内で政令で定める期限				
	利率 特別被害地区 年3分 以内 開拓者等 年5分5厘以内 その他 年6分5厘以内				
災害資金	貸付対象 いづれかに掲げる地域内に事業所を有する中小企業者及び中小企業協同組合等であって、地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの、又は、例外、炭鉱災害等により売上の減少等の間接等の被害を受けているもの。 1 救助法の指定を受けた地域 2 その他動画特に必要と認めた地域  貸付額 設備資金 5,000 万円以内 運転資金 3,000 万円以内 貸付期間 設備資金 10 年以内(据置2年以内) 運転資金 7年以内(据置1年以内) 利息 年3. 2%以内	申込場所 商工会 取扱金融機関 北海道銀行 北洋銀行 札幌銀行 信用金庫	取扱は北海道庁の内部要領による。	北海道商工観光部  ※必要により北海道信用保証協会の診療保障に付することがある。	
備荒資金貸付	貸付限度額 町の蓄積金現在額の1.5 倍以内(2,000 万円に満たないときは2,000 万円まで)ただし、救助法、激甚災害法に対処するための特別の財政援助に関する法律等の適用指定の場合は4,000 万円まで  貸付期間 6ヶ月以内 利率 年3%				



## 別海町地域防災計画沿革

昭和40年	4月	別海町地域防災計画作成
平成10年	3月	全面改正
平成19年	3月	全面改正
平成26年	3月	全面改正
平成28年	3月	一部改正
平成29年	3月	一部改正
平成30年	3月	一部改正
平成31年	3月	一部改正
令和2年	3月	一部改正
令和3年	3月	一部改正
令和4年	3月	一部改正
令和6年	3月	一部改正

### 別海町地域防災計画

編集 別海町防災会議

事務局 別海町総務部防災・基地対策課